



# 三重県公報

令和2年5月1日(金)

号外

## 目次

(番号)

(題名)

(担当)

(頁)

### 監査委員公表

4	監査結果に対する措置の公表	(監査委員) 1
5	同件	(同) 130

### 監査委員公表

#### 監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、三重県知事、各種委員会等から令和元年度定期監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年5月1日

三重県監査委員	山口和夫
三重県監査委員	藤根正典
三重県監査委員	野口正
三重県監査委員	内田典夫

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(防災人材の育成・活用による地域防災力の向上)

- (1) 平成 30 年度に実施した「防災に関する県民意識調査」では、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震発生の影響もあり、東日本大震災発生時以降薄れていた危機意識が高まり、内陸直下型地震の危険性を認知する県民の割合が増加した。

しかし、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の県民指標である「率先して防災活動に参加する県民の割合」は、2 年連続で減少し目標値を達成できていない状況である。

このため、引き続き、県民の防災意識を高め、「防災の日常化」の定着を図るとともに、市町やみえ防災・減災センター等と連携し、防災人材の育成や活用を進めることで、地域防災力の向上に取り組まれたい。

(防災企画・地域支援課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 県民の防災活動への参加や防災意識の向上に向けて、令和元年が伊勢湾台風 60 年、昭和東南海地震 75 年の節目の年であることから、伊勢湾台風 60 年シンポジウムを四日市市で、昭和東南海地震 75 年シンポジウムを御浜町で開催しました。また、防災技術指導員が自治会等で講話を行ったほか、防災啓発車（地震体験車）を活用し、地域の行事等に参加することにより、防災活動への参加を促進しました。
- (2) 防災人材の育成については、みえ防災・減災センターにおいて、地域や企業等で自主的に防災活動等を行う「みえ防災コーディネーター」を育成するとともに、自主防災組織の活性化に取り組むため、自主防災組織リーダー研修を県内 3 カ所で開催しました。
- (3) 防災人材の活用については、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター認定者等の「みえ防災人材バンク」への登録を促進するとともに、地域等からの防災活動に関する協力・支援依頼に対してマッチングを行ったほか、フォローアップ研修を開催するなど、人材バンク登録者が地域で活躍できる環境整備に取り組みました。

## 2 取組の成果

- (1) 「令和元年度防災に関する県民意識調査」(速報値)によると、「率先して防災活動に参加する県民の割合」が 50.0%となり、平成 30 年度と比較して 2.3 ポイント向上しました。
- (2) 「みえ防災コーディネーター」を 73 名育成するとともに、「自主防災組織リーダー研修」を延べ 211 人が受講しました。
- (3) 「みえ防災人材バンク」に 500 名が登録され、延べ 232 名の登録者が地域や学校の防災活動を支援しました。(令和 2 年 3 月末現在)

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

- (1) 令和 2 年度は引き続き、みえ風水害対策の日シンポジウムやみえ地震対策の日シンポジウムを開催するとともに、防災技術指導員による講話や防災啓発車による啓発活動を行うことで、県民の防災意識の向上や防災活動に参加する県民の機会の確保に努めます。
- (2) 引き続き、みえ防災・減災センターにおいて、「みえ防災コーディネーター」や「自主防災組織リーダー」など、地域防災力の向上につながる人材を育成します。
- (3) 育成した防災人材を「みえ防災人材バンク」に登録することで人材バンク登録者を増加させるとともに、地域で活躍できる環境整備に努め、防災人材の活用を一層図ることにより、地域防災力の向上に向けて取り組みます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

## 監査の結果

1 事業の執行に関する意見  
(効果的な防災情報の提供)

(2) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の活動指標である「防災みえ. j p」から防災情報等を入手している県民の割合は、前年度から 8.2 ポイント上昇し、25.4%となつたが、平成 30 年度の目標値 26.5%を達成できなかつた。

このため、県民をはじめ外国人を含む観光客など、より多くの人に防災情報を提供し、適切な防災行動を起こせるように、引き続き「防災みえ. j p」の機能やコンテンツの充実を図り、周知・啓発を行うことで利用を促進し、あわせて S N S 等の活用を進めることにより、効果的な防災情報の提供に努められたい。

(災害対策課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

「防災みえ. j p」において、日本語以外に、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語及びスペイン語で、警報や注意報、河川水位や雨量等の防災に関する情報の提供を行いました。

また、警戒レベル情報や南海トラフ地震臨時情報に関する記事等、防災に関する最新のニュースを掲載するなど、コンテンツの充実を図るとともに、「防災みえ. j p」の P R 用チラシを作成し、イベントや会議等で配布することにより、周知・啓発を行いました。

さらに、「防災みえ. j p」に加え、T w i t t e r や L I N E といった S N S を活用した防災情報の提供も行いました。

## 2 取組の成果

「防災みえ. j p」から防災情報等を入手している県民の割合は、平成 30 年度の 25.4%に対して令和元年度は 24.5%と、ほぼ横ばい状態で、大きな変化は見られませんでしたが、T w i t t e r のフォロワー数や L I N E のお友達登録者数は増加傾向にあります。

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

引き続き、「防災みえ. j p」のコンテンツの充実を図るとともに、防災に関するイベントや会議等では、「防災みえ. j p」のチラシ配布するほか、資料に「防災みえ. j p」ホームページの Q R コードを掲載する等の工夫を行い、積極的に周知・啓発を行っていきます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 戰略企画部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

（「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進）

(1) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の平成30年度の取組結果については、自然減対策では少子化対策の取組が一定進んだことから進展度をB（ある程度進展した）とした一方で、社会減対策では数値目標である県外への転出超過数の改善に係る目標値1,880人を実績値4,225人が大きく超過したことから進展度をC（あまり進まなかった）とした。

また、社会減対策の取組のうち、戦略企画部が主担当となる若者の県内定着の促進に関する指標である県内高等教育機関卒業生の県内就職率についても、平成30年度の目標値54.0%を実績値48.9%が下回っている状況にある。

このため、総合戦略の最終年度となる令和元年度においては、数値目標の達成に向けて的確な進行管理のもと、各部との連携の強化を図りながら、自然減対策を推進するとともに、県内高等教育機関の一層の魅力向上・充実等による若者の県内定着の促進、しごとの創出、産業人材の育成等に取り組み、社会減対策を一層進められたい。  
（戦略企画総務課、企画課）

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

① 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の推進にあたっては、自然減対策と社会減対策の両面から効果的・効率的に取組を展開しています。その評価と検証にあたっては、令和元年6月に「三重県地方創生会議検証部会」を開催し、外部有識者の委員からご意見をいただいたほか、県議会で審議いただきました。これらの結果等を踏まえ、平成30年度の取組の成果について「令和元年版三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポート」を作成し、7月に公表しました。

社会減対策については、転出超過に歯止めがかからず、厳しい状況が続いています。転出超過の約6割を15歳から29歳の若者が占めることから、「令和元年度三重県経営方針」の5つの取組方向の柱の一つに「若者の県内定着につなげるために」を掲げ、地域で活躍でき可能性がひろがる「働く場づくり」、一人ひとりが輝き地域から求められる「ひとづくり」、さまざまなもの「ひと」の思いをつなぎ三重に呼び込む「きっかけづくり」の3つの観点から、若者の県内定着に向けた取組を推進しました。また、「三重県地方創生会議及び同検証部会」を開催し、これまでの成果と課題を踏まえ、第2期総合戦略策定に向けた議論を行いました。  
（企画課）

② 県も構成員となっている「高等教育コンソーシアムみえ」において、県内高等教育機関の一層の魅力向上に向け、単位互換協定による授業の開放などに取り組んでいます。また、県も事業協働機関として参画し、三重大学を中心実施しているCOC+事業において、県内高等教育機関卒業生の県内定着に向け、地域の課題解決に尽力する人材「三重創生ファンタジスタ」の養成に取り組みました。さらに、「県政だよりみえ」を活用し、これらの取組や県内高等教育機関に関する情報発信を行うとともに、県内での定住を促進するため、大学生等の奨学金返還額を一部助成する事業を実施し、支援対象者17名を認定しました。  
（戦略企画総務課）

## 2 取組の成果

① 「令和元年度三重県経営方針」に基づき、若者・子育て世代にとって魅力ある働く場づくりや地域が求める産業人材の育成、地域への愛着心と誇りを育むキャリア教育や郷土教育などに取り組むとともに、U・I・T・A就職を加速させるため、就職支援協定締結大学等との連携強化をはじめ、学生への県内企業に関する情報発信の多様化を図りました。また、人口減少にかかる課題について、県の施策を総動員する姿勢をさらに強め、各取組の相乗効果が高まるよう、来年度から始まる第2期総合戦略は、第三次行動計画との一体化を図るとともに、「量」に加え「質」にも注目した対策へ拡充することとし、第1期の「自然減対策」「社会減対策」の2つの対策を「活力ある働く場づくり」「未来を拓くひとづくり」「希望がかなう少子化対策」「魅力あふれる地域づくり」の4つに再編し、オール三重で進めていくこととしました。  
（企画課）

② 「三重創生ファンタジスタ」については、これまでのベーシック・アドヴァンス資格に加えて、エキスパート資格の創設などにより、資格取得者数が令和元年度卒業生では648名（全資格の総数。平成30年度は96名。）と大幅に増加する見込みです。また、単位互換の取組については、対象が43科目（平成30年度は14科目）に拡大されました。  
（戦略企画総務課）

## 令和2年度以降（取組予定等）

① 「活力ある働く場づくり」「未来を拓くひとづくり」「希望がかなう少子化対策」「魅力あふれる地域づくり」の4つの対策に基づくさまざまな施策を分野横断的に活用して一体的に取り組むことで、人口減少に関わる課題解決を図っていきます。  
（企画課）

② 引き続き、「高等教育コンソーシアムみえ」の取組や県内高等教育機関について情報発信等を行うとともに、県内での学びの選択肢の拡大に向け、県外大学との連携に向けた情報収集や関係づくりを進めます。また、奨学金返還額の一部助成について、従来からの指定地域への居住を条件とする支援の枠組みに加え、新たに令和2年度から県内での居住及び県内主要産業への就業等を条件とする枠組みを創設して制度を充実させ、より効果的なものとなるよう取り組んでいきます。  
（戦略企画総務課）

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 戰略企画部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(広聴広報活動の推進)

(2) 平成 29 年 6 月に「三重県広聴広報アクションプラン（改訂版）」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、県民との接点の拡大と充実を基本的な考え方として、2 つの取組視点、3 つの戦略テーマで広聴広報活動を推進してきたところである。

しかしながら、アクションプラン 2 年目となる平成 30 年度も、評価指標「得たいと思う県情報が得られている県民の割合」は、28.6% と目標値の 35.0% を達成できなかつた。

県民に必要な県情報が正しく的確に伝わることは、「広聴広報活動」の基本であり、この基本が成り立つこそ、「協創」の三重づくりが進むことになる。

このため、アクションプラン最終年度となる令和元年度においては、これまでのメディアミックスにおける取組の成果・課題を検証しながら、各メディアの特性や役割を踏まえたうえで、県民への県政情報の発信に取り組まれたい。

また、引き続き、県のウェブサイト「つづきは三重で」等を活用したプロモーション活動を推進することにより、県の魅力を積極的に発信し、「選ばれる自治体」としての県の認知度向上・イメージアップを図るなど、広聴広報活動の推進に努められたい。  
(広聴広報課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

## ①メディアミックスを意識した情報発信

県政情報をより効果的に県民に届けられるよう、全庁一体となった広報展開のための「年間広報計画」を策定し、最適な時期に最適な広報媒体を連携させたメディアミックスによる広報展開に取り組んでいます。

令和元年度からは、県民が得たいと思う県情報の上位を占める県からのお知らせやイベント等の情報を含めた県情報の発信を強化するため、県ホームページにお知らせ・イベント・相談窓口のページを開設し、県政だよりについては、わかりやすい紙面となるよう構成を見直し、フリーペーパーについては、広く県政情報を知っていただけるように県政だよりの特集記事と同様のページを設け、テレビ（県情報提供番組）については、視聴者増加に向けて時間帯や番組内容を刷新しました。また、スマートフォンによる「県政だより」の配信や特集記事の動画を活用した発信、県からのお知らせやイベント等の県ホームページ情報等のニュースアプリ「SmartNews」への配信、フェイスブック広告を実施しました。

## ②プロモーション活動の推進による県の魅力発信

ウェブサイト「つづきは三重で」において、三重県の取組や魅力を定期的に配信するとともに、より多くの読者を得るためフェイスブック、ツイッター等の SNS での記事紹介や、Twitter キャンペーンなど情報発信を行いました。また、更なる県の認知度向上を図るため、テレビ局や雑誌社などのメディアに強いネットワークを持つ PR 会社を活用し、首都圏等大都市圏のメディアへの取材誘致やニュースリリース配信に取り組みました。

## ③広聴広報アクションプランの改訂

平成 29 年 6 月に策定した三重県広聴広報アクションプランは、令和元年度が最終年度となっているため、3 月に改訂を行いました。広聴広報活動は、県民の皆さんと県政とをつなぐ重要な役割があることから、引き続き、「基本的な考え方」を「県民の皆さんとの接点の拡大と充実」とし、「拡散性の高い情報コンテンツづくり」の取組視点で、「メディアミックスによる広聴広報活動の充実」を進め、「伝える」から「伝わる」、「届ける」から「つながる」広聴広報を重視し、県民の皆さん一人ひとりが、「伝えたい」「参加したい」と思える「行動につながる情報発信」、「理解・共感が得られる広聴広報活動」を進めていきます。

## 2 取組の成果

## ①メディアミックスを意識した情報発信

県政だよりをわかりやすい紙面に変更したことや、フリーペーパーに県政情報の掲載を増やしたことについて、読者から好意的な声が寄せられています。また、SNS 等の電子媒体による情報発信を増やしたことにより、多くのコメントをいただき、県民の皆さんとつながる広聴広報活動の充実が図されました。

## ②プロモーション活動の推進による県の魅力発信

ウェブサイト「つづきは三重で」では、ページビュー数などが昨年同時期に比べて上昇し、特に Twitter キャンペーンの結果、SNS の大幅なフォロワー数（三重県ファン）の獲得（約 8,000 人増）を実現しました。

また、首都圏等大都市圏の各メディアへの取材誘致やニュースリリースも、昨年度に比べ、ウェブへの露出件数は 1,221 件から 1,437 件に増加し、全国ネットのテレビ番組の露出時間は 4.28 倍に増加しました。

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

改訂後の三重県広聴広報アクションプランに基づき、それぞれの媒体の特性を生かし適切なタイミングで連携させ活用することで「県民の皆さんとの接点の拡大と充実」に向けた効果的な情報発信を行います。

## ①メディアミックスを意識した情報発信

県からの情報入手手段として、県政だよりやテレビは年齢の高い層に、フリーペーパーや SNS 等は若者層に利用が多い傾向にあるため、引き続き、それぞれの媒体の特性を生かした効果的な情報発信を行います。

また、災害をはじめとする危機管理情報、救急医療情報等の重要情報を県の責務として県民の皆さんに的確に届けるとともに、SNS を活用し、親しみやすいコンテンツづくりを強化し、県民の皆さんによる情報拡散を促進し、人々の行動を後押しする情報発信に取り組みます。

## ②プロモーション活動の推進による県の魅力発信

ウェブサイト「つづきは三重で」やフェイスブック、ツイッター等の SNS の活用、首都圏等大都市圏のメディアへのニュースリリース配信で、更なる三重県の魅力発信に取り組み、より多くの三重県ファンの獲得や県の認知度向上につなげるなど、引き続き、訴求効果の高いプロモーション活動を行います。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 戰略企画部

## 監査の結果

## 2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) ホームページ「県民の声」に外国人への差別を助長するおそれのある表現が含まれた文書を公開していた。  
(広聴広報課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

有識者の助言を得ながら「県民の声」制度における人権への配慮に欠けると思われる表現に関するガイドラインを策定し、平成30年8月から運用しています。  
(広聴広報課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

今後一層チェック意識を高め慎重に事務を進め、外国人に限らず差別を助長するおそれのある表現が含まれた文書を公開することがないよう取り組みます。  
(広聴広報課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(服務規律の徹底及び不適切な事務処理の再発防止)

- (1) 平成 30 年度の懲戒処分については、前年度と同数の延べ 7 人の知事部局職員が処分されているが、そのうち、職級別では、課長級以上の職員で 3 人、内容別では、不適切な事務処理によるもので 2 人が処分されており、極めて深刻な事態となっている。

これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、平成 31 年 3 月に策定した「不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて」に基づき、法令遵守及び服務規律の更なる徹底並びに不適切な事務処理の再発防止に取り組まれたい。

また、令和 2 年 4 月施行の地方自治法改正に伴う内部統制制度の導入にあたっては、こうした状況も踏まえ、法改正の趣旨に沿った実効性のある仕組みを構築されたい。  
(行財政改革推進課、人事課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

県民の皆さんからの信頼回復に向けて、コンプライアンスマーティングの開催や職員研修の充実等により、コンプライアンスの一層の浸透、組織風土としての定着をめざした取組を行いました。

## 【具体的な取組】

## (1) 外部視点の導入

三重県の取組の方向性や具体的な取組内容について、外部の視点からのチェックを受け、取組のプラッシュアップを図るため、外部有識者で構成するコンプライアンス懇話会を 2 回開催しました。

## (2) 全序的な推進体制の強化

職員一人ひとりにコンプライアンスに取り組む目的等が十分に浸透するよう、全序的な推進体制を確立するため、コンプライアンス推進会議の開催や、知事と本庁次長級以上の職員との個別面談、部局長向けコンプライアンス研修等を実施しました。

## (3) 職員一人ひとりの意識の向上

職員一人ひとりが、なぜコンプライアンスに取り組むのか、コンプライアンスに違反するとどのような影響があるのかを「自分事」として捉え、取り組めるよう意識の向上を図るため、コンプライアンス宣言への署名や、コンプライアンスマーティングの実施、クレドカードへの「私のコンプライアンス宣言」の記載、知事と一般職員との意見交換、府内メールによる知事への意見募集等を実施しました。

## (4) 職員の事務処理能力の向上

職員の知識不足による不適切な事務処理を改善するため、業務に関する職員研修を充実強化しました。

## (5) 的確な業務の進め方の徹底

事務の適正な執行を確保するため、内部統制制度の導入に向けて準備を進めました。

## 2 取組の成果

平成 31 年 3 月に策定した「不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて」に基づき、具体的な取組を進めるとともに、コンプライアンス懇話会での意見や、職員からの意見等をふまえながら、「第三次三重県行財政改革取組」の策定、及び「三重県職員人づくり基本方針」の改定を行いました。

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

「第三次三重県行財政改革取組」においては、「社会経済情勢をふまえたさらなる改革の必要性」、「第二次三重県行財政改革取組の成果と課題」をふまえるとともに、「挑戦を讃え、挑戦して失敗してもそこから学習して次の成功を生み出す組織」、「不祥事や事務処理ミスなどの失敗があっても、そこから学んで再発防止する組織」という、二つの意味での学習する組織をめざす視点も加えて取り組むこととし、取組の三本柱として、「スマート改革の推進」、「コンプライアンスの推進」、「持続可能な行財政運営の確保」を掲げています。

県民の皆さんとの信頼を回復し、より高めていくために、「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成を進めるとともに、「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、コンプライアンス意識の向上や組織として的確に業務を進めるための仕組みの構築などに取り組みます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

## 監査の結果

1 事業の執行に関する意見  
(物品の適正管理)

(2) 金品亡失（損傷）については、平成 30 年度の報告件数は 175 件で、前年度の 170 件から 5 件増加しており、依然として職員の不注意等による金品亡失（損傷）が発生している。

このため、職員への注意喚起や交通安全意識の徹底を図るとともに、県有財産の管理意識の向上や管理体制の明確化を図られたい。  
(人事課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

新任班長等研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関して、注意喚起を行いました。

また、今年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。（令和元年 5 月 31 日）

## 2 取組の成果

依命通知の発出のほか、人事担当者会議などで金品亡失の発生防止の注意喚起を行うことで、物品の適正な保管・管理に向けた法令遵守の意識徹底を図りました。

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、令和 2 年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(持続可能な財政運営基盤の確立)

(3) 平成 30 年度の決算においては、実質公債費比率は 14.2%と前年度と同率、経常収支比率は 95.1%と前年度に比べて 2.9 ポイント低下したが、依然として財政の硬直化した状態が続いている。

本県の財政状況は、歳入面では県税収入は増加しているが、繰入金や国庫支出金等の減少により歳入総額は減少しており、歳出面では社会保障関係経費など義務的経費が高い水準で推移することが見込まれ、また、近年は、財源不足を補うため、企業会計からの借入や県債管理基金への積立見送り等の措置を講じており、厳しい状況にある。

このため、いずれも令和元年度が最終年度となる平成 28 年 3 月に策定した「第二次三重県行財政改革取組」(28~元年度) 及び 29 年 6 月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(29~元年度) に基づいて、更なる県税の徴収率向上や未利用財産の売却・活用、多様な財源確保等により、歳入の確保を図るとともに、県民サービスの低下を招くことがないよう配慮しつつ、厳しい優先度判断による事業の選択と集中の一層の徹底と歳出構造の抜本的見直しを進め、これまでの取組の成果・課題を検証しながら、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。  
(財政課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

令和 2 年度当初予算編成では、「第二次三重県行財政改革取組」および「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の各取組に沿って、より一層の歳入確保や、財政の硬直化を招いている経常的支出の抑制など歳出構造の見直しを進めました。

また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き県債残高の減少傾向の維持に努めました。

## 2 取組の成果

令和 2 年度当初予算は、財政調整基金の活用や県有地の売却などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、防災・減災、国土強靭化の取組をはじめ、県民の安全・安心を守るためにの取組などに予算を重点化する一方で、人件費や公債費などの義務的経費については前年度より減額となりました。この結果、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」で本県独自に設定した経常収支適正度は、99.7%となり、令和元年度に比べ 0.1 ポイント改善しました。

また、令和 2 年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高については、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」で示した令和元年度目標額 7,684 億円を下回り、7,679 億円となる見込みです。

「集中取組」に基づき、歳出構造の抜本的見直しを進めてきたことにより、公債費や人件費などについて一定の成果が現れましたが、歳出面では社会保障関係経費が増加し続けることや公債費が高水準で推移することから、財政健全化への道筋を確実なものにしていく必要があります。このため、令和元年度で終了した「第二次三重県行財政改革取組」に引き続き、計画的に健全化を進めていきます。

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

令和 2 年度は、新たに策定した「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、財政健全化に向けた道筋を確実なものにするという強い使命感のもと、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行財政運営の確立に向けた取組を進めます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(県税未収金対策の推進)

(4) 平成 30 年度における県税の収入未済額は、約 30 億 300 万円であり、前年度に比べて約 2 億 8,149 万円減少しているが、依然として多額となっている。

特に、県税の収入未済のうち、個人県民税が 83.8%（前年度 80.8%）と、大きな割合を占めているので、市町及び三重地方税管理回収機構との連携を更に強化し、税収確保に努められたい。 (税収確保課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 個人県民税対策

① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税に関する課題検討会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。

② 三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を大量に引き受け滞納整理を行う取組を平成 27 年度から実施しています。県では、以前よりこの取組に専門性を有する県職員の派遣を行ななど積極的な支援を行っており、今年度も支援を継続しました。

③ 本県が主催する徴収関係研修等に市町職員を受け入れ、市町における徴収技術の向上を支援しました。

## (2) 県税事務所における滞納整理

① 自動車税については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。また、滞納となった自動車税について集中的な差押え等を行う「差押強化月間」を設定するなど、早期の徴収に向けた積極的な滞納整理を行いました。

② 高額滞納については税収確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図りました。

## 2 取組の成果

## (1) 個人県民税対策【令和 2 月末現在】

① 市町における指定徹底の取組により、本年度の給与所得者に占める特別徴収の割合は、89.2%となっています。

② 機構の少額滞納事案の取組については市町から約 2.8 億円を引き受け、約 2.4 億円を徴収しています。なお、市町における機構への移管予告効果約 1.8 億円を含む取組効果は、約 4.2 億円となっています。

③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績 研修開催 6 回 市町職員等延べ参加人数 168 人

## (2) 県税事務所における滞納整理【令和 2 月末現在】

① 納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備により、本年度の自動車税の納期内納付率は、件数ベースで 85.2%、税額ベースで 84.2%となり、15 年連続で上昇し、件数・税額とも 80% 台に到達しています。

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

## (1) 個人県民税対策

## (2) 県税事務所における滞納整理

上記、(1)(2)の取組を引き続き進めるとともに、(1)個人県民税対策については、各県税事務所に市町の個人住民税現年度徴収対策の推進に向けた支援窓口を設置する、市町と県税事務所が同時期に差押強化月間を設定するなど、今まで以上に協働して滞納整理に取り組むことにより、個人県民税の徴収率の向上につなげていきます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	
<p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 職員の健康診断結果が記録されたUSBメモリを許可なく所属外に持ち出し、盗難された。 (福利厚生課)</p> <p>(2) 県有財産について、建築基準法の基準を満たしていることが確認できないブロック塀があった。 (管財課)</p> <p>(3) 個人情報を記載した滞納処分関係文書の誤送付があった。 (津総合県税事務所)</p>	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
<p>(1) 個人情報の外部持ち出しに当たっては、所属長の許可を得ることを徹底するとともに、職員が所属長の許可なく所属のサーバーから個人情報をダウンロードすることを禁止しました。</p> <p>また、個人情報の適正な管理については、三重県情報セキュリティ臨時内部監査及び三重県保有個人情報監査への対応や、コンプライアンスマーティングの実施等を通じて、改めて所属職員に対し、周知徹底を図りました。 (福利厚生課)</p> <p>(2) 建築基準法の基準を満たしていることが確認できなかったブロック塀のうち、地震発生の際に県民の皆さん等に被害を及ぼす恐れのある場所など対応の優先度が高いと判断されるブロック塀については、所管部局において順次、撤去・更新等の措置を行いました。予算が不足する場合は、平成30年度補正予算で予算確保を行いながら、平成30年度中にすべて対応を終了しました。</p> <p>また、通常、人が立ち入らない場所に設置されているなど、緊急性、効率性の観点から直ちに撤去等の対応が必要でなく、比較的対応の優先度が低いと判断されるブロック塀については、個々の状況に応じて順次対応策を講じていくこととし、令和元年度末までに対象となるブロック塀の8割以上で対応が終了しました。 (管財課)</p> <p>(3) 再発防止のため、早々に事務処理手順を見直し、クリアファイルに入れた送付用の文書原本を起案文書に添付することとし、他人あて文書の混入を排除するようしました。</p> <p>また、税務部門における個人情報及び税務情報を含む文書の発送の取扱いを統一し、封入者と点検者が封入物に誤りがないことを封緘前に確認のうえ、封筒に印鑑を押すこととしました。 (津総合県税事務所)</p>	
2 今後の方針（取組予定等）	
<p>(1) 業務上、やむなく個人情報を持ち出す場合やダウンロードする場合は、台帳に登載し、決裁を受けることを徹底し、再発防止に努めています。 (福利厚生課)</p> <p>(2) 対応が未了のブロック塀については、所管部局において個々の状況に応じた対応策を順次講じていくこととします。 (管財課)</p> <p>(3) 取組内容のとおり、定めた手順に沿った事務処理を適切に実行し、再発防止を図っていきます。 (津総合県税事務所)</p>	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 収入未済

① 収入未済額が平成 30 年度末現在 3,016,947,585 円あった。

(桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、

伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)

## イ 収入事務

① 県税について、過去に適切な滞納整理の取組を行わず、不納欠損処分していた。(四日市県税事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ア 収入未済

## (1) 個人県民税対策

① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。

② 三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を大量に引き受け滞納整理を行う取組を平成 27 年度から実施しています。県では、以前よりこの取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど積極的な支援を行っており、今年度も支援を継続しました。

③ 本県が主催する徴収関係研修等に市町職員を受け入れ、市町における徴収技術の向上を支援しました。

## (2) 県税事務所における滞納整理

① 自動車税については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。また、滞納となった自動車税について集中的な差押え等を行う「差押強化月間」を設定するなど、早期の徴収に向けた積極的な滞納整理を行いました。

② 高額滞納については税収確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図りました。

## イ 収入事務

① 納税課長会議、課内ミーティングの場で情報の共有を行うとともに書類のチェックを行い、同様の事案がないことを確認しました。

(四日市県税事務所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## ア 収入未済

## (1) 個人県民税対策

## (2) 県税事務所における滞納整理

上記、(1)(2)の取組を引き続き進めるとともに、(1)個人県民税対策については、各県税事務所に市町の個人住民税現年度徴収対策の推進に向けた支援窓口を設置する、市町と県税事務所が同時期に差押強化月間を設定するなど、今まで以上に協働して滞納整理に取り組むことにより、個人県民税の徴収率の向上につなげていきます。

(税収確保課)

## イ 収入事務

① 電子データでのチェック、また、注意すべき事案が発生した場合は、書類に注意喚起の付箋を張り付け管理を行うことで同様の事案の発生防止に努めています。

(四日市県税事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 印刷物の作成	
① 【ふるさと納税リーフレット】	
・仕様書を作成していなかった。	(税務企画課)
イ その他の支出事務	
① 消火器リサイクル処分費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。	(管財課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 印刷物の作成	
① 当該印刷物に係る仕様書案を作成し、課内で共有しました。	(税務企画課)
イ その他の支出事務	
① 消火器リサイクル処分費の支払いにおいて、請求書が二重で発行されていたことの確認が不十分であったことから二重払いを行った事案です。	
以降、再発防止のため執行伺い等の複数職員による確認を徹底しました。	(管財課)
2 今後の方針（取組予定等）	
ア 印刷物の作成	
① 来年度の調達の際には、この度作成した案を基に仕様書を作成のうえ、適切に発注します。	(税務企画課)
イ その他の支出事務	
① 同様の事案が発生しないよう、引き続き複数人での確認などチェック体制の強化や職員への周知を徹底し、適切な事務処理に努めます。	(管財課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 差し押された保険金について、指定金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 （四日市県税事務所） ② 差し押された預金について、指定金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 （松阪県税事務所）
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 本事案は、生命保険会社から出納員口座に入金された差押代金について、指定金融機関テレフォンサービスから入金連絡があり、担当者が不在であったため別の職員が財務会計システムで受入決議処理は行ったものの、収納処理を忘れていたため、数日間、収納がされないままとなつたものです。 以後、課内で必要な事務処理について改めて情報共有を行い、収納処理を速やかに行うこととし、整理表に収納処理を行ったことを記録に残すことを確認し合い、チェック体制の徹底を図りました。 （四日市県税事務所） ② 滞納処分により出納員口座への入金連絡があった場合は、収納管理担当者が徴収担当者へ速やかに連絡し、その日のうちに受入処理を行います。当日中の収納処理ができない場合は収納管理担当者内で「翌日出金入金分」として情報共有を図り、翌開庁日に収納処理が完了するようにしました。 （松阪県税事務所）
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、情報共有とチェックを徹底し、事務処理の遅延防止に努めます。 （四日市県税事務所） ② 引き続き、情報共有と翌日に処理すべき事務を明確にして、収納処理の遅延防止に努めます。 （松阪県税事務所）

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(医師・看護職員確保対策の推進)

- (1) 厚生労働省が新たに設定した平成31年4月時点の医師偏在指標（暫定値）において、三重県は全国平均を下回る「医師少数都道府県」（全国順位35位）とされており、全国を335圏域に分けた二次医療圏に関しては、東紀州圏域が全国順位305位となり、「医師少数区域」に分類されている。

引き続き、医師修学資金の貸与等により県内医療機関で勤務する医師の確保に取り組むとともに、医師修学資金の貸与者等に対するキャリア形成プログラムの活用促進、地域医療対策協議会や医師派遣検討部会における具体的な対策の検討等により、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に向けて取り組まれたい。

また、県内の看護職員数は、近年増加傾向にあるが、需給状況調査によると令和17年においても供給不足が見込まれていることから、修学資金貸与や就業あっせん等による人材確保、働きやすい職場環境づくりの支援等による職員の定着促進に努められたい。  
(地域医療推進課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

① 県内で医師として一定期間勤務することにより、貸与額を返還免除する三重県医師修学資金の貸与を実施するとともに、地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけました。また、地域医療対策協議会や医師派遣検討部会において、医師の偏在解消に向けた検討を行いました。

② 看護職員の確保については、看護師等修学資金貸付制度を活用し、看護学生の県内就業の促進を図りました。また、三重県ナースセンターでは、免許保持者による届出制度（とどけるん）を周知し、ナースセンターへの登録を促進するとともに、無料の就業斡旋や復職支援研修を実施し、再就業を促進しました。さらに、みえ看護フェスタや1日看護体験を行い、看護職をめざす学生に看護の魅力を発信する取組を行いました。

働きやすい職場環境づくりに向けた支援については、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を推進するとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度を運用し、看護職員をはじめとした女性の医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しました。  
(地域医療推進課)

## 2 取組の成果

① 三重県医師修学資金貸与制度について面接等による選考のうえ、43人に新規貸与を行った結果、貸与者の累計（令和2年3月末）が733人となりました。また、新専門医制度については、臨床研修2年目の医師修学資金貸与者に対し、地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけた結果、県内の専門研修プログラムに登録した専攻医数は、102人となりました。

② 三重県ナースセンターにおいて、免許保持者による届出制度（とどけるん）を周知し、ナースセンターへの登録を促進した結果、免許保持者による届出制度（とどけるん）届出数は、累計で1,960人（令和2年3月末）となりました

また、三重県医療勤務環境改善支援センターの支援により、勤務環境等の改善に自動的に取り組んでいる医療機関数は、令和元年度実績で延べ21件（令和2年3月末）となりました。

今年度の「女性が働きやすい医療機関」認証件数は6件（5病院・1診療所）となりました。

(地域医療推進課)

## 令和2年度以降（取組予定等）

① 三重県医師修学資金貸与制度を活用し、将来県内で勤務する医師の総数確保に努めます。

また、令和元年度に策定した「三重県医師確保計画」に基づき、地域医療支援センターにおいて、地域枠医師や医師修学資金貸与者に対してキャリア形成支援と医師不足地域への派遣調整を一体的に行うことにより、医師の偏在解消に取り組みます。

② 三重県看護職員確保対策検討会において、関係機関等と情報共有を図りながら、県内で勤務する看護職員の確保に取り組みます。

また、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、引き続き、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自動的な取組を推進するとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度を運用し、医療従事者の勤務環境改善の取組を支援していきます。  
(地域医療推進課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果	
<p>1 事業の執行に関する意見            (特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び介護人材の確保・養成)</p> <p>(2) 介護度が重度で在宅の入所待機者数については、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」県民指標における平成30年度の目標値が119人であるのに対して、210人となっており、入所の必要性の高い人が直ちに入所できない状況が続いている。</p> <p>施設整備定員数(累計)についても、同計画の活動指標の目標値である10,647床を下回る10,408床であった。</p> <p>引き続き、入所基準の適切な運用等による待機者の解消、事業者への支援による施設整備の促進に努められたい。</p> <p>また、介護関係職の新規求人数に対する充足率は、平成30年度は前年度より1.3ポイント低下の10.5%と、ここ数年減少傾向が続いており、職員の不足により施設が一部稼働できない事態も発生している。</p> <p>良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められていることから、関係機関と連携し、外国人人材や介護助手等も活用しながら人材の確保・養成を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(長寿介護課)</p>	
<p>講じた措置</p> <p>令和元年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 福祉・介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県社会福祉協議会に設置した三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、キャリア支援専門員による求人と求職のマッチング支援、中学・高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘り起こしやシニア世代の参入のための研修、小規模事業所へのアドバイザーや研修講師の派遣、介護事業者等関係機関との連携を図るために介護人材確保対策連携強化協議会の開催、働きやすい介護職場応援制度による介護事業所を評価する仕組みなどの取組を実施しました。</li> <li>・三重県社会福祉協議会に貸付原資等を補助することで、介護福祉士の資格取得をめざす学生や外国人留学生等への修学資金や、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。</li> <li>・経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が、円滑に国家資格を取得し、日本で就労できるよう日本語学習等の支援を行いました。</li> <li>・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金で、介護従事者の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。</li> </ul> <p>② 特別養護老人ホームの入所に当たって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、26施設の現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。</p> <p>③ 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、平成30年度に選定した令和元年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、令和2年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。</p> <p style="text-align: right;">(長寿介護課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 福祉人材センターでの取組により、383名(令和2年2月末)が福祉・介護職場に就職しました。</p> <p>また、介護福祉士修学資金を39名(外国人留学生27名)に、実務者研修受講資金を124名に、再就職準備金を2名に新規貸付を行った結果、貸付者の累計(令和2年3月末)が、それぞれ325名(外国人留学生50名)、512名、13名となりました。</p> <p>② 特別養護老人ホームへの現地調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。</p> <p>③ 介護保険事業支援計画に基づき、令和元年度は、特別養護老人ホーム3施設(130床)の施設整備が行われました。令和2年度の施設整備については、整備計画の応募があった特別養護老人ホーム3施設(180床)の選定を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(長寿介護課)</p> <p>令和2年度以降(取組予定等)</p> <p>① 介護人材の確保については、若者やシニア・外国人等の多様な層に応じて、これまでの取組を引き続き実施するとともに、新たに退職を控えた元気な高齢者など多様な人材の介護分野への参入を図る取組、外国人留学生の就労予定先の介護施設が行う奨学金制度の支援、外国人技能実習生等への集合研修、外国人材の受け入れに関心のある事業者へのセミナー・相談会などに取り組んでいきます。</p> <p>② 特別養護老人ホームの入所に当たっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促しています。</p> <p>③ 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集に当たっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うほか、介護人材の確保の見込みについて確認を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。</p> <p style="text-align: right;">(長寿介護課)</p>	

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

## 監査の結果

1 事業の執行に関する意見  
(健康づくりの推進)

(3) 高齢化が進展する中で、県民が介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが求められており、「三重の健康づくり基本計画」においては、「幸福実感を高めるための心身の健康感の向上」と並んで「健康寿命の延伸」が全体目標とされている。

また、県内における死因の第1位であるがんについては、予防・早期発見のために重要ながん検診受診率は全国平均を上回っているが、がん検診受診後の精密検査受診率は、全国平均を大きく下回っている。

引き続き、がん検診受診率及び精密検査受診率の向上に取り組むとともに、生活習慣病対策については、子どもの頃からの正しい生活習慣の習得、運動習慣の定着、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防などを市町等と連携して実施し、また、企業における健康経営の取組の促進等により、地域全体で健康づくりが展開されるよう取り組まれたい。

(健康づくり課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

平成29年度に策定した「三重県がん対策推進計画」、「第3次三重県自殺対策行動計画」、「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」、「三重の健康づくり基本計画中間評価」に基づき、「健康寿命の延伸」、「幸福実感を高めるための心身の健康感の向上」をめざし、企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりの取組を推進しました。

平成30年7月に開始した「三重どこわか健康マイレージ事業」は、県民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、社会全体でその動機づけと継続を支援する体制を整備するとともに、従業員や県民へ健康づくり取組メニュー（健診、食、運動など）を提供する「マイレージ取組協力事業所」の事例集を作成し、関係機関へ配付するなど、事業所の拡大を図りました。また、令和元年9月に、健康づくりに取り組む気運の醸成のため、103団体で構成する「三重どこわか県民健康会議」を設置しました。さらに、企業における主体的な健康経営の取組を推進するため、令和2年1月に、従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいる企業を「三重どこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」として認定する制度を創設しました。

また、医療関係者や教育委員会等と連携した小・中・高等学校におけるがん教育の授業の実施（16校、1,228名）、各市町の受診率向上取組や精密検査受診率の向上を支援する「がん予防・早期発見推進事業」による市町への支援、市町がん担当者会議を2回実施し、受診の意義の共有、受診率向上につながる研修会の実施及び好事例の紹介等を行いました。

(健康づくり課)

## 2 取組の成果

- ① 女性の健康寿命は全国2位、がんの75歳未満年齢調整死亡率は低い方から全国2位となっています。
- ② 「三重どこわか健康マイレージ事業」は全市町で取組をすすめ、マイレージ特典協力店は1,076店舗、マイレージ取組協力事業所は101か所となりました（令和2年3月末）。企業や県内全市町と連携した取組が評価され「第8回健康寿命をのばそう！アワード」において厚生労働省健康局長優良賞を受賞しました。
- ③ 平成29年度地域保健・健康増進事業報告による試算値によると、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がんの検診受診率は概ね改善傾向で推移しており、特に乳がん検診受診率は41.1%、子宮頸がんは47.8%、大腸がん検診が26.8%となりました。

(健康づくり課)

## 令和2年度以降（取組予定等）

- ① 引き続き、「三重どこわか健康マイレージ事業」の取組を進めるとともに、Society5.0やSDGsなどの新しい考え方を取り入れ、さまざまなデータやテクノロジーを活用しつつ、県民の主体的な健康づくりや企業における健康経営に向けた取組をより一層進め、「三重どこわか県民健康会議」において取組の横展開を図ります。さらに、「三重どこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」を対象として、特に優れた取組に対して「三重どこわか健康経営大賞」による表彰や健康経営の取組を加速させるインセンティブの創設を予定しています。
- ② 生活習慣病を予防するため、健康無関心層を対象に、ウェアラブル機器等の活用により、個人の食事や運動の「見える化」を図り、行動変容を促すとともに、得られたデータを基にエビデンスの構築を行い、取組の横展開を図ります。
- ③ 各種がん検診における受診率および精密検査受診率向上の取組がより一層進展するよう、引き続きがん検診の受診率向上に関する取組を進めるとともに、県内市町が実施するがん検診において受診率の向上を図るため、ナッジ理論に基づく受診勧奨の取組を支援します。

(健康づくり課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果	
講じた措置	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	
事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(1) 公用車に置き忘れた個人情報記載の動物苦情処理簿を紛失した。	(鈴鹿保健所)
(2) 特定医療費受給者証の再交付事務において、事務の遅延及び未処理があった。	(伊賀保健所)
1 実施した取組内容	
(1) •三重県個人情報適正管理指針等に沿った適正な取り扱いの徹底を行いました。具体的には、個人情報記載の文書を持ち出す際は、課長の承認を得るとともに、新たに作成した「特定個人情報等持出記録簿」に、持出日、返却日及び持出者名等を記載し、管理を徹底しました。 •コンプライアンスマーティング等での職場研修、県内で発生した不適切な事務処理事案が報告されるごとの職員への周知等の実施に加え、各課で月1回リスクの芽を探すミーティングを行い、所内課長会議に報告、重要な事案は臨時のコンプライアンスマーティングを実施し、個人情報に対する職員一人ひとりの意識を高めました。	(鈴鹿保健所)
(2) 防止策として、業務進行管理表を作成することにより、担当者のみではなく課全体で情報共有を図り、事務の進捗状況管理を徹底しました。また、受付書類の保管場所についても課で共有することにより、遅延・未処理の発生防止に努めました。	(伊賀保健所)
2 今後の方針（取組予定等）	
(1) 引き続き三重県個人情報適正管理指針等に沿った適正な取り扱いを徹底していくとともに、職員に対しての個人情報の漏えいに対する危機意識の向上に努めていきます。	(鈴鹿保健所)
(2) 取組の結果、現在、遅延・未処理の発生はありませんが、再度の発生が起こらないよう引き続き取組を継続していきます。	(伊賀保健所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
 ア 収入未済

① 収入未済額が平成 30 年度末現在 27,488,878 円あつた。

(地域医療推進課、長寿介護課、食品安全課)  
 (長寿介護課)

② 債権処理計画の回収目標を達成していなかつた。

## イ 収入事務

① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が 2 件遅延していた。【重点】

(医療保健総務課)

② 現金納付された未収金の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】

(津保健所)

③ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (伊勢保健所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ア 収入未済

①② (医師修学資金等貸付金返還金)

(看護師養成貸付金返還金)

(介護福祉士修学資金貸付金返還金)

(高齢者住宅整備資金貸付金)

- ・医療保健部債権管理マニュアルに基づき、回収促進に取り組みました。
  - ・部長を会長とする「医療保健部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理目標）を決定、公表しました。
  - ・決定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書、居宅等訪問による催告の強化や連帯保証人に対する催告を行い、未収金の回収と新たな未収金の発生防止に努めました。
  - ・債務整理対象者の関係者から時効の援用の申し出の意思があつたものについては、関係者より関係書類を徵し、債務の整理が完了しました。
  - ・子ども・福祉部との合同開催による未収金担当者研修会に参加することにより、担当職員の知識・能力の向上を図りました。
- (自動販売機光熱水費負担金)
- ・平成 31 年 4 月 25 日に債務者が入金をした旨を確認し、令和元年 5 月 16 日に財務会計システムで収納確認を行いました。
- (食品安全課〔動物愛護推進センター〕)

## イ 収入事務

- ① 当該 2 件の情報公開文書複写料については、年度末等の繁忙時期であったことから、金融機関への収納が 1 日遅延したものです。情報公開文書複写料を受領した場合には、速やかに収納処理を行うよう徹底を行いました。
- (医療保健総務課)
- ② 現金納付を受けた際に、職員間で金庫に入金されたことがわかるように金庫にマグネットを貼付し、失念防止を図りました。
- (津保健所)
- ③ 情報公開文書複写料の受領後速やかに収納処理を行うよう徹底しました。
- (伊勢保健所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## ア 収入未済

①② (医師修学資金等貸付金返還金) (看護師養成貸付金返還金) (高齢者住宅整備資金貸付金)

- ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。
  - ・医療保健部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。
  - ・債務者や連帯保証人が死亡している債権については、相続関係を調査し、催告対象者を拡大していきます。
  - ・一括納付が困難な債務者に対して、返済計画書の作成を指導するなど計画的な債権回収を図っていきます。
- (地域医療推進課・長寿介護課)

(介護福祉士修学資金貸付金返還金)

債務者の民事再生計画に基づき、確実な未収金の徴収を進めます。

(長寿介護課)

(自動販売機光熱水費負担金)

債務者が入金する金融機関にかかわらず、出納閉鎖期日までの日計日となるように納期限を設定し、収入未済の発生を防止します。

(食品安全課〔動物愛護推進センター〕)

**イ 収入事務**

- ① 今後も引き続き、情報公開文書複写料を受領した際には、速やかに収納するよう周知徹底を図り、適切な収納事務を行います。  
(医療保健総務課)
- ② 今後も引き続き、入金忘れを防止するため、職員間で金庫に入金されたことがわかるように金庫にマグネットを貼付し、失念防止を図ります。  
(津保健所)
- ③ 14時以降に現金を受け入れた場合は、切手出納簿の表紙にダブルクリップ等で留めて金庫へ保管し、翌日、収入担当者に手渡すことで、課内の職員も現金収入があることを把握することができるようにして、再発防止を図ります。  
(伊勢保健所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
① 【設備管理業務委託】	
・再委託の承認申請書面に、契約書に定めた事項が記載されていなかった。 (公衆衛生学院)	
イ 補助金等	
① 【みえライフイノベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金】	
・交付要領に定めた状況報告書が提出されていなかった。 (ライフイノベーション課)	
ウ その他の支出事務	
① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (津保健所)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 業務委託	
① 再委託の承認申請書に契約書に定めた事項が記載されているか確認を行いました。委託先に対しては契約書に定めた事項が漏れなく記載されているか確認を行うよう指示しました。 (公衆衛生学院)	
イ 補助金等	
① 補助金交付要領に定める状況報告書については、令和元年8月19日付けで受理しました。また、再発防止のため、事務処理方法等について再確認するとともに、課内で情報共有を行いました。 (ライフイノベーション課)	
ウ その他の支出事務	
① 電子入札システムの研修や、出納員研修に参加し、業務の理解度を高めました。 (津保健所)	
2 今後の方針（取組予定等）	
ア 業務委託	
① 再委託を行う場合には、再委託の承認申請書に契約書で定める事項を記載するよう周知徹底を図り、適切な事務処理に努めます。 (公衆衛生学院)	
イ 補助金等	
① 引き続き適正な事務処理を行っていきます。 (ライフイノベーション課)	
ウ その他の支出事務	
① 電子入札システムを使用する際に、必要な事務を確認し適切な手続きを行っていきます。 (津保健所)	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (3) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故（物損額：県 135,000 円廃車）

(伊勢保健所)

② 物損事故（物損額：県 359,324 円）

(伊勢保健所)

③ 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 0 円、相手 211,140 円）

(熊野保健所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

①② 所属内で事故発生の情報共有を行い注意喚起を行いました。

更に、交通安全研修に参加しその内容を全職員に周知するとともに、様々な機会を通じて交通安全意識が向上するよう周知を行いました。  
(伊勢保健所)

③ 交通安全研修（紀南地域活性化局主催）に参加し、安全意識の向上を図りました。

また、所内研修として職員に対し、危機管理意識の向上、交通安全についての周知を行いました。

(熊野保健所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

①② 引き続き、所内会議等の場で、公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、適切な公用車の運行に努めます。  
(伊勢保健所)

③ 引き続き、所内のミーティングや所内研修において、公用車運転時の交通安全についての注意喚起を行い職員の安全運転意識を高め、適切な公用車の管理に努めます。  
(熊野保健所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (4) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (松阪保健所)

② 事故発生報告書の提出が 2 件遅延していた。 (伊勢保健所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 金品亡失が発生した場合には、速やかに速報を提出するよう職員へ周知徹底しました。 (松阪保健所)

② 事故が発生した場合には、速やかに必要書類を提出するよう職員へ周知徹底しました。 (伊勢保健所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知徹底を行い、金品亡失が発生した場合は遅滞なく報告を行います。 (松阪保健所)

② 事故や金品亡失が発生した場合には、遅滞なく必要な報告を行うこととします。 (伊勢保健所)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (保育所待機児童の解消)	
(1) 保育所待機児童については、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」において、令和元年度の目標として平成31年4月1日現在における待機児童数0人を掲げているが、前年から29人増加し、109人となっている。 このため、令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化」の影響も考慮し、待機児童がいる市町の状況を十分に把握・分析のうえ、市町が実施する保育所整備等に対する適切な支援を行うとともに、保育士の確保に向け、新任保育士の離職防止や潜在保育士の現場復帰の支援等の待機児童解消に向けた取組を進められたい。 (少子化対策課)	
講じた措置	
<u>令和元年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 市町が実施する保育所等の創設、増改築等に対して、施設整備費補助や国への交付申請事務などの支援を行いました。 ・待機児童が発生している7市町の内、特に多く発生している2市町を訪問し、保育士確保の状況や課題について聞き取りを行うとともに、県で実施している保育士確保のための事業活用など、今後の対応策について話し合いました。 ・三重県社会福祉協議会に委託をしている保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士復帰支援専門相談員を配置し、ハローワークと連携した「保育のおしごと相談会」(年30回以上)の開催や就労相談を行いました。また、保育士の早期離職防止を図るため、新任保育士就業継続支援研修(県内2箇所各2日間)や管理者・経営者マネジメント研修(県内4箇所)を実施しました。 ・平成29年度に国で構築された、保育士の経験年数や研修による技能の習得による待遇改善の仕組みについて、その要件となるキャリアアップ研修を実施しました。そのうち1分野については、潜在保育士の復帰支援研修を兼ねています。(県内6市計32日間) ・新たに保育士をめざす学生の修学や潜在保育士の就職支援を行うため、修学資金貸付事業等を行いました。 ・待機児童の多くを占める低年齢児(0歳~2歳)は、育児休業からの復帰等により年度途中での保育所入所希望が多い傾向にあることから、年度当初から保育士を加配し、年度途中の需要に対応している市町に対して、その費用の一部を補助しました。 ・保育士資格がなくても携わることができる保育の周辺業務(事務、清掃、片付け等)について、地域の多様な人材(保育支援者)を活用することで、保育士の負担軽減を図る事業を実施する市(伊勢市・松阪市・桑名市)に対して補助を行いました。	
(3) 保育士・保育所支援センターのWebサイトを構築し、県内の保育施設の状況や保育士に関する求人・求職情報などを一元化して掲載することで、これから保育士をめざす方や潜在保育士の方が必要とするきめ細かな情報を提供できる体制を整えました。(令和2年1月開設)	
(4) 保育所等に特化したイクボス普及の取組を進めるため、モデル園を設定し、外部アドバイザーの助言も得ながら、各園の状況に応じた取組を推進しました。 (少子化対策課)	
2 取組の成果	
(1) 保育所等の創設、増改築等を支援した結果、今年度は、認定こども園1施設、保育所1施設(共に平成30年度からの繰越事業)を整備しました。	
(2) 保育のおしごと相談会、管理者・経営者マネジメント研修(令和2年1月~2月)、新任保育士就業継続支援研修(受講者数184人(全2日間修了者169人))及びキャリアアップ研修(受講者数2,097人)を実施しました。また、保育士修学資金の貸付を行いました。(新規30人 前年度継続28人)	
(3) 保育士・保育所支援センターのWebサイト「みえのはいく」内で、県内の保育所・認定こども園が自園の働きやすい職場環境づくりへの取組などについて紹介するページなどを構築しました。(掲載園:約160園)	
(4) 県内3つの保育園をホイクボスの「モデル保育園」とし、園内のコミュニケーション強化を図るなど、働きやすい保育の職場環境づくりを実践しました。また、ホイクボスの考え方や取組への理解を促すためのセミナーを開催しました。 ・ホイクボスキックオフセミナー(令和元年7月15日) 参加者:56人 ・ホイクボス成果共有会(令和2年2月13日) 3園のモデル園から取組成果を発表 参加者:72人 (少子化対策課)	
<u>令和2年度以降(取組予定等)</u>	
(1) 保育所や認定こども園の整備に対して引き続き支援を行うとともに、就業継続支援や待遇改善につながるキャリアアップ研修、保育士修学資金貸付等を今後とも実施していきます。	
(2) 保育士・保育所支援センターのWebサイト「みえのはいく」の内容を充実させ、必要かつきめ細かな情報の発信に努めます。	
(3) 保育所の働きやすい職場環境づくりを進めていくため、ICT等を活用しながら保育現場の事務作業の改善策や効率化の支援に取り組みます。	
(4) 県内の保育所で工夫をしながら働き方の改善等を進めている取組を募集し、その工夫等に対して表彰を行うとともに、他の保育所が参考とできるように紹介していきます。 (少子化対策課)	

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

1 事業の執行に関する意見  
(少子化対策の推進)

(2) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の自然減対策においては、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を基本目標として掲げ、県の合計特殊出生率を、平成26年から、概ね10年後を目途に1.8台に引き上げることを数値目標の一つとしている。

総合戦略に基づき、自然減対策として、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「スマイルプラン」という。)に掲げた取組を中心に推進しているところであり、平成30年の合計特殊出生率(概数)は1.54となり、3年ぶりに上昇に転じ、前年の確定値を0.05上回った。

スマイルプランは令和元年度で最終年度となることから、これまでの取組を検証し、引き続き、数値目標の達成に向けて、市町や関係機関と連携し、スマイルプランに掲げる取組を着実に推進するとともに、少子化対策を進めるための機運醸成に努められたい。  
(少子化対策課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、市町や企業・団体など多様な主体との連携も図りながら、少子化対策を進めるための気運の醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージ毎に切れ目のない取組を実施しました。

また、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について、「みえの子ども白書2019」の結果のほか、これまでの取組成果や課題をふまえ、三重県少子化対策推進県民会議等のさまざまな主体の参画を得ながら、関連する計画とあわせて、改定を行いました。

また、新たな取組として、出会い支援では、従業員や地域の若者の結婚を応援する企業・団体や結婚を希望する人等が利用しやすく気軽に相談できる状況をつくるため、試行的に、県内5地域で相談会などを実施する地域サテライト事業等を実施しました。

さらに、企業等におけるイクボスの取組を推進するため、イクボス風土イノベーション事業において、ノウハウやスキルの共有、課題や悩み等を企業間で共に考える場づくりを実施し、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりや子育てしやすい風土づくりが進むよう取り組みました。  
(少子化対策課)

## 2 取組の成果

(1) 結婚を希望する人への出逢いの場の情報提供等を行うとともに、企業等と連携し、社会全体で結婚を希望する人を応援する地域づくりを進めることにより、ニーズに応じた出逢いの場が提供されるとともに、県内各地域で結婚を支援する体制の整備につなげました。

## &lt;主な成果(累計)&gt;(令和2年3月末時点)

みえ出逢いサポートセンター会員	H30 3,834人	→ R元 4,429人
出逢い応援団体	H30 161団体	→ R元 178団体
出逢いサポート企業	H30 207社	→ R元 207社
イベント累計数(セミナー含む)	H30 504回	→ R元 738回
総参加者累計数(セミナー含む)	H30 6,766人	→ R元 8,514人

(2) 男性の育児参画の推進に向けた啓発イベントや情報発信等に取り組むことにより、男性が積極的に育児に参画することへの理解の促進につなげました。また、従業員の仕事と家庭の両立を応援するイクボスが増え、だれもが活躍でき、働きやすい職場環境づくりが促進されるよう、イクボス同盟への加入促進等に努めたところ、同盟加盟数が700を超え、都道府県のイクボス同盟として全国1位の加盟数となりました。

## &lt;主な成果&gt;

第6回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ応募件数 H29 431件 → H30 651件 → R元 599件  
みえのイクボス同盟加盟企業・団体数

H29 150企業・団体 → H30 180企業・団体 → R元 736企業・団体(令和2年3月末時点)  
(少子化対策課)

## 令和2年度以降(取組予定等)

引き続き、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等との協創をより重視し、少子化対策を進めるための気運の醸成を図るとともに、引き続き、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

また、令和2年1月に、三重県知事が自治体の首長として初めて「男性育休100%宣言」に賛同し、県内企業等においても男性従業員の育休取得が向上するよう働きかけることを宣言しました。今後は、育休の取得をはじめとした男性の育児参画推進を一層図るとともに、あわせてイクボスの普及・定着に向け、県内企業等とともに取組を進めていきます。

(少子化対策課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
<p>1 事業の執行に関する意見            (児童虐待の未然防止及び早期発見、早期の適切な支援)</p> <p>(3) 児童虐待相談対応件数は、平成 24 年度以降、1,000 件を超える水準で推移しているが、30 年度は初めて 2,000 件を超え、前年度と比較して 404 件増加し、2,074 件と過去最多となっている。</p> <p>このため、児童相談所の相談支援体制の強化を図るとともに、市町、教育、警察、母子保健関係機関や医療機関等との連携を一層強化し、児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援に努められたい。</p> <p>また、市町が身近な場所における支援業務を行うよう位置づけられていることから、市町における児童相談対応能力の向上に対する計画的な支援等に努められたい。            (子育て支援課)</p>	
講じた措置	
<p>令和元年度</p> <p>1 実施した取組内容            (児童相談所の相談支援体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるようにするために、平成 31 年 4 月に北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、鈴鹿児童相談所を設置しました。</li> <li>児童虐待への初期対応とその後の再発防止、家族の再統合などのアセスメントを的確に行うため、研究機関による A I 技術を利用した児童相談業務システムの実証実験への協力を进行了。(中勢児童相談所、南勢志摩児童相談所)</li> </ul> <p>(関係機関との連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童に係る課題を共有する場として司法、警察、医療、母子保健、市町、福祉、教育、施設、里親等の機関・団体が参加する県要保護児童対策協議会を開催し、意見交換を行いました。(2 月 13 日)</li> <li>平成 31 年 4 月から、児童相談センターと県警少年課をオンラインで結び、24 時間、必要な情報の共有ができる体制をとることとしました。</li> <li>各児相単位で、警察、県・市町教委、市町児童福祉との関係行政機関連絡会議を開催し、関係機関相互の情報共有・意見交換を行うとともに、警察と児童相談所による立入調査等の模擬訓練(11 月 7 日)を行いました。</li> </ul> <p>(市町への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「児童相談体制強化確認表」を活用した市町との定期協議を行い、市町の体制強化に向けた取組を定め助言を行いました。(4 市 6 町)</li> <li>市町職員を対象とする会議(10 月 30 日)、研修(7 月 31 日)を開催しました。</li> <li>各市町における要保護児童の早期発見や支援に係る情報共有の場である要保護児童対策地域協議会(要対協)に児相職員が参加したほか、要対協の運営強化やケースマネジメントの向上のため、アドバイザー(6 市 6 町、16 回)、スーパーバイザー(3 市 2 町、14 回)を派遣しました。            (子育て支援課)</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鈴鹿児童相談所の設置により、鈴鹿・亀山地域において身近な場所での児童相談対応が可能となるとともに、鈴鹿市内に開設された児童家庭支援センターや一時保護専用施設との連携が進みました。</li> <li>実証実験を行うことでシステムの改善点が明らかになり、一層の業務効率化に向けた改良が進みました。また、職員が入力しながら虐待リスクのシミュレーションができることで、自主的にスキルアップを試みる機運が醸成されました。</li> <li>県の要保護児童対策協議会や、各関係機関連絡会議の開催により、児童虐待に関する現状の情報共有とその後の連携の必要性について理解を深めることができました。</li> <li>市町との定期協議や、主管課長会議、市町職員対象の研修会等の開催およびアドバイザー派遣等により、市町の児童相談対応力の強化が図られました。また、こうした取組を通じて、児童相談所と市町との相互理解の促進と連携強化につながっています。            (子育て支援課)</li> </ul>	
令和 2 年度以降（取組予定等）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 4(2022) 年度までの実現をめざし国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。</li> <li>児童相談所におけるアセスメントのさらなる精度向上を図るため、県内すべての児童相談所に A I 技術を利用したシステムを導入します。</li> <li>各関係機関との連絡会議を開催し、情報共有等の連携を図り、今後の児童虐待の早期発見及び早期対応につなげていきます。</li> <li>各児童相談所におけるケース対応での市町との協働はもとより、定期協議や研修、専門家の派遣等により、市町の体制及び児童相談対応力の強化を図り、的確な児童虐待対応に努めます。</li> <li>「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」において、令和 4 年度までに全市町での設置が目標とされた「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進するため、アドバイザーの派遣や先進自治体職員や学識経験者等を招聘した研修会を開催し、先進事例の情報提供や専門的な助言を行います。            (子育て支援課)</li> </ul>	

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(子どもの発達支援体制の充実)

(4) 三重県立子ども心身発達医療センターは、子どものこころとからだの発達支援の中核として、専門性の高い医療・福祉・教育が連携した支援を取り組んでいるが、引き続き、適切な支援を行うとともに、地域の支援機能を高め、県全体の総合力の向上に努められたい。

さらに、初診までの待機期間が長期化している状態が続いているが、医師の増員等に取り組んでいるが、引き続き、診療体制の充実を図るとともに、医療機関等との連携や役割分担を進めることなどにより、改善を図られたい。

また、発達支援が必要な子ども等に携わる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の育成や、発達障がい児等に対する早期発見・支援ツール「CLMと個別の指導計画」の普及・導入に向けた取組等を一層推進することにより、引き続き、市町や関係機関と連携した、途切れのない発達支援体制の充実に努められたい。

(子育て支援課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

(地域支援・待機期間改善について)

- ・発達障がい的な課題を抱える肢体不自由児に対し、センターのチームによる専門性の高い医療、療育の提供に取り組みました。
- ・国立病院機構三重病院とは、小児的な身体管理が必要な児童は三重病院、小児リハビリや児童精神科医療が必要な児童はセンターと、お互いの専門性を活かした医療を提供しました。
- ・平成31年4月1日から常勤医師を3名増員し、初診患者への体制強化を進めました。
- ・初診申込時に状況等を聴き取り、保護者の同意が得られ、かつ居住市町の療育等の引継ぎが可能なケースについては、市町の相談窓口につなげました。
- ・地域の医療機関とのネットワークの構築と役割分担を進めるため、令和2年3月から小児科医を対象とした連続講座を計画し、地域との連携による支援体制の構築をめざしました。(第1回:3月1日を予定していたが、新型コロナウィルス感染拡大防止のため延期中。)

(途切れのない発達支援体制の構築)

- ・市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけを行いました。
- ・市町職員の受入れによるみえ発達障がい支援システムアドバイザーやCLMコーチの養成により、市町の総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成を支援しました。(アドバイザー3市3町6名、コーチ1市1町2名)
- ・発達障がい児等に対する支援ツール「CLM(Check List in Mie)と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進を行いました。

(子育て支援課)

## 2 取組の成果

- ・発達障がい的な課題を抱える肢体不自由児に対し、整形外科だけでなく精神科医や保育士がアセスメントを行うなど、診療科を超えた医師やコメディカルが連携しながらリハビリを進めることができました。
- ・三重病院との合同医局会の開催、双方の病院での院長回診の実施、また、三重病院小児科によるセンター入院児の回診など、日常的に双方の医師が往来できるような環境づくりができています。
- ・医師増員に伴い初診枠の増加を図りました。また、連続講座の開始を計画し、県内の小児科医との連携強化に着手しました。
- ・初診待機中のケースのうち169件を市町の相談窓口につなげました。
- ・すべての市町において、保健・福祉・教育の機能が連携した総合窓口の設置又は機能の整備が行われました。
- ・「CLMと個別の指導計画」を導入している保育園、幼稚園の割合は令和元年度末で57.4%となり、発達障がい児への早期発見・早期支援の支援体制の充実が図られました。
- ・令和元年度末でアドバイザーの累計76名、CLMコーチは累計5名となり、市町の専門人材の育成が進みました。

(子育て支援課)

## 令和2年度以降（取組予定等）

- ・これまでの取組を継続していくとともに、隣接する三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進め、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、地域支援を行い、県全体の総合力の向上に努めます。
- ・初診までの待機期間長期化の改善のため、引き続き地域の小児科医を対象とした連続講座を行うとともに、初診待機中の患児・家族へのアセスメントを強化し、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関等につなげることで、待機期間中の症状の重篤化を防ぎます。
- ・「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進し、途切れのない子どもの発達支援体制のさらなる充実をめざします。

(子育て支援課)

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(障がい者に対する差別解消及び虐待防止の取組)

- (5) 平成30年度の障害者福祉施設等における障がい者に対する虐待認定件数は、前年度から9件増加し、21件(速報値)となっている。

引き続き、障害者福祉施設等における組織的な体制の整備や従事者の資質・意識の向上が図られるよう、より徹底した指導や研修等を実施し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努められたい。

また、平成30年10月に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」(以下「条例」という。)が施行され、条例の周知等の普及啓発や紛争解決を図るための体制の整備等に取り組んでいるが、引き続き、市町や関係機関と連携し、差別の解消に向けた取組を一層進められたい。  
(障がい福祉課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

(障害者福祉施設等における虐待防止の取組)

- (1) 障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るために、障がい者虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、障がい者への虐待(疑いも含む。)事例について、分析・評価を行い、専門的助言を得ました。

また、研修等の実施により、市町や施設職員の理解促進と資質の向上を図りました。

- 専門家チーム会議 4回開催(6/26、9/30、12/16、3/16)

- 三重県障害者虐待防止・権利擁護研修

共通講義(1日) 11/20

市町及び障害者虐待防止センター職員コース(1日) 12/16

障害福祉サービス事業所管理者等コース(1日) 2/5

- 三重県強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 1/15 ※「虐待防止と身体拘束」について講義

- 三重県強度行動障害支援者養成研修(実践研修) 2/28 ※「危機対応と虐待防止」について講義

- 三重県相談支援従事者初任者研修 共通講義 6/25 ※「権利擁護・虐待防止」について講義

(障がい者差別の解消に向けた取組)

- (2) 平成30年10月1日に施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、広く一般県民を対象とした「こころのバリアフリー推進イベント」や、県民の方々がお集まりの場に直接出向いて説明を行う「みえ出前トーク」、関係団体等が実施する研修会での説明など、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組みました。また、平成31年4月1日から専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図りました。さらに、国、市町の関係行政機関職員、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者、労働者、教育関係者、まちづくり団体関係者、社会福祉団体関係者、学識経験者などで構成するネットワークである、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について共有を図るなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。

- 三重県障がい者差別解消支援協議会(第1回 8/26、第2回 2/14)

(障がい福祉課)

## 2 取組の成果

- (1) 専門家チーム会議の開催により、専門的助言を得て事業所指導の参考とすことができました。

また、研修等の実施により、市町や施設職員の意識の醸成と資質の向上を図すことができました。

- (2) 障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員を配置して相談体制を強化するとともに、助言・あっせん制度における諮問機関として三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、紛争解決のための体制強化を図ることができました。また、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催して、相談事例等を関係機関で共有し、障がいを理由とする差別を解消するための取組に関して協議を行うことで、相談対応等における円滑な連携を図ることができました。  
(障がい福祉課)

## 令和2年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、専門家チームの活用により対応力の向上を図るとともに、研修等の実施により市町職員や施設関係者の資質の向上を図ることで、虐待の早期発見・防止に努めます。

- (2) 引き続き、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、さまざまな機会をとらえた普及啓発活動に取り組むとともに、専門相談員による障がい者やその家族等からの相談への対応や、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度により、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図ります。また、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有等を行い、障がい者差別の解消を図るための取組を進めます。  
(障がい福祉課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
(1) 公文書開示請求において、非開示情報を誤って開示していた。	(福祉監査課)
(2) 生活保護業務において、平成 28 年度から 30 年度までの間、医療機関への私費による支払い及び事務の未処理があった。	(北勢福祉事務所)
(3) 障害児入所医療費に係る保護者の負担上限額を誤り、返還・追加徴収を行っていた。	
(4) 一般競争入札において、落札決定していない段階で候補者を他の業者に伝えるなどしていた。	
(5) 里親に係る個人情報を誤って提供していた。	(児童相談センター)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) 情報公開課職員を講師として、情報公開制度に関する研修会を実施し、再発防止策として課内全員に情報共有し、複数の目でチェックが入る体制を確保しました。	(福祉監査課)
(2) 所属職員に対して、コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスマーティング、所内会議、個別面談等を行っています。また、再発防止に向けた具体策として主に次のとおり実施しています。 ・今回の未処理案件の発生に関しては、処理状況を所属として把握できていなかったことがあるため、提出された請求書や収入申告書等が適正に処理されていることを確認するために、新たに一括受付簿を作成し、処理状況を生活保護課長(査察指導員)が確認するとともに、従来からある査察指導台帳を活用し、書面の受付から処理の完了に至るまでの過程を記録し、未処理案件の発生防止に努めているところです。 ・生活保護受給者等から保護費支払いの催促電話等を受けた職員は、その内容を担当ケースワーカーに伝えるだけではなく、生活保護課長(査察指導員)に所定の様式で報告することにより、未対応案件が生じないよう取り組んでいるところです。	(北勢福祉事務所)
(3) 障害児入所医療費に係る保護者の負担上限額の誤りについては、業務関係者が協議し、取扱マニュアルを作成し、周知しました。	(児童相談センター)
(4) 一般競争入札に関する事務処理を含め、出納局及び部が実施する会計研修、事務処理誤り防止研修などに積極的に参加し、専門機関への確認を行ったうえでチェックリスト添付決裁の定着を図るなどによる留意事項の共有とともに、課内掲示による業務進捗状況の「見える化」を行いました。	(児童相談センター)
(5) 個人情報を取り扱う職員が個人情報保護制度の研修を受講するとともに、再発防止に向けた文書通知を行いました。	(児童相談センター)
2 今後の方針(取組予定等)	
(1) 再発防止のために、公文書を開示する際には複数の目で確實にチェックすることを徹底し、事務処理を適切に行うよう努めます。	(福祉監査課)
(2) 引き続き所属職員に対するコンプライアンス意識の徹底を図っていきます。 現在取り組んでいる再発防止策に関しては、隨時その有効性や効果について検証を行い、必要に応じて見直しを行っていくこととします。	(北勢福祉事務所)
(3) 定例会議において制度改正の有無にかかわらず情報共有を図り、注意喚起を行います。(児童相談センター)	
(4) 担当課内全体で業務進捗や課題を共有できる「見える化」を継続・改善し、事務処理誤りを防止します。	(児童相談センター)
(5) 個人情報について、担当者間での意識向上及び複数チェックの徹底を図るとともに、隨時所管課等と協議を行い、適切に取り扱います。	(児童相談センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成30年度末現在 563,905,486円であった。 (子育て支援課、障がい福祉課、鈴鹿保健所、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター) ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課) ③ 過年度未収金に係る不納欠損処分が遅延していた。 (障がい福祉課) イ 収入事務 ① 現金納付された過年度収入について、金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (紀北福祉事務所)	
講じた措置	
1 実施した取組内容 ア①② <ul style="list-style-type: none"> <li>部長を会長とする「子ども・福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理の目標）を決定・公表し、収納促進に取り組みました。</li> <li>決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告及び自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。</li> <li>未収債権管理事務嘱託員を本庁に3名配置し、地域機関の職員とも連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。</li> <li>地域機関を含めた部内の未収金担当者会議を開催し、加えて、法曹有資格職員の協力を得て債権管理・回収に関する研修会を実施しました。</li> <li>地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に事務所全体で進行管理するとともに、各担当が連携して徴収に取り組みました。</li> </ul> (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課、鈴鹿保健所、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)  ア③ <ul style="list-style-type: none"> <li>「不納欠損調書」は部内照会があつてからまとめて作成していましたが、該当事案が発生したらその都度調書を作成することとしました。</li> </ul> (障がい福祉課)  イ① <ul style="list-style-type: none"> <li>担当者が金融機関への収納を失念したことから、グループウェア等を活用し、所内で情報共有を行えるようにしました。</li> </ul> (紀北福祉事務所)	
2 今後の方針（取組予定等） ア①② <ul style="list-style-type: none"> <li>「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。</li> <li>子ども・福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。</li> <li>未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。</li> <li>未収金担当者会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。</li> <li>地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。</li> </ul> (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課、鈴鹿保健所、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)  ア③ <ul style="list-style-type: none"> <li>不納欠損に該当する事案があった際には、その都度速やかに調書を作成し、処理の遅延を防止します。</li> </ul> (障がい福祉課)  イ① <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き所内で情報共有を行い、収納処理の遅延を防止します。</li> </ul> (紀北福祉事務所)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
① 【児童虐待進行管理モニター強化事業業務委託】	
・予定価格調書を封筒に入れ封印していなかった。	
・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。	(児童相談センター)
イ 公共工事	
① 【三重県鈴鹿庁舎新児童相談所ほか改修工事】	
・施工体制点検チェックリストを設計書類に添付、保存していなかった。	(子ども・福祉総務課)
ウ 補助金等	
① 【障害者グループホーム等緊急整備推進事業費補助金】	
・交付要綱要領等において、交付申請書の提出期限を定めていなかった。	(障がい福祉課)
エ 旅 費	
① 【日本子ども虐待防止学会】	
・復命書に用務日時を記載していなかった。	(児童相談センター)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア	
所属内で適正な事務処理について周知徹底を行い、複数職員で確認を行うこととしました。	
	(児童相談センター)
イ	
「施工体制点検チェックリスト」に基づく確認手続について周知徹底を図りました。 (子ども・福祉総務課)	
ウ	
従来は、説明会の場等で市町担当者に提出期限を伝えていましたが、今後は公文書により提出期限を定め交付先の市町に通知するよう周知徹底を図りました。 (障がい福祉課)	
エ	
所属内で適正な事務処理について周知徹底を行いました。	(児童相談センター)
2 今後の方針（取組予定等）	
ア	
引き続き、適正な事務処理を行うとともに、決裁書類にチェックリストを添付し、確認状況を見える化します。	
	(児童相談センター)
イ ウ エ	
引き続き、適正な事務処理に努めます。 (子ども・福祉総務課、障がい福祉課、児童相談センター)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 普通財産の貸付に係る契約を締結していなかった。 ② 普通財産の貸付に係る管財課長への報告を行っていなかった。 (子ども・福祉総務課) ③ 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告を行っていなかった。 (障がい福祉課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①② 普通財産の貸付に係る手続について、周知徹底を図りました。 (子ども・福祉総務課) ③ 行政財産の目的外使用許可に係る手続について、周知徹底を図りました。 (障がい福祉課)
2 今後の方針（取組予定等） ①②③引き続き、適切な事務処理に努めます。 (子ども・福祉総務課、障がい福祉課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(多文化共生社会づくりの推進)

(1) 県内の外国人住民数は、アジア諸国からの外国人が急増し、平成30年末に10年ぶりに50,000人を超える、過去3番目に多い50,612人となり、総人口に占める割合は約2.8%となっている。出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、平成31年4月に創設された在留資格の「特定技能制度」により、今後、外国人住民の更なる増加が予想される。

これまで、外国人住民が地域で安心して生活できるよう、多言語による生活情報の提供、医療通訳の育成等に取り組んできたところであるが、言語、文化、習慣等の違いに起因する様々な課題への対応が一層求められる。

このため、社会情勢の変化を踏まえ、市町や国等の関係機関と相互に緊密な連携をとりつつ、総合的な相談窓口における支援を充実するなど、多文化共生社会の実現に向けた取組を一層推進されたい。

(ダイバーシティ社会推進課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

- ① 特定技能制度の導入など社会情勢の大きな変化を踏まえ「三重県多文化共生社会づくり指針」の改定を行いました。
- ② 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、多言語情報提供ウェブサイト「M i e I n f o」において提供しました。
- ③ 外国人住民からの生活全般に関する相談に11言語で対応する「みえ外国人相談サポートセンター(M i e C o)」を令和元年8月1日に開設しました。
- ④ 外国人住民が地域で安心して生活することが出来るよう、医療通訳者の育成や災害時に外国人住民を支援する体制の整備、消費者被害の防止のための啓発などに、市町、関係団体などさまざまな主体と連携して取り組みました。
- ⑤ 外国につながる子どもを対象とする就学前支援教室(プレスクール)が県内市町において実施されるよう、研修会を実施して人材育成を行うとともに、マニュアルを作成しました。

(ダイバーシティ社会推進課)

## 2 取組の成果

- ① 「みえ外国人相談サポートセンター(M i e C o)」において、在住外国人が抱える日常生活上の悩みなどに対して情報提供を行うとともに、適切な関係機関につなぐなど相談者に寄り添った対応を行いました。(相談件数487件)
- ② 「M i e I n f o」において、県営住宅の入居者募集、県が実施する研修、台風接近などの行政・生活情報、行政地域における多文化共生の取組に関する情報を掲載しました。(文字情報48件、映像情報3件)
- ③ 令和元年度に実施した研修会の参加者等は次のとおりです。
  - ・外国人が医療機関を利用する際の通訳を育成するための研修を実施しました。(スキルアップ編:ポルトガル語、スペイン語 受講者数4回延べ114人、基礎編:ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語 受講者数3回延べ60人)
  - ・医療通訳の配置を促すため、医療通訳者の試行的配置を行いました。(3医療機関)
  - ・大規模災害発生時に外国人住民の支援を行う人材の育成のため、「災害時語学サポートー養成研修」を実施しました。(受講者数3回延べ99人)
  - ・災害時の外国人支援のための図上訓練を実施しました。(参加者数34人)
  - ・外国人住民等を対象としたセミナーを開催し、消費者被害防止のための啓発を行いました。(参加者数:津市65人、伊賀市7人、松阪市15人)
  - ・就学前支援教室(プレスクール)における人材育成のための研修会を実施しました。(受講者数3回延べ61人)

(ダイバーシティ社会推進課)

## 令和2年度以降(取組予定等)

- ① 「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」に基づき、多様な主体と連携して医療通訳者の育成や災害時に外国人を支援する人材の育成等に取り組みます。
- ② 地域における日本語教室の取組状況や学習者のニーズ、課題等を把握し、日本語教育の実施に関する推進計画を策定するとともに、地域の日本語教室への支援を実施します。
- ③ 「みえ外国人相談サポートセンター(M i e C o)」における専門家(行政書士等)による相談会の定期開催や相談員に対する研修などにより、相談体制を充実させます。
- ④ 県内で活躍する外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画を日本人と外国人住民が共に企画・制作し、作品の上映を通じて、多文化共生に関する県民の意識を醸成します。

(ダイバーシティ社会推進課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

## 監査の結果

1 事業の執行に関する意見  
(交通事故防止対策の推進)

(2) 平成 30 年の交通事故死傷者数は、対前年比 976 人減の 6,223 人で「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の目標値 8,100 人以下を達成したが、交通事故死者数は対前年比 1 人増の 87 人で同計画の目標値 65 人以下を達成していない。その特徴としては、交通事故死者のうち、高齢者の占める割合が約 6 割、また、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の占める割合が約 4 割となっている。

さらに、飲酒運転事故件数は、対前年比 8 件増の 42 件で同計画の目標値 28 件以下を達成していない。

このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者や交通弱者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組や飲酒運転の根絶に向けた取組など、交通事故防止に努められたい。

(くらし・交通安全課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

① 四季の交通安全運動をはじめ、年間を通じた広報啓発活動において、「高齢者の交通事故防止」「横断歩道における歩行者優先の徹底」「自転車の安全利用の推進」等を運動の重点目標として位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する関係機関・団体等と連携して、運動を展開しました。

また、今年度は県警とも協働で、交差点事故の撲滅、横断歩道“SOS”の日に合わせた信号機のない横断歩道での一時停止徹底の街頭啓発を別途実施しました。

② 自転車の交通安全に係る街頭啓発を自転車利用者の多い津駅前駐輪場（4月 26 日）で実施しました。

③ 高齢者に対し、県内自動車学校と連携し、安全運転サポート車普及促進を図るとともに直接事故防止を訴えかける啓発を実施しました。

④ 三重県交通安全研修センターにおいて、各種シミュレーターや診断機器等を活用し、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施しました。（3月末現在：施設利用者 42,002 人、指導者養成・資質向上講座受講者 1,679 人）

また、市町等との連携によるパーク＆パスライド方式による高齢者重点プログラムも実施しています。三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育により、加齢による身体能力の衰えを自覚していただき、自動車の運転に不安を感じる方には運転免許証の自主返納に繋げるとともに、運転免許証を自主返納しやすい環境の整備を図るために、自主返納者に対する民間事業者等の各種サービスを、県ウェブページに掲載し公表しました。（3月末現在：48 事業者等）

(くらし・交通安全課)

## 2 取組の成果

① 令和元年中の交通事故死者数は 75 人と、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」目標値である 60 人以下は達成できなかったものの統計が残る昭和 29 年以降最少となりました。

高齢者交通事故死者数は、42 人と前年から 15 人減少しましたが、目標値である 30 人以下を達成できませんでした。

また、交通事故死傷者は、前年から 1,460 人減少の 4,763 人となり、目標値である 7,700 人以下を大幅に上回る数値を達成できました。

(くらし・交通安全課)

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

① 「三重県交通対策協議会」の構成機関・団体との連携・協力のもと、四季の交通安全運動等を通じて、高齢者の交通事故の防止や、信号機のない横断歩道での歩行者優先の徹底、シートベルト着用の徹底など「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な広報啓発活動を展開します。

また、「第 11 次三重県交通安全計画」の策定に向けた検討とともに、機運醸成のため「交通安全の保持に関する条例」の改正を行います。

② 飲酒運転根絶に向け、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。

また、「第 3 次三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす基本計画」を策定するため、関係機関・団体を交え検討を行います。

③ 高齢者の交通事故防止に向け、高齢者のニーズに応じて、安全運転サポート車等の普及促進や、運転免許証自主返納制度、自主返納サポートみえの一層の周知などに取り組むとともに、高齢運転者を対象としたセミナー等とあわせて進めていくことで相乗効果を高める取組を推進します。

④ 県交通安全研修センター等において、自転車シミュレーター等を用いた小学生向けの研修や、身体能力の変化を自覚できる高齢者向けの研修など、年代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組みます。

また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成や、出前方式の交通安全教育などを展開するほか、次期指定管理者の選定を実施します。

(くらし・交通安全課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果	
<p>1 事業の執行に関する意見            (産業廃棄物不法投棄等の未然防止及び早期是正)</p> <p>(3) 平成25年度から29年度まで増加傾向にあった、新たに確認された産業廃棄物不法投棄件数は、30年度は減少に転じたが、41件と依然として高い水準にある。また、過去に発生した産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行の収入未済額は、平成30年度末現在で約53億円と前年度より約8億円増加しており、今後も更なる増加が見込まれる。</p> <p>こうしたことから、新たな不法投棄の発生を未然に防止するため、産業廃棄物処理業者等が不適正処理をしないよう、引き続き監視・指導を行うとともに、排出事業者が責任をもって適正処理を行うよう、電子マニフェスト及び優良認定処理業者制度の活用促進に取り組まれたい。</p> <p>また、不法投棄を大規模化させないためにも、市町や関係機関との連携を強化するとともに、廃棄物ダイヤル110番をはじめとする各種通報制度など、県民や民間事業者の協力を得て、不法投棄の早期発見に努め、早期に是正させるよう取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物・リサイクル課、廃棄物監視・指導課)</p>	
<p>講じた措置</p>	
<p>令和元年度</p>	
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 排出事業者の処理責任を徹底するため、環境技術指導員による排出事業者への訪問を行い、電子マニフェストの活用を進めています。また、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選定しやすい環境を作るため、優良認定処理業者の育成を進めています。            (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>② 職員による通常の監視・指導業務に加え、民間警備会社に委託する監視パトロール、県防災ヘリ・県警ヘリを活用したスカイパトロールを実施するなど、間隙のない監視活動を行うとともに、近隣県市（滋賀県、和歌山県等）と合同で産廃運搬車両の合同路上検査を実施し、県境をまたぐ不適正処理の未然防止を図りました。また、平成29年度からは無人航空機ドローンによる廃棄物の測量等を行うことにより、事業者への指導をさらに実効あるものとしています。</p> <p>産業廃棄物の不法投棄等は、早期に発見し、是正させることが重要です。不法投棄等の早期発見を行うため、従来から実施している広報活動（街頭啓発活動、FM放送、21事業者との通報協定）に加え、5月23日には県政チャンネルによる広報活動を実施し、また、幹線道路沿いを始めとする電柱（県内100箇所）に不法投棄防止啓発看板を設置することで、広報活動の拡充を図りました。</p> <p>不法投棄等については、行為者のみならず、排出事業者や土地所有者等の関係者に対しても撤去指導等を行ふとともに、許可取消等の行政処分を行うなど厳正に対処しています。            (廃棄物監視・指導課)</p>	
<p>2 取組の成果</p> <p>① 電子マニフェスト活用率は、平成27年度実績より16.3ポイント増加し、65.8%となりました。（平成30年度実績※）※電子マニフェスト活用率の把握は、事業者からの報告を受け取りまとめる関係上、1年後となります。</p> <p>優良認定処理業者の認定件数については、令和元年度当初より21件増加し、371件となりました。（令和元年12月末現在）            (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>② 通報制度の広報として、街頭啓発活動、FM放送、電柱広告等を実施した結果、廃棄物監視・指導課に寄せられた県民からの通報件数は139件であり、昨年度に引き続き100件を上回りました。（過去3年間の通報件数：平成28年度67件、平成29年度92件、平成30年度123件）通報いただいた事案については、即座に現場確認、改善指導等を実施し、大規模事案となることの未然防止に努めました。（なお、発見された不法投棄件数は、平成28年度41件、平成29年度48件、平成30年度41件、令和元年度58件）</p> <p>また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した事業者等に対しては、許可取消6件（うち地域機関3件）、事業停止6件、処理施設許可取消1事業者2施設、処理施設使用停止1事業者3施設の行政処分を行いました。            (廃棄物監視・指導課)</p>	
<p>令和2年度以降（取組予定等）</p> <p>① 排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子マニフェストの活用や優良認定処理業者の育成を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。            (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>② 県内各地の産業廃棄物処理業者等に対する継続的な監視・指導を行い、不法投棄等の未然防止に努めます。</p> <p>通常の監視・指導に加え、令和2年度から産業廃棄物監視・指導支援システムに通報機能を導入し関係機関と連携して監視機能を強化するとともに、引き続き休日及び早朝監視や近隣県市との産業廃棄物運搬車両の合同路上検査及び県防災ヘリ等を利用した上空からの監視を実施します。</p> <p>さらに、無人航空機ドローンにより廃棄物の保管量等を測量することで、事業者への指導をさらに実効あるものとするとともに、悪質な事業者に対しては、改善命令等の行政処分を行うなど厳正に対処します。</p> <p>不法投棄防止等に関する広報については、引き続き県民に対して通報を呼びかけ、早期発見・早期是正を図っていくとともに、市町等関係機関など様々な主体と連携を強化しながら、不法投棄を許さない社会づくりを進めていきます。            (廃棄物監視・指導課)</p>	

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(R D F 焼却・発電事業終了に伴う市町等の新たななごみ処理体制への支援)

(4) 平成30年7月19日に開催された三重県R D F 運営協議会総会における「R D F 焼却・発電事業に関する決議」により、関係市町等（5団体）は、令和元年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのR D F の搬入を終了し、新たななごみ処理体制に移行することとともに、県がそのために必要な協力や支援を行うことなどが決定された。

このため、関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整、情報提供等の技術的支援や国への要望を行うとともに、平成30年12月に「ポストR D F に向けた施設整備等補助金」を創設し、既に2団体に対し交付決定を行うなど、ポストR D F に向けた施設整備等に対する支援を進めているところである。

今後は、引き続き技術的支援を行うとともに、施設整備等に対する支援を的確に行うなど、企業庁と役割分担・連携のうえ、関係市町等が新たななごみ処理体制に円滑に移行できるよう取り組まれたい。

（廃棄物・リサイクル課）

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

① 関係市町等が新たななごみ処理体制に円滑に移行できるよう、関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整等の技術的支援を引き続き行いました。

また、関係市町等がポストR D F への移行に向けて実施した施設整備等に対して、平成30年度に創設した県単独の補助制度「ポストR D F に向けた施設整備等補助金」により財政支援を行いました。

（廃棄物・リサイクル課）

## 2 取組の成果

① 東紀州地域の広域ごみ処理施設の設置に関して、関係市町が構成する一部事務組合における幹事会（課長会議）に県担当者が出席しました。（令和元年度実績：3回）

令和元年度にポストR D F 制度への移行に向けた施設整備等を実施した2団体（伊賀市、香肌奥伊勢資源化広域連合）に対し、計50,257千円の補助金を交付しました。

（廃棄物・リサイクル課）

## 令和2年度以降（取組予定等）

① 関係市町等が新たななごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整等の支援を行います。

また、関係市町等がポストR D F への移行に向けて実施した施設整備等に対して、平成30年度に創設した県単独の補助制度「ポストR D F に向けた施設整備等補助金」により財政支援を行います。

（廃棄物・リサイクル課）

## 様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 環境生活部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入未済	
① 収入未済額が平成30年度末現在5,328,197,707円あり、前年度と比べて771,007,121円増加していた。 (人権課、廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)	
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (人権課、廃棄物・リサイクル課)	
イ 収入事務	
① 現金納付された観覧料の金融機関への収納処理が2件遅延していた。【重点】 (斎宮歴史博物館)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア	
① ・妊産婦出産費補助金返還金については、収入未済金の回収を図るため、債務者宅への訪問や文書による催告を行い、計画的な納付を促しました。その結果、収入未済額全額（8,000円）が納付されました。 (人権課)	
・前年度から納付が滞っており連絡が取れない状態であった債務者（法人）の状況把握に努めたところ、法人清算人が個人における破産手続きを開始したことに伴い、清算人としての任を終えることが判明しました。督促等を行う相手方が不存在となることから、回収の見込みが無いと判断し、債権処理計画において整理対象としました。 (廃棄物・リサイクル課)	
・産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8の規定により実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定を準用し、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。 このため、令和元年度においても、引き続き、原因者（滞納者）の財産調査を行うとともに、聞き取り等による生活状況の把握に努め、納付指導を行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)	
② ・妊産婦出産費補助金返還金については、収入未済金の回収を図るため、債務者宅への訪問や文書による催告を行い、計画的な納付を促しました。その結果、収入未済額全額（8,000円）が納付されました。 (人権課)	
・前年度から納付が滞っており連絡が取れない状態であった債務者（法人）の状況把握に努めたところ、法人清算人が個人における破産手続きを開始したことに伴い、清算人としての任を終えることが判明しました。督促等を行う相手方が不存在となることから、回収の見込みが無いと判断し、債権処理計画において整理対象としました。 (廃棄物・リサイクル課)	
イ	
① ・三重県会計規則第21条第2項に基づき、現金納付された観覧料の金融機関への収納処理については、収納日の翌営業日に必ず金融機関へ収納しています。 (斎宮歴史博物館)	
2 今後の方針（取組予定等）	
ア	
① ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則」に基づき、徴収停止処分に向けた事務を進めます。 ・代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産状況の調査を行い、換価可能な資産の把握に努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。 また、財産状況を勘査しつつ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)	
② ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則」に基づき、徴収停止処分に向けた事務を進めます。 (廃棄物・リサイクル課)	
イ	
① ・引き続き、会計規則等を遵守し、適正な収納事務に努めていきます。 (斎宮歴史博物館)	

## 様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 環境生活部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 印刷物の作成	
① 【ダイバーシティみえ推進方針】	
・最低制限価格を設定していなかった。	(ダイバーシティ社会推進課)
イ その他の支出事務	
① 高速道路利用料の過払いにより歳出戻入を行っていた。	(総合博物館)
② 光熱水費の支出額誤りにより歳出戻入を行っていた。また、支出命令を行わず前渡資金精算書で処理していた。	(美術館)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア	
① 指摘があった事項については、「印刷物の調達における最低制限価格適用実施要領」を課内で共有し、再発防止に向けて周知を図りました。	(ダイバーシティ社会推進課)
部内各所属へ周知及び施行伺い合議時のチェックを徹底し、再発防止に努めます。	(環境生活総務課)
イ	
① 財務会計システム入力時に入力内容の再確認を徹底し、複数の職員によるチェックを行い適正な事務処理に努めました。	(総合博物館)
② 支出額誤りのないように複数職員において確認するようにしました。また、支出命令を行い、適正に処理を行うようにしました。	(美術館)
2 今後の方針（取組予定等）	
ア	
① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(ダイバーシティ社会推進課) (環境生活総務課)
イ	
① 同様の事案が再発しないよう、引き続き点検の強化に努めます。	(総合博物館)
② 支出額誤り等のないように複数職員において確認するとともに適正な事務処理を行っていきます。	(美術館)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 自動販売機設置場所貸付に係る公有財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。 （斎宮歴史博物館） イ 金品亡失（損傷） ① 公用車の損傷（修繕額 198,808 円） （廃棄物監視・指導課）
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① 平成 31 年 2 月 27 日に自動販売機設置場所貸付に係る公有財産使用許可（貸付）台帳を整備しました。 （斎宮歴史博物館） イ ① 強風によりドアが強い力で開いてしまい、ドアと左側のフェンダーを損傷したことを受け、台風等の大風暴風下において、細心の注意を払い下車するように職員へ周知徹底を行いました。 （廃棄物監視・指導課）
2 今後の方針（取組予定等） ア ① 引き続き、公有財産の適正管理に努めていきます。 （斎宮歴史博物館） イ ① 今後も、課内会議等により、さらなる注意を払うように意識付けを行い、再発防止の継続に努めていきます。 （廃棄物監視・指導課）

## 様式 1-1(事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (地籍調査事業の促進)	
(1) 地籍調査は、土地をめぐる行政活動・経済活動全ての基礎データを築くものであるが、平成30年度末の進捗率は9.6%と、全国平均の52%と比較して極めて低い状況にあり、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における平成30年度実施面積は、目標値13km <sup>2</sup> に対して、5.3km <sup>2</sup> と大きく下回っている。 地籍調査の遅れは、土地の有効活用の促進や今後発生が懸念される大規模災害時の迅速な復旧にも支障をきたすおそれがあることなどから、市町が計画的、効率的に調査を実施できるよう、関係機関等と連携し、地籍調査事業の一層の促進を図られたい。	
（水資源・地域プロジェクト課）	
講じた措置	
令和元年度	
1 実施した取組内容	<p>地籍調査の推進に向けて、実施主体である市町に対して、三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等による啓発活動や地籍調査に係る監督業務の民間委託の活用について情報提供を行っています。また、休止市町の幹部職員を訪問して地籍調査の必要性と効果を説明し、事業の早期再開を要請しました。さらに国に対して、南海トラフ地震の被害が大きいとされる地域への優先的な予算配分や、国直轄事業の十分な予算確保など、県単独や三重県国土調査推進協議会等を通じた要望活動を実施しています。</p> <p>地籍調査や国直轄事業は、南海トラフ地震や土砂災害などの大規模災害の事前の防災対策となることから、休止市町を含めた海岸を有する市町に向けて事業の実施を働きかけています。また、平成28年度に国が新設した「社会資本整備円滑化地籍整備事業」を土砂災害等の事前の防災対策として市町が推進していくよう、県土整備部と連携した取組を進めるとともに、平成30年度2月補正から、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の緊急臨時措置を行い、土砂災害警戒区域等における地籍調査の緊急対策を実施しています。</p>
2 取組の成果	<p>市町に対して、事業費補助や助言・指導を行い、地籍調査の推進に努めました。国に対して粘り強く要望活動を続けた結果、国の令和2年度当初予算において、対前年度比100.6%の地籍調査の予算や、対前年度比121%の国直轄事業の予算が計上されました。</p> <p>津波浸水想定区域においては、13市町が地籍調査に取り組み、国直轄事業は海岸を有する2市において実施されました。また、土砂災害等の事前の防災対策として「社会資本整備円滑化地籍整備事業」に9市町が取り組み、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」は2市が取り組みました。</p>
令和2年度以降（取組予定等）	
<p>市町へ、新技術の導入や、国直轄事業の成果を活用すること等の助言・指導を行い、市町と連携して地籍調査を推進していきます。また、休止市町の幹部職員に対して地籍調査の必要性と効果を説明し、事業の再開を要請していきます。国に対しては、引き続き、予算や制度拡充に向けた要望活動を行っていきます。</p> <p>効果的、効率的な地籍調査の実施にあたり、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、国の予算要求の考え方にも着目し、限られた財源の中で、緊急性が高いと考えられる地区を重点的に推進していきます。</p>	

## 様式 1-1(事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果	
<p>1 事業の執行に関する意見            (三重どこわか国体・三重どこわか大会の開催準備の推進)</p> <p>(2) 令和3年の三重どこわか国体・三重どこわか大会については、県民が「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持つことで、県民力を結集した大会をめざすとともに、両大会の開催を契機として、スポーツを通じた地域活性化をめざしていくこととしている。</p> <p>これまで、広報・どこわか運動（県民運動）の展開や会場整備等を進めてきたところであるが、必ずしも県民への周知が十分であるとはいはず、また、ボランティアや競技役員の養成等についても、引き続き計画的に行う必要がある。</p> <p>このため、県民、市町、関係団体等が「オール三重」で取り組み、開催準備を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">（総務企画課、競技・式典課、運営調整課、全国障害者スポーツ大会課）</p>	
<p>講じた措置</p> <p>令和元年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>広報ボランティアの協力により、全市町と連携してイベントでのPR活動を行っているほか、どこわかダンスを普及するダンスキャラバンや職員によるダンス講習会などを合わせて100回程度実施しました。また、SNSの活用、広報誌の発行、広報映像の活用などさまざまなツールによりPRしていくほか、どこわか運動の輪を広げることにより、多くの県民に両大会への参加意識を持っていただけるように努めています。</p> <p>平成28年から募集を開始した広報ボランティアは、PR活動などでご協力をいただいているところです。さらに、令和元年10月25日から、両大会の開閉会式や大会の競技会を支えていただく、運営ボランティア、情報支援ボランティア、移動支援ボランティアを募集しています。ボランティアの募集にあたっては、これまで取り組んでいただいている方々への参加の呼びかけや、企業への協力の依頼などを行い、必要人数の確保に努めています（2年3月末時点では運営ボランティア1,038人、情報支援ボランティア346人、移動支援ボランティア50人となっています。）</p> <p>三重どこわか国体で実施される正式競技及び特別競技の運営に必要となる競技役員（審判員等の有資格者）の養成・確保については、平成26年度から公益財団法人三重県スポーツ協会（令和2年4月名称変更）に委託し、中央講習会への派遣や県内講習会の開催等による養成事業を計画的に実施しています。</p> <p>三重どこわか大会の競技役員は、全国障害者スポーツ大会特有の競技のほか、国体と同様の競技についても、障がいへの理解や障がい者スポーツならではの種目のルールを習得する必要があるため、県障がい者スポーツ大会などを活用し、随時研修会を実施するなど、計画的かつ効率的な養成に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>広報活動における約2,200人に行った認知度調査では、約75%の方が両大会を認知していただいている。</p> <p>これまで実施してきたPR活動で、一定の成果は出ていると考えていますが、さらなる認知度向上や理解の向上をめざして取り組む必要があります。</p> <p>また、どこわかダンスの普及により、県内全域のたくさんの幼稚園・保育園・小中学校等の運動会でどこわかダンスが披露され、地域への広がりにつながっています。</p> <p>さらに、どこわか運動の登録数は、令和2年3月末時点で415取組となっており、開催までの1,000取組達成に向け、着実に広がっているところです。</p> <p>広報ボランティアの活動延べ人数は、令和元年度末には目標の970人を達成し、1,002人となりました。</p> <p>三重どこわか国体の競技役員養成は、平成26年から計画的に取組を進めており、養成目標3,310人に対して、30年度末現在で約2,700人を確保し、概ね順調に推移しています。</p> <p>三重どこわか大会におけるすべての競技主管団体を対象とした競技役員への研修については、県障がい者スポーツ大会などを活用し、障がい者への配慮や特有の種目に関するルールなどのテーマを設定し、随時実施しています。また、全国障害者スポーツ大会特有の競技における審判員の養成については、競技主管団体の協力を得て、必要な新規人員を確保できつつありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会などを令和2年度に延期するなど計画に変更が生じた競技が複数あります。</p>	
<p>令和2年度以降（取組予定等）</p> <p>府内各部局との連携を強化してPRに努めるとともに、どこわか運動によりたくさんの企業等がPRに協力していただけるよう、取り組んでいきます。また、ダンスコンテストや500日前、300日前など節目イベントを行い、参加者だけでなくメディアを通じてたくさんの方に知っていただけるようにしていきます。</p> <p>運営ボランティア等にたくさんの方に協力していただけるよう、企業やさまざまな団体等に働きかけるほか、ご応募いただいた方には研修を実施し、運営がスムーズに進み、県外からの多くの選手等をおもてなしの心でお迎えできるようにしていきます。</p> <p>三重どこわか国体の競技役員養成については、引き続き、計画的に養成事業を進め、必要となる競技役員を確保していきます。</p> <p>三重どこわか大会については、今後も引き続き、競技主管団体と連携し、延期となった研修会等を含めて、審判員を養成するとともに、すべての競技について、鹿児島大会への競技役員の派遣や、県内研修会の実施などにより、審判員のスキルと競技運営のノウハウの向上を図っていきます。</p>	

## 様式 1-1(事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (南部地域の活性化の推進)	(3) 南部地域では、基幹産業である第一次産業の低迷、若者の定住率の低下等が顕著であり、人口の流出及び少子高齢化が進行していることから、県や関係市町が一体となり南部地域活性化基金を活用した取組等を行っているが、平成30年度の「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の県民指標である「南部地域における転出超過数」は2,004人となり、目標値1,566人を達成することができなかった。 このため、これまでの成果・課題の検証を行い、関係部局、市町及び関係団体等と連携し、より効果的な雇用の場の確保や移住・定住の促進等により南部地域の活性化の取組を一層推進されたい。 特に、東紀州地域においては、令和元年度の熊野古道世界遺産登録15周年記念事業として、多様な団体と連携しPR活動やイベント等を実施している。今後も、これらの団体との絆やノウハウを活かした取組を進め、来訪者の増加を図るとともに、地域産品の高付加価値化の支援等により、観光消費額の一層の増加に努められたい。 (南部地域活性化推進課、東紀州振興課)
講じた措置	
令和元年度	
1 実施した取組内容	<p>南部地域13市町が参画する南部地域活性化推進協議会において、事業の成果の確認や情報共有を行うとともに、複数市町が連携した取組を南部地域活性化基金等により支援しました。基金事業として、交流人口の拡大等を図るアウトドアスポーツPR事業（8市町）、若者の移住・定住を図る小規模事業者等を対象とした地域インターン推進事業（2市町）を支援したほか、南部地域の関係人口を創出する「度会県」の取組、地域おこし協力隊の人才培养等に取り組みました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>南部地域活性化基金について、これまでの成果の検証と見直しを行い、連携要件を拡大するなどより使いやすく改正しました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>熊野古道世界遺産登録15周年事業では、実行委員会のネットワークを構築するとともに、7月にキックオフイベント、12月にフィナーレイベントを実施しました。また、奈良・和歌山両県、中部経済連合会等との広域連携による情報発信、誘客を行うとともに、古道等の価値と魅力の次世代継承に取り組みました。さらに、スペイン・バスク自治州と協力・連携に関する覚書を結びました。 (東紀州振興課)</p> <p>東紀州地域振興公社では、地域産業の活性化を図るため、商品のプラッシュアップ、販路開拓等を支援しました。また、地域一体での観光地域づくりのため、観光専門人材の育成研修や外国人観光客の受入環境整備の調査を実施するなど、日本版DMO設立に向けた準備を進めるとともに、台湾での商談会、東紀州地域5市町の共同トップセールスなどのプロモーション活動を行いました。 (東紀州振興課)</p>
2 取組の成果	<p>地域インターン推進事業では、平成30年度に比べ地域の事業者の意識が高まり、インターンの受入を希望する事業者が5社から19社に増えました。度会県の取組では、度会県民が地域と関わる「県民参加型プロジェクト」を4件実施し、延べ101名の参加がありました。地域おこし協力隊を対象に計2回の研修を実施し、定住に向けた隊員同士のネットワークづくりのきっかけとなりました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>基金の見直しに基づき、新たに若者に魅力的な働く場の確保や定住促進、地域で暮らし続けるための生活サービスの維持・確保について市町が行う取組を支援することとなりました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>15周年事業のキックオフに約500名、フィナーレには約200名の参加があり、実行委員会には200超の企業・団体が参加して自発的に取組を行い、機運を盛り上げました。他県等との連携により広域かつ多彩な取組が行われ、次世代継承の取組では小中学生が地域への愛着心を育み、高校生が地域への想いを発現させる契機となりました。また、バスク自治州の巡礼道を紹介する写真展を企画しました。 (東紀州振興課)</p> <p>東紀州地域振興公社は、日本版DMO候補法人の申請を行い、3月に登録されました。また、東紀州地域の事業者の商談活動の支援を行い、28件の成約につなげました。 (東紀州振興課)</p>
令和2年度以降（取組予定等）	
<p>基金等の活用により、若者の働く場の確保や定住促進、地域で暮らし続けられるための市町の取組を支援します。また、地域の活力向上のため、関係人口と地域とのマッチングを支援するとともに、地域おこし協力隊の任期終了後の定住・定着に向けた取組を行います。</p> <p>15周年事業実行委員会のネットワークを生かし、持続可能な観光地域づくりにつなげる取組を行います。引き続き奈良県や和歌山県等と連携し、熊野古道を核とした情報発信や誘客促進に取り組むとともに、東紀州地域へのアクセスの向上と周遊性等を高める取組を進めます。また、バスク自治州と巡礼道の保全と活用にかかる連携を進めます。 (東紀州振興課)</p> <p>東紀州地域振興公社では、外国人観光客の受入環境整備、熊野古道を核とした東紀州地域の魅力の国内外への情報発信、観光商談会等を活用したセールス活動、商品のプラッシュアップ等の産業活性化支援などに取り組みます。また、地域の稼ぐ力を高め、持続可能な観光地域づくりを進めるため、東紀州地域振興公社の日本版DMO法人への登録を目指します。 (東紀州振興課)</p>	

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(1) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
【住民基本台帳ネットワーク三重県ネットワーク監視・保守業務委託】	
・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がされていなかった。	(市町行財政課)
【熊野古道伊勢路外国人向け情報発信業務委託】	
・再委託について、契約書の条項に沿った手続きがされていなかった。	(東紀州振興課)
【平成 29～32 年度鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託】	
・業務完了報告書の提出日前に検査を実施していた。	(鈴鹿地域防災総合事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
必要な提出書類の確認など適正な事務処理を徹底させるとともに、今後提出漏れの無いよう課内で注意喚起を図りました。	(市町行財政課)
指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏の無いよう課内で注意喚起を図りました。	(東紀州振興課)
指摘があった事項について適正な事務処理を徹底するため、出納局主催の出納事務研修会に参加するなど出納事務に関する知識の向上を図り、所内で注意喚起しました。	(鈴鹿地域防災総合事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(市町行財政課)
引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(東紀州振興課)
適切な事務の実施に努めます。	(鈴鹿地域防災総合事務所)

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金等 【紀南中核的交流施設整備事業支援補助金】 ・履行確認の記載漏れがあった。  ( 紀南地域活性化局 )
講じた措置	
1 実施した取組内容	支出負担行為書への履行確認日記載を徹底するとともに、再発防止に向けての注意喚起を行いました。 ( 紀南地域活性化局 )
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 ( 紀南地域活性化局 )

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(1) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ 旅費	
【広島県熊野町災害派遣】	
・復命書の件名等を総合文書管理システムに登録していなかった。	( 鈴鹿地域防災総合事務所 )
【土壤・地下水環境研修】	
・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。	( 松阪地域防災総合事務所 )
【広島県熊野町災害派遣】	
・復命書の件名等を総合文書管理システムに登録していなかった。	( 紀南地域活性化局 )
講じた措置	
1 実施した取組内容	
復命書は速やかに総合文書管理システムに登録するよう、所属において周知・徹底しました。	
（鈴鹿地域防災総合事務所）	
県外への出張及び宿泊を伴う出張については、旅行完了後、速やかな文書による復命の徹底を室内で確認しました。	
（松阪地域防災総合事務所）	
復命書は速やかに総合文書管理システムに登録するよう、職員に周知・徹底しました。	
（紀南地域活性化局）	
2 今後の方針（取組予定等）	
適切な事務の実施に努めます。	
（鈴鹿地域防災総合事務所）	
県外への出張及び宿泊を伴う出張については、旅行完了後、速やかに文書により復命を行います。	
（松阪地域防災総合事務所）	
引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	
	（紀南地域活性化局）

## 様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(1) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
工 その他の支出事務	
事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(四日市地域防災総合事務所)
複写機賃借料の二重払いにより歳出戻入を行っていた。	(津地域防災総合事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
支出経理の詳細な知識の不足が原因であったため、経理担当職員全員が入札事務について過去の例等を確認し知識を深めました。また、会計研修を経理担当職員全員が受講し、さらに検査での指摘事項について勉強会を行う等、会計業務全般について知識習得に取り組みました。	(四日市地域防災総合事務所)
支出状況の確認を十分行わなかったことから所属内のミーティングにおいて今後の対応について話し合い各職員に周知徹底を行いました。また、取消処理を失念しないよう取消決裁後は、取消確認票を決裁に添付するように改めました。	(津地域防災総合事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
引き続き、今後も経理担当全職員が研修を機会あるごとに受講し、所属でも勉強会を行って知識を深め、適正な事務処理に努めていきます。	(四日市地域防災総合事務所)
引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。	(津地域防災総合事務所)

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(2) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失（損傷） 公用車鍵の紛失（購入額 486 円） <span style="float: right;">（紀北地域活性化局）</span>
講じた措置	
1 実施した取組内容	所属長から職員に対して、物品の取り扱いには細心の注意を払うよう指導を行いました。 倉庫等の鍵についてもキーボックスに整理するとともに、持ち出した職員の名前を表示するように改めました。 <span style="float: right;">（紀北地域活性化局）</span>
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、物品の取り扱いについて細心の注意を払うように指導し、再発防止に努めます。 <span style="float: right;">（紀北地域活性化局）</span>

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(2) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 公有財産の滅失・き損 鍵の紛失に伴い、錠の交換が必要となった。（修繕額 1,141,527 円）（伊賀地域防災総合事務所）
講じた措置	
1 実施した取組内容	速やかに鍵の取替及び夜間、休日の出入り口となる守衛室前出入口への防犯カメラの設置を行うとともに、鍵を金庫で保管することにより再発防止に努めました。（伊賀地域防災総合事務所）
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、鍵の保管を徹底し、鍵の貸し出しの際は貸借簿へ記載するなど、適正な管理に努めていきます。（伊賀地域防災総合事務所）

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(3) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 事故発生報告書を提出していなかった。
講じた措置	
1 実施した取組内容	公用車が敷地境の縁石に乗り上げた事故に関し、金品損傷報告は提出したが事故発生報告書の提出が必要であると認識していなかったことが原因であるため、適正な事務処理の制度の内容を再確認し、今後は遺漏のないよう注意喚起を図りました。
2 今後の方針（取組予定等）	制度の理解を深め、適正な事務処理に努めていきます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(県産農林水産物の認知度向上及び販路拡大)

(1) 伊勢志摩サミットで高まった「みえの食」の認知度や評価を生かしながら、令和3年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを機会とした県産農林水産物の国内外での販路拡大に重点的に取り組んでいる。

国際水準GAP等の認証取得促進や、首都圏等における戦略的なプロモーション、輸出の拡大を進めた結果、平成30年度はGAP認証取得件数が29年度の約2倍の63件に増加したほか、国内初となるシンガポールへの活カキの輸出等が実現した。

引き続き、県産農林水産物の東京オリンピック・パラリンピックや関連事業等における活用はもとより、大会後の国内取引や輸出の拡大等により持続可能な「もうかる農林水産業」の実現につながるよう、市町や関係団体等との連携をより一層強化し、認知度の更なる向上、販路拡大に取り組まれたい。

(農林水産総務課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

令和3年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおける県産農林水産物の採用をはじめ、大会開催後の国内取引や海外輸出が有利に進められるよう、官民が一体となって、国際水準GAP認証等の取得に向けた取組の加速、「東京2020大会を機会とした三重県農林水産品販売拡大戦略」に基づく、きめ細かなプロモーション、海外市場に向けた情報発信や商談機会の創出など輸出に挑戦する産地の取組支援などに取り組みました。

(農林水産総務課)

## 2 取組の成果

県内の国際水準GAP認証等の取得は、本年度末時点において、農産物77件、畜産物12農場となっており、令和元年度末までの目標である農産物70件、畜産物6農場を達成しました。今後も地域GAP推進チームが核となり、農業経営体等の取組状況に応じたきめ細かな指導・助言等による認証取得支援に取り組みます。

県産農林水産物の戦略的プロモーションについては、首都圏ラグジュアリーホテルにおいて開催された三重県フェアでは、のべ92品目の県産農林水産品が採用されました。また、東京2020大会スポンサーとの連携においては、GAP等認証取得食材の利用促進を図り、県内の量販店における取扱や機内食等において、三重なばなや伊勢まはたなど、のべ39品目の県産農林水産品が採用され、認知度や評価の向上につながりました。

輸出については、伊勢茶、みかんの輸出拡大に向け、海外にネットワークを持つ(株)HISと「食の海外展開に係る戦略的連携協定」を令和元年10月に締結しました。締結後、最初の取組として、アゼルバイジャンに伊勢茶を600kg輸出しました。アジア市場へは、品目や量の拡大をめざす取組が進められ、伊賀牛のマレーシアへの継続的な輸出が始まっています(本年度末時点、2,411kg)。また、令和元年9月から始まった今漁期のシンガポールへの活カキ輸出は、12月には昨漁期の輸出量(平成31年1月～令和元年6月、2,168kg)を上回るなど、現地における本県産活カキの認知度が向上し、その需要が高まりつつあります。

この他、木材製品については、商談を継続中の中国企業と連携し、建材デパートのショールームに県産材の常設展示スペースの設置に向け調整を進めるとともに、新たに商談を開始した中国の木材関係企業を県内の製材工場に招へいし、商談を継続することとなりました。

(農林水産総務課)

## 令和2年度以降(取組予定等)

引き続き、関係者が一体となって、国際水準GAPの認証取得等の生産体制の整備、首都圏ラグジュアリーホテルや東京2020大会スポンサーと連携した取組を推進します。

輸出については、海外に拠点を持つ旅行事業者等との連携により、現地企業による商品開発等新たな手法を取り入れて海外市場の開拓に取り組みます。さらに、品目毎に定めた国・地域に向けた輸出環境の整備を進め、オール三重の体制で県産農林水産物の認知度向上、販路拡大を進めます。

(農林水産総務課)

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(農林水産業における就業者の確保、育成及びその定着の促進)

(2) 農林水産業における就業者数は、高齢化や後継者不足等により大きく減少しており、農林水産業を担う人材の確保、育成は喫緊の課題となっている。

これらの課題に対応するため、各分野において、就業希望者への情報提供、インターンシップの実施等、新規就業者の確保等に向けた様々な対策を実施している。

また、「みえ農業版MBA養成塾」、「みえ森林・林業アカデミー」など、地域の農林水産業をけん引していく人材の育成にも取り組んでいる。

今後もこれらの対策を進めるとともに、就業者を定着させる取組も重要であることから、雇用の受け皿となる経営体の育成や支援、またAIやICT等を活用したスマート技術の導入促進にも取り組み、農林水産業における就業者の確保、育成及びその定着の促進に努められたい。

(扱い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

次代のみえの農林水産業を担う人材を確保・育成し、その定着を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、県内農林水産業への新規就業を促進するとともに、多様な経営感覚を持った雇用力のある経営体等の育成、生産技術の見える化や、作業の自動化・効率化につながるスマート農林水産業に取り組みました。

具体的には、農業では、県内外における就業・就職フェアへの出展等を通じた農業経営体と就農希望者とのマッチング等に取り組むとともに、専門家派遣による支援等を実施しました。また、「みえ農業版MBA養成塾」において農業ビジネスの経営人材の育成を進めました。さらに伊賀米および伊勢茶プロジェクトにおいてICT等を活用した技術の見える化等、スマート農業導入の促進に取り組みました。産地などにある使用されなくなつたビニールハウスや温室などの「居ぬき」資産と就農者をマッチングする仕組みを構築しました。

林業では、県内や大都市圏の就業・就職フェアにおいて林業就業希望者向けの相談窓口を設置したほか、高校生を対象とした林業職場体験研修や4月に本格開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、林業体験講座を実施し扱い手の確保に取り組みました。また、同アカデミーでは、既就業者を対象に3つの「基本コース」や、より専門性の高い各種技術を習得できる選択講座などを実施し、新たな視点や多様な経営感覚などをもち、地域振興の核となりうる人材の育成に努めました。このほか、林業普及指導員により技術研修会を開催し、自伐型林業に取り組むグループ等を対象に、素材生産等の技術向上を図りました。

水産業では、漁協等による漁師塾および真珠塾の運営支援や新たな開設に向けた支援に取り組みました。また、就業希望者等の雇用の受け皿となる安定した経営体を育成するため、協業化・法人化を検討する地区への専門家派遣等を行うとともに、廃業した、あるいは廃業しようとしている漁業者等の施設や漁具といった経営資源を「居ぬき」物件ととらえ、新規就業希望者等とのマッチングのための仕組みづくりに取り組みました。さらに、AIやICTを活用した魚類養殖用の完全自動型給餌機や真珠養殖漁場の水温データ等による環境予測技術の開発等に取り組みました。

(扱い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課)

## 2 取組の成果

農業では、令和元年度の新規就業者数の目標達成（150人）に向け、県内での就業・就職フェアの開催（7/20）や県外の就農フェアへの出展等により就農相談に対応するとともに、農畜産経営体における法人経営体数の目標達成（533経営体）に向け、専門家派遣等を通じて法人化を促進しました。また、「みえ農業版MBA養成塾」では、プライマリーコース1名、アドバンスコース1名の塾生に対し、経営学等のカリキュラムを実行しました。令和2年度の塾生については、雇用型インターンシップ受入法人の拡充（3法人増）に加え、専用サイトや大阪（9/24, 11/16）・名古屋（12/22）での募集活動等を通じて、2名を確保しました。

林業では、県内外での就職・就業フェアにおいて、71名に対し相談対応を行ったほか、みえ森林・林業アカデミーの3つの「基本コース」に定員25名のところ30名が受講するなど、他の講座を含め多くの受講生を迎えることができ、先進的で幅広い知識やスキルの習得を図ることができました。また、研修会等の開催により、これらに参加した扱い手候補の22名が林業への関心や理解を高めました。

水産業では、令和元年度の新規漁業就業者数の目標（42人）を達成する見込みです。また、遊木漁師塾が開催した短期研修（6月～7月）に2名が参加するとともに、「みえ真珠塾」が開設され、10月に開催した2泊3日の短期研修に1名が参加しました。さらに県内モデル地区（2地区）で協業化・法人化に向けた取組を進めるとともに、「居ぬき」物件を新規就業希望者等とマッチングするための仕組みづくりを進めました。AIやICTを活用した試作機による養殖試験を行うなど完全自動型給餌機の開発を進めるとともに、水温・塩分を測定するICTブイを英虞湾に設置して運用を開始しました。

(扱い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課)

## 令和2年度以降（取組予定等）

今後も引き続き、市町や関係団体等と十分に連携を図りながら、県内外で開催される就業・就職フェアや体験研修会などを開催し、さまざまな機会を通じて、三重の農林水産業の魅力を広く情報発信します。また、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることができる魅力的な新しい三重の農林水産業を創出し、誰もが夢や希望を持って安心して働くよう、施策を総合的に展開していきます。

(扱い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(C S F (豚熱) 対策の推進)

(3) 平成 30 年 9 月に、国内で 26 年ぶりに発生が確認された C S F については、令和元年 8 月末現在で 7 府県 39 事例にまで拡大し、発生は続いている。

県内養豚農場でも、令和元年 7 月に C S F が発生し、知事を本部長とする対策本部のもとで対応にあたり、防疫措置は同月 30 日に完了したが、感染源や感染ルートは特定できていない状況にある。

このため、C S F の感染拡大の防止に向け、国や近隣府県等との情報共有と関係者への迅速な情報提供に努めるとともに、養豚農場等に対する飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導や防護柵の設置等野生動物侵入防止対策の強化、野生いのししへの経口ワクチンの散布等の様々な対策を実施しているところである。

今後も引き続き、関係者と連携しながら、県内での C S F 感染拡大の防止対策に取り組まれたい。

(畜産課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

C S F (豚熱) 対策を強化するため、令和元年 8 月 8 日付けで農林水産部内に C S F 対策チームを設置し、C S F の感染拡大防止対策、養豚農家への経営支援対策、風評被害対策等に取り組んできました。

具体的には、C S F の感染拡大防止に向け、家畜防疫員によるきめ細かな巡回指導等を実施し、養豚農場の飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、小動物を含めた野生動物侵入防止柵を農家負担無しで設置できる事業を創設し、農場周りの防護柵整備を促進してきました。また、令和元年 10 月 25 日からは飼養豚への C S F ワクチンの接種を県内全域で開始し、11 月 3 日までの 10 日間で対象となる全ての養豚農場（51 農場）において、初回のワクチン接種を完了しました。

C S F ウィルスを媒介するとされる野生いのししに対しては、市町や獣友会等と連携を図りながら、令和元年 7 月から北勢地域 6 市町（桑名市、いなべ市、菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市）において、経口ワクチンの重点散布や野生いのししの抗体付与率向上に取り組むとともに、サーベイランスのための調査捕獲を実施しました。令和 2 年 3 月中旬からは伊賀市においても経口ワクチン散布を開始したところです。なお、冬期（令和 2 年 1~2 月）の経口ワクチン散布については、夏期散布時（令和元年 7~9 月）の 202 箇所から、約 1.5 倍となる 308 箇所に拡大して取り組みました。中南勢地域等の市町においても県内産ジビエの安全・安心確保や C S F の浸潤状況を調査するため、毎月定期的に野生いのししの C S F 検査を実施しました。

経営支援対策については、C S F 発生農場に対して、農場の衛生管理の向上や資金確保などの経営支援、豚の再導入や増産への支援等を実施しました。

風評被害対策については、県産豚肉の消費喚起キャンペーンや流通事業者とのマッチング交流会を開催したほか、流通段階での豚肉の価格・取引量のモニタリングや不当表示監視などを強化しました。

(畜産課)

## 2 取組の成果

C S F 対策を総合的に進めてきた結果、養豚農場の衛生管理の向上やワクチン接種による県域での面的防護が図られ、県内養豚農場における C S F の続発防止につながっています。また、冬期散布後の調査捕獲では、野生いのししの免疫獲得率は、北勢地域 6 市町でおよそ 17% となっており、夏期散布時より大きく上昇しました。

C S F 発生農場については、令和元年 11 月 12 日に繁殖候補豚 82 頭を導入して事業を再開し、その後も計画的に豚の導入や増産を行っています。

県産豚肉の買い控え等の動きは見られず、県内小売店等を対象にした巡回監視 705 件全てにおいて、不当表示や差別的表示は見当たりませんでした。

(畜産課)

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

養豚農場における C S F の発生防止に向け、C S F 対策チームを「C S F 対策プロジェクトチーム」として正式に組織化するとともに、地域単位の防疫推進チームを設置するなど体制の強化を図り、農場の巡回・立入検査など監視指導のさらなる充実、飼養豚へのワクチン接種、経口ワクチンの重点散布や年間を通じた県域での野生いのししの捕獲強化などに、関係者と連携して取り組みます。

また、発生農場等の経営再建に向けたきめ細かな支援対策や、正確かつ効果的な情報発信や P R 活動、不当表示の継続監視などによる風評被害の防止等に取り組みます。

さらに、ワクチンなどの有効手段が無い A S F （アフリカ豚熱）の国内発生に備えて、近隣国も含めた国の動向を注視するとともに、関係者間で緊密に情報共有を図りながら、必要な対策を検討・実施していきます。

(畜産課)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 収入未済

① 収入未済額が平成30年度末現在84,034,258円であった。

(担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産資源・経営課、四日市農林事務所)

② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。

(担い手支援課、農産物安全・流通課、獣害対策課、森林・林業経営課、水産資源・経営課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ①② (収入未済、債権処理計画未達成)

## a 貸付金等

経営不振や生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、書面・電話・面談による催告を行いました。また、本人だけでは解決が困難な案件等は、連帯保証人等へも償還に向けた協力の要請や催告等を行いました。

## (a) 農業改良資金貸付金及び違約金

催回事数42回(訪問・面談:14回、電話:28回)

取組の結果、令和元年度当初の未収金40,418,569円(17件)のうち、1,539,000円を回収しました。  
(担い手支援課)

## (b) 新規就農者総合支援事業費補助金返還金及び延滞金

催回事数18回(訪問・面談:1回、電話:3回、書面:14回)

取組の結果、令和元年度当初の未収金2,749,237円(2件)のうち、41,750円を回収しました。  
(担い手支援課)

## (c) 林業・木材産業改善資金貸付金及び違約金

催回事数12回(訪問・面談:4回、電話:2回、書面:6回)

取組の結果、令和元年度当初の未収金9,660,817円(8件)のうち、1,065,928円を回収しました。  
(森林・林業経営課)

## (d) 沿岸漁業改善資金貸付金及び違約金

催回事数19回(訪問・面談:1回、電話:13回、書面:5回)

取組の結果、令和元年度当初の未収金25,996,741円(14件)のうち、372,000円を回収しました。  
(水産資源・経営課)

## b 旧三重県中央卸売市場施設使用料等

生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、電話・面談による催告を行いました。

催回事数12回(訪問・面談4回、電話8回)

取組の結果、令和元年度当初の未収金5,202,593円(44件)のうち、108,117円を回収しました。

(農産物安全・流通課)

## c 鳥獣保護員報酬誤払い

相続財産管理人に連絡を取り、財産処分状況の進捗について確認していましたが、県への配当はなく、平成31年4月21日に時効が完成したため、6,301円を不納欠損処分としました。

(四日市農林事務所、獣害対策課)

## 2 今後の方針(取組予定等)

## ①②

## a b 引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。

(担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産資源・経営課)

## c 引き続き、債権の適正な事務処理に努めていきます。

(四日市農林事務所、獣害対策課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## イ 収入事務

① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】(桑名農政事務所)

② 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】  
(四日市農林事務所)

③ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が 2 件遅延していた。【重点】  
(松阪農林事務所)

④ 現金納付された生産物売払代金の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】  
(農業研究所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 現金を収納した際には速やかに事務処理を行うようにし、金融機関の営業終了後に現金を収納する際には目立つところへメモをつけ、処理後にメモを削除するようにして漏れなく事務処理を行えるようにしました。  
(桑名農政事務所)

② 情報公開複写料の現金を一時金庫に保管する際、収納処理を失念することがないよう、金庫に目印を付けておくと共に、目印のあるなしにかかわらず必ず毎日 11 時 30 分頃金庫の中の保管場所を確認するようにしました。  
(四日市農林事務所)

③ 従来から実施している現金保管状況の確認に加え、財務会計システムによる「現金日計表」の確認を毎日実施するなど、チェック機能を強化し、収納状況の把握漏れが発生しないよう努めました。  
(松阪農林事務所)

④ 現金収納した生産物売払代金を当日中に指定金融機関へ払い込み出来なかった場合は、所属の金庫に保管し、翌開庁日に必ず担当者が指定金融機関へ出向き、払い込みを行っていますが、職員間の連携不備等により、遅延が発生したことから、改めて引き継ぎの徹底、事実の共有及び複数職員によるチェック等の徹底を図りました。  
(農業研究所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

①②③④ 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。

(桑名農政事務所、四日市農林事務所、松阪農林事務所、農業研究所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【平成 30 年度 バリューチェーン形成プロジェクト事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。</li> </ul> <p>② 【神島漁港他 県単漁港環境整備事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出納局事前検査を受けていなかった。</li> <li>・契約保証金の免除について、根拠を決裁文書に記載していなかった。</li> </ul>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 予定価格の算定基礎となる積算根拠を起案文書等に明記するなど、説明責任の向上に努めました。 また、このような事例を所属内で共有し、再発防止に努めています。</p> <p>(四日市農林事務所)</p> <p>② • 執行後の決裁後に、三重県出納局検査要領に基づく出納局事前検査を受けるよう、所内会議や庁内メールを通じて職員に周知しました。 • 契約保証金の免除を行う場合は、その決裁の起案に契約保証金を免除する根拠を必ず明記するよう、所内会議や庁内メールを通じて職員に周知しました。</p> <p>(伊勢農林水産事務所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 引き続き、チェック体制を強化し、会計規則等を遵守して適正な事務処理に努めます。</p> <p>(四日市農林事務所)</p> <p>② 同様の事案が発生しないよう、入札審査会での審査を強化するとともに、職員への周知徹底に努めます。</p> <p>(伊勢農林水産事務所)</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## イ 補助金等

## ① 【団体営農業集落排水整備支援事業費補助金】

・概算払精算書による精算を年度内に行っていなかった。

(四日市農林事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

- ① 概算払精算書の提出について、該当市町に対して年度内提出の周知徹底を図るとともに、漏れがないよう受  
理管理一覧表を作成、チェックし管理しました。

(四日市農林事務所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

- ① 引き続き、会計規則等を遵守し、定められた期間内に事務処理が完了するよう、市町への周知徹底を図りま  
す。

(四日市農林事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ウ 旅費

## ① 【農業農村工学会農村道路研究部会】

・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。 (農業基盤整備課)

## ② 【6次化事業者支援(イベント)】

・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。 (津農林水産事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ① 旅行完了後、速やかに文書をもって復命するよう、職場会議において全職員に周知徹底しました。

(農業基盤整備課)

## ② 当該職員に遅延した要因について確認のうえ注意するとともに、所属内会議において旅行完了後速やかに復命書を提出するよう周知徹底しました。 (津農林水産事務所)

## 2 今後の方針(取組予定等)

## ① 引き続き、周知徹底し、適正な事務処理に努めていきます。

(農業基盤整備課)

## ② 引き続き、周知徹底し、適正な事務処理に努めていきます。

また、旅行完了後の復命書の提出状況を確認し、遅れている場合は、該当者に復命書の提出を求めるとともに、課長に報告を行うことで報告遅延がないようにしていきます。 (津農林水産事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## エ その他の支出事務

① 資金前渡交付時に履行確認の記録がなかった。

(四日市農林事務所)

② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。

(津農林水産事務所)

③ 資金前渡交付時に履行確認の記録がなかった。

(伊勢農林水産事務所)

④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。

(中央家畜保健衛生所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 資金前渡による会計処理について、所属内で改めて課長を含め複数の職員で確認するなど、チェック体制を見直しました。

また、翌月の精算事務の際にも改めて組織として再確認をしています。 (四日市農林事務所)

② 発生事案やこれまで経験したヒヤリハット事例を含めて職員間で情報共有し議論を深めました。事案は積算の細部で発生したミスであり発見には至らなかつたため、これまでの体制に加えて積算に精通したチェック担当職員を1名配置し体制強化に努めました。 (津農林水産事務所)

③ 前渡資金の支払い履行確認については、交付伺いに検査年月日を記録し検査確認することを、所内会議や府内メールを通して、職員に周知徹底しました。 (伊勢農林水産事務所)

④ 電子調達システムへの入力内容を職員間で相互チェックをするとともにチェックリストの活用によりミスの再発防止に努めました。また、会計事務の研修に参加し、関係する事務手続きに精通するよう努めました。 (中央家畜保健衛生所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

① 今後とも履行直後に事務処理を行うよう徹底するとともに、組織的な体制で注意を促していきます。 (四日市農林事務所)

② チェック体制の強化を継続するとともに、上半期に発注業務が集中することから年度当初の執行計画時には業務の平準化に配慮するなど再発防止に努めています。 (津農林水産事務所)

③ 同様の事案が発生しないよう、引き続きチェックの強化や職員への周知徹底に努めます。 (伊勢農林水産事務所)

④ 引き続き、再発防止に向けて職員の意識のさらなる向上とチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めています。 (中央家畜保健衛生所)

## 様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 金品流失(損傷)

① 公用車の損傷 (修繕額 291,913 円)

(フードイノベーション課)

② 取締船の損傷 (損害額 394,999 円)

(漁業環境課)

③ 公用車鍵の紛失 (購入額 2,008 円)

(津農林水産事務所)

④ くくり罠の盗難

(林業研究所)

⑤ センサーダブル2台の盗難 (損害額 84,506 円)

(林業研究所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 課内会議等で職員に対して注意喚起を行い、今後こうした不注意による事故が発生しないよう所属全体に働きかけました。

また、職員が業務に集中できるよう、余裕を持った業務計画を立てるよう各班で取り組みました。さらに、出張の際には、時間に余裕をもった行動を行うとともに、可能な限り2人以上で公用車を使用し、運転者以外の1人が安全確認を行うことにしました。

(フードイノベーション課)

② 漁船の取締活動において、航行中は水深や障害物等に十分注意してきたところです。今回は水中に流木が漂泊していたものとみられ、予測が難しい事故ではあるものの、今後も注意を徹底して航行するよう指導しました。

(漁業環境課)

③ 所属内全職員に対し、公用車の使用後はすぐに鍵の保管場所への返却を徹底するとともに、特に当該室における対応策として、鍵の保管場所を課長の脇に変更し、業務終了後には、課長及び課長代理が鍵の返却状況を確認することとしました。

(津農林水産事務所)

④ 盗難現場の状況を確認し、警察に被害届を提出しました。また、くくり罠の設置場所にはセンサーダブルを設置して不測の事態にも備えるとともに、物品等の適正な管理・使用に関して全職員に注意喚起を行いました。

(林業研究所)

⑤ 盗難現場及びセンサーダブルで撮影された画像データを確認し、警察に被害届を提出しました。また、可能な範囲で盗難防止対策を図るとともに、改めて、全職員に対して、物品等の適正な管理・使用について注意喚起を行いました。

(林業研究所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き課内会議等で職員に対して注意喚起を行うなど、不注意による事故の未然防止に所属全体で取り組んでいきます。

(フードイノベーション課)

② 降雨の後等、流木の出現が予測される状況での航行については、その是非についてより慎重に検討を行うこととし、取締要請を受けた等によりやむを得ず航行しなければならない場合においては、船上からの監視を十分行うとともに、極力速度を落として航行する等の注意を徹底していきます。

(漁業環境課)

③ 公用車及び備品等の公有財産の適正な管理については、これまで職員に周知を図っているところですが、今回の事案を受け、室内全職員に対して再度、県有財産の適正な管理・使用意識を高めるよう注意喚起を行い、再発防止に努めています。

(津農林水産事務所)

④⑤ 物品等県有財産の適正な管理・使用に意識を高めるよう周知徹底を図ります。

(林業研究所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## イ 公共用地の未登記

① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 626 筆、120,443.79 m<sup>2</sup>ある。

(桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 平成 29 年度に策定した未登記解消の指針となる「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき、令和元年 6 月に関係農林（農政、農林水産）事務所を訪問して、未登記土地調査分析表（未登記カルテ）をもとにヒアリングを行い、令和元年度に解消可能な案件の選定を協議し、今後の未登記案件の処理優先順位を決定しました。

その優先順位が高いと判断された案件から事務所ごとに予算措置を講じて境界測量や相続人調査を行うなど、未登記解消を進めました。

令和元年 10 月には第 2 回ヒアリングを実施し、新たな未登記分類基準により分類された案件及び進捗状況を確認しました。

令和 2 年 3 月には、用地課長会議を開催して情報共有を図るとともに、引き続き 5 ヶ年計画に基づき処理を進めるよう周知を図りました。

令和元年度は、21 筆の未登記を解消しました。

## 2 今後の方針（取組予定等）

① 現在まで残っている未登記案件は、現地不明、相続人多数、境界測量費用が膨大にかかる等の処理困難な事案が大半を占めていますが、引き続き処理優先順位を決めることにより、「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき計画的に未登記解消を図ることとします。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故 (負担割合：県 70%、相手 30%) (物損額：県 103,522 円、相手 91,605 円)

(桑名農政事務所)

② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 190,333 円)

(四日市農林事務所)

③ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 462,417 円廃車、相手 764,910 円)

(松阪農林事務所)

④ 物損事故 (物損額：県 435,808 円)

(伊勢農林水産事務所)

⑤ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 159,732 円、相手 69,660 円)

(伊勢農林水産事務所)

⑥ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 138,564 円、相手 21,426 円)

(尾鷲農林水産事務所)

⑦ 物損事故 (物損額：県 246,517 円)

(熊野農林事務所)

⑧ 物損事故 (物損額：県 277,354 円)

(中央農業改良普及センター)

⑨ 物損事故 (負担割合：県 70%、相手 30%) (物損額：県 90,720 円、相手 117,180 円)

(中央農業改良普及センター)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 当該職員及び上司に対して厳重注意を行うとともに、全職員に対しても安全確認や金品の適正管理について徹底するよう指導しました。

また、桑名地域防災総合事務所主催の交通安全研修にも積極的に参加させ交通安全意識の向上を図りました。  
(桑名農政事務所)

② 当該職員及びその上司に対して厳重注意を行うとともに、所内会議で各職員に対しても、交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう注意喚起をしました。

また、11月には当事務所独自の「交通安全講習」を開催するとともに、四日市地域防災総合事務所主催の「交通安全講習会」や農林水産部主催の「交通安全研修」へ積極的に職員を参加させるなど、交通安全意識の更なる向上に努めました。  
(四日市農林事務所)

③ 当該職員に対しては厳重注意を行い、全職員に対しても交通事故の防止と公有財産の適正な管理・使用について周知を図りました。

また、事務所独自の「交通安全研修」を年 2 回開催するとともに、農林水産部や松阪地域防災総合事務所が主催する「交通安全研修」へも積極参加させ交通安全教育に取り組みました。さらに、所内会議等を通じて定期的に注意喚起を行い職員の交通安全に対する意識の向上に努めました。  
(松阪農林事務所)

④⑤ 当該職員に対しては、厳重注意を行うとともに、全職員に対しても交通安全意識及び金品の適正管理について注意喚起を行いました。

また、南勢志摩地域活性化局主催の「交通安全講習」などへの積極的な参加を促し、交通安全の意識向上を図りました。

事務所の取組として、出張時には安全運転の意識づけのため、運転者は安全運転を宣言し、周りの職員は運転者に声掛けを行う「安全運転宣言運動」を実施するとともに、「無事故・無違反チャレンジ 123」へ積極的に参加し、安全運転の意識向上に努めました。  
(伊勢農林水産事務所)

⑥ 当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、全職員に対しても交通事故防止及び金品の適正管理について注意喚起を行いました。

また、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加や啓発用 DVD を活用した所内研修を年 10 回以上実施することにより、交通安全意識の高揚を図りました。  
(尾鷲農林水産事務所)

⑦ 当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、所内会議において交通事故防止及び公有財産の適正管理について周知を図り、所内職員に対しても注意喚起を行いました。

また、紀南地域活性化局主催の交通安全講習会に積極的に参加させ、安全運転意識の向上に努めました。  
(熊野農林事務所)

⑧⑨ 交通事故防止に向けて、所属内で事故に関する検証と今後の対策について話し合いました。

また、交通安全に対する意識を高く保つため、全員会議で交通安全啓発のビデオ視聴を行うとともに、農林水産部や地域防災事務所主催の交通安全研修会へ職員を参加させました。公用車の鍵置き場には、安全運転意識を高める安全運転 5 則の張り紙を掲示し、運転前の注意を促しています。

さらに、無事故・無違反チャレンジ 123 に、各課でチームをつくり参加しました。

(中央農業改良普及センター)

2 今後の方針（取組予定等）

- ① 引き続き、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識の向上に取り組み、交通事故の未然防止に努めています。  
(桑名農政事務所)
- ② 引き続き、交通安全研修への積極的な参加等を促し、職員の交通安全に対する意識のより一層の高揚を図り、交通事故の未然防止に努めています。  
(四日市農林事務所)
- ③ 引き続き、交通安全研修の実施やあらゆる機会を利用し注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識のより一層の高揚に取り組み、交通事故の未然防止に努めています。  
(松阪農林事務所)
- ④⑤ 引き続き、交通安全研修などへの積極的な参加を促すとともに、「安全運転宣言運動」を継続し、交通事故の未然防止、安全運転の意識向上に努めています。  
(伊勢農林水産事務所)
- ⑥ 引き続き、所内交通安全研修の実施や注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識のより一層の高揚に取り組み、交通事故の未然防止に努めています。  
(尾鷲農林水産事務所)
- ⑦ 引き続き、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識のより一層の高揚に取り組み、交通事故の未然防止に努めています。  
(熊野農林事務所)
- ⑧⑨ 引き続き、全員会議の場等を活用し、交通安全に対する意識を高く保つため、交通安全啓発ビデオの視聴やヒヤリハットの事例も含め交通安全に関する注意喚起を行っていきます。  
また、公用車の鍵置き場に、安全運転意識を高める安全運転 5 則の張り紙を掲示し、運転前の注意を促し、安全運転の意識向上に努めています。  
(中央農業改良普及センター)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
① 事故発生報告書の提出が遅延していた。

(尾鷲農林水産事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 今回の事案は、飛び石による公用車のフロントガラスの損傷が事故発生報告の対象外と誤認し、金品亡失（損傷）報告のみを行い、後日、誤りが判明したため事故発生報告書を提出したものです。  
事務手続きについて再確認し、処理誤りが発生しないよう複数職員によるチェックを徹底しました。

(尾鷲農林水産事務所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。

(尾鷲農林水産事務所)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 雇用経済部

## 監査の結果

1 事業の執行に関する意見  
(事業承継の支援の推進)

(1) 三重県内の中小企業数は、平成 11 年から 28 年までに約 2 万者減少し、51,486 者となっている。経営者の高齢化や後継者難が大きな要因とされている平成 30 年の休廃業・解散件数は 585 件で、倒産件数 67 件に比べ 8.7 倍（全国 5.7 倍）となっている。

また、県内企業の経営者の平均年齢は平成 30 年で 58.5 歳となり、平成 2 年に比べて 4.6 歳上昇するなど、中小企業の経営者の高齢化と後継者難により事業承継は喫緊の課題となっている。

引き続き、「三重県事業承継ネットワーク」をはじめとして関係機関と連携するとともに、「ええとこやんか三重 移住相談センター」とも連携を図りながら、平成 30 年 3 月に策定（31 年 3 月改訂）した「三重県事業承継支援方針」に基づき、プレ承継、事業承継、ポスト承継のそれぞれの段階に応じた取組を進めることにより、事業承継の支援を着実に推進されたい。  
(中小企業・サービス産業振興課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

平成 30 年 3 月に策定した「三重県事業承継支援方針」に基づき、「プレ承継」、「事業承継」、「ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を、三重県事業承継ネットワークを核にして取り組みました。

- (1) 事業承継に向けた早期かつ計画的な準備の認識を促す事業承継診断の実施やセミナーの開催等により、事業承継に向けた準備のきっかけづくりや事業承継の機運醸成に取り組みました。
- (2) 事業承継にかかる課題解決のため、三重県版経営向上計画による経営向上の取組や三重県事業引継ぎ支援センターによる後継者マッチング、相続税・贈与税を納税猶予する事業承継税制や株式・事業用資産等の取得資金等に融資する事業承継支援資金の活用促進などに取り組みました。
- (3) 事業承継の支援体制を強化するため、三重県事業承継ネットワークの連携体制を強化するとともに、全国知事会等と連携した取組や国への提言活動に取り組みました。

## 2 取組の成果

- (1) 三重県事業承継ネットワークにおいて、令和元年度は事業承継診断を 2,543 件（令和2年1月末時点）実施し、事業承継診断で掘り起こしたニーズに基づく事業者支援に取り組みました。
- (2) 事業承継分野における包括協定を締結している株式会社ビズリーチほかとの共催により、令和元年 5 月及び 11 月に事業承継M&Aセミナーを開催し、早期・計画的な準備の必要性やM&A の有用性などを周知しました。
- (3) 非上場の中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合に、相続税又は贈与税の納税猶予等を受けることができる事業承継税制について、19 件の認定を行いました。（令和 2 年 3 月末時点）
- (4) 事業承継支援資金については、融資期間を最長 7 年から 10 年へ延長し、利便性向上を図りました。
- (5) 三重県事業承継ネットワーク事務局への運営支援を行うとともに、三重県事業承継ネットワーク構成機関が意見交換する連絡会議（5 月、11 月）や支援機関向け研修会（6 月）を開催しました。
- (6) 全国知事会が設置した「中小企業の事業承継の促進ワーキングチーム」への参画や、平成 30 年度に設置した「東海三県二市事業承継連携会議」の開催などにより、事業承継支援にかかる県域を越えた連携を図りました。
- (7) 事業承継時に先代経営者と後継者の双方から原則として二重の個人保証を求めるようにするなど、経営者の個人保証の見直しなどについて、令和元年 11 月に国へ要望を行ったところ、「経営者保証に関するガイドライン」の特則が同年 12 月に策定されました。

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

- (1) 「プレ承継」の段階においては、事業承継診断の実施やセミナー開催等によって経営者の早期準備に向けた対話の促進を図るとともに、機運の醸成や取組の参考となるよう、企業ごとの課題や経験を踏まえた事業承継の支援事例の収集・発信に取り組みます。
- (2) 「事業承継」の段階においては、三重県版経営向上計画による経営の磨き上げの支援、事業承継支援資金等による資金繰り支援、包括協定を締結した事業者と連携した支援などに取り組みます。
- (3) 「ポスト承継」の段階においては、国の助成制度も活用しながら、後継者の経営革新による成長・発展の支援に取り組みます。
- (4) ええとこやんか三重移住相談センターや三重県事業引継ぎ支援センターとも連携し、後継者を求める個人商店など小規模事業者と、「起業」「継業」に関心のある移住希望の若者のマッチング支援に取り組みます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 雇用経済部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (観光産業の振興)	
(2) 平成 30 年の観光消費額は、前年より 65 億円増の 5,338 億円となり、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の目標値 4,950 億円を達成した。しかし、一方で県内の延べ宿泊者数及び県内の外国人延べ宿泊者数は、前年実績を上回っているが、目標値は達成できなかった。 このため、令和元年度が最終年度となる「三重県観光振興基本計画」に基づき、これまでの取組の成果・課題も検証しながら、市町、県民、観光関連事業者及びDMO等と連携して、魅力的な観光地づくりを進め、周遊・滞在型観光の定着に取り組むことで、県内の宿泊者数を増やすなど、観光消費額の増加に取り組まれたい。 (観光政策課、観光魅力創造課、海外誘客課)	
講じた措置	
令和元年度	
1 実施した取組内容	
国内外の来訪者から何度も訪れたい観光地として三重が選ばれるとともに、観光関連産業を、三重県経済をけん引する産業の一つとして確立させるため、「三重県観光振興基本計画（平成 28 年度～31 年度）」において「観光消費額」を主たる目標に掲げ、宿泊者数の増加など、観光消費額を伸ばす取組を実施しました。	
(1) 官民一体で設置した「みえ観光の产业化推進委員会」において観光の产业化に向けた取組を進めました。 また、6 年間のパスポート事業のデータや成果を生かしつつ「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」を開始し、観光客の周遊促進と消費拡大を図りながら、データの収集と分析を行いました。加えて、公益社団法人三重県観光連盟と連携しマーケティングデータの収集・分析・提供や、広域プロモーションを推進するなど、全県 DMO 機能の構築と持続可能な観光地域づくりに取り組みました。 (観光魅力創造課)	
(2) 県内及び近隣自治体、DMO、交通事業者や県内観光事業者等と連携して、インバウンド誘致に取り組みました。特に、増加する個人の外国人旅行者（F I T）の誘客を促進するため、インスタグラムを活用して旅行者や県民、県内観光事業者も写真を投稿することで参加できる「#visitmie キャンペーン」を実施したほか、観光 P R 動画なども活用し、個人旅行者の主要な情報収集源となっているインターネット上の情報発信に注力した取組を進めました。 (海外誘客課)	
(3) 国際会議等 M I C E 開催地としての三重のブランドイメージを確立し、M I C E を本県インバウンドの新たな柱とするため、補助金などのツールを生かした誘致促進や、営業委託による県外でのセールス、職員による大学への営業活動等に取り組みました。 (M I C E 誘致推進監)	
2 取組の成果	
(1) 観光庁の宿泊旅行統計調査（速報値）によると、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの県内延べ宿泊者数は約 879 万人で対前年比 98.8%、外国人延べ宿泊者数は約 38 万人で対前年比 111.8% となりました。 (観光政策課)	
(2) 「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」の令和 2 年 3 月末日時点の登録者数は 4,849 名で、アンケートへの回答は 10,162 件ありました。 (観光魅力創造課)	
(3) 「#visitmie キャンペーン」では、期間中（令和元年 7 月 7 日から令和 2 年 1 月 6 日）に外国人旅行者を始め多くの県民や県内観光事業者から総計約 15,800 件の投稿がありました。また、関係者が連携して海外の旅行会社やメディアの取材や視察の招聘等に取り組んだ結果、県内各地を周遊するツアーの催行や海外での情報発信につながっています。 (海外誘客課)	
(4) 令和元年は、約 1,000 人規模の「第 132 回中部日本整形外科災害外科学会・学術集会」や「第 41 回日本血栓止血学会学術集会」等の国際会議が開催されるとともに、伊賀地域で初めてユニークベニューを活用した国際会議「第 4 回国際組紐学会」が開催されるなど、目標 7 件に対して 13 件の年間実績となりました。特に、大規模会議の開催時は、会場内に観光案内ブースを設け、開催地の飲食店を紹介するとともに、地元市を通じて会場周辺の飲食店に会議参加者向け割引クーポンの提供を協力いただくなど、消費の拡大に努めました。 (M I C E 誘致推進監)	
令和 2 年度以降（取組予定等）	
(1) 新たな「三重県観光振興基本計画（令和 2 年度～5 年度）」に基づき、「観光誘客の推進」と「観光産業の振興」を 2 本柱として、観光振興に取り組んでいきます。 (観光政策課)	
(2) 国内外の観光客の生の声を継続的に収集・分析し、旅行者の行動様式を刺激する戦略的な観光マーケティングの仕組み「三重県版観光スマートサイクル」を構築し、顧客ニーズにあつた情報発信やサービスの提供、商品開発などにつなげるための取組を、DMO、観光事業者、市町等と連携して推進します。 (観光魅力創造課、海外誘客課)	
(3) 「みえ観光の产业化推進委員会」を中心に、「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」等の実施により得られたデータや成果も生かしつつ、「三重ファン」の再来訪促進と大都市圏等からの宿泊促進に向けた取組を展開し、地域の“稼ぐ力”を引き出すこと、観光の产业化を推進します。 (観光魅力創造課)	
(4) 主催者が国際会議を開催しやすい環境づくりやセールス活動の強化により国際会議の三重県への誘致に取り組みます。また、開催地の観光案内、会場周辺の飲食店紹介や、ユニークベニューの活用にもさらに積極的に取り組みます。 (M I C E 誘致推進監)	
(5) 新型コロナウィルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要を早期に回復させるため、適切な時期を見計らい、国内外から旅行者を三重に呼び込む取組を実行します。 (観光政策課)	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
ア 収入未済

① 収入未済額が平成 30 年度末現在 2,710,747,472 円あった。  
(雇用経済総務課、雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課)

② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。  
(雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課)

③ 債権管理自己検査を実施していなかった。  
(雇用経済総務課)

④ 督促状の発付が遅延していた。  
(雇用経済総務課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## (1) ア

①② ※意見②の債権処理計画の目標未達成については、(b)、(d)、(e)が対象となります。

(a) 光熱水費負担金  
分割納付も検討しながら、電話や話し合い等を行い、債権回収に努めました。  
(雇用経済総務課)

## (b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料

現時点で未収金の残っている 2 件のうち、1 件については和解条項に基づき、ほか 1 件については納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めており、今年度も引き続き電話での督促に加え、債務者宅へ赴き、直接面談を行うなど訪問督促も実施しているところです。

また、目標額の設定については、債務者から提出された納付誓約書に基づくほか、和解案件については、履行期限までに完納できるよう、残額と支払期限までの残り月数を勘案して設定しています。

貸し付けを行った 2 社はすでに倒産しており、連帯保証人も死亡しているため、現在は親族が日々の生活の中で工面し返済を行っているところですが、生活困窮により計画どおりに納付されなかつたことから、目標達成には至りませんでした。

引き続き、電話督促や訪問督促により計画的な債権回収に努めています。  
(雇用対策課)

## (c) 中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徵収に関する条例」に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。

さらに、高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を行いました。  
(中小企業・サービス産業振興課)

## (d) 中小企業設備近代化資金

債権回収会社であるサービスナーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。なお、当該貸付金については、新規貸付を行っておらず、新たな未収金は発生していません。

また、適切に回収目標の設定を行うとともに、債権回収会社であるサービスナーに債権回収業務を委託し、回収目標の達成に取り組みました。  
(中小企業・サービス産業振興課)

## (e) サンアリーナ使用料

令和元年 12 月、配達証明郵便にて催告状を送付し、債務者に対する催告を行いましたが、債権回収はできませんでした。また、同月に金融機関に対し、債務者の預金照会を行いましたが、回収コストに見合う財産を確認できませんでした。  
(観光政策課)

## ③ 債権管理自己検査実施マニュアル等を再確認し、債権管理自己検査の実施を徹底しました。

(雇用経済総務課)

④ 三重県債権管理マニュアルを再確認するとともに、財務会計システムでの収納状況をこまめに確認し、履行期限（納期限）後 20 日以内の督促を徹底しました。  
(雇用経済総務課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## (1) ア

①② ※意見②の債権処理計画の目標未達成については、(b)、(d)、(e)が対象となります。

(a) 光熱水費負担金  
電話等の催告と併せ、回収可能性や回収コスト等を十分に考慮しながら財産調査などの対応を進めます。

また、法的措置も見据えて法務・文書課等の関係所属とも連携を図り、債権回収に努めます。

(雇用経済総務課)

(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料

今後も、定期的に電話や訪問による督促等を行い、納入が滞らないよう管理していきます。(雇用対策課)

(c) 中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徵収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を行います。具体的には、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。

正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行い経営改善の取組を支援していきます。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。

回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めていきます。

回収困難な先については、債権回収会社であるサービスセンターと債権回収業務に関して3か年にわたる複数年委託契約を結び、債権の管理回収をより強固に行っていきます。 (中小企業・サービス産業振興課)

(d) 中小企業設備近代化資金

債権回収会社であるサービスセンターに債権の管理・回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。 (中小企業・サービス産業振興課)

(e) サンアリーナ使用料

今後も定期的に催告を行うとともに、回収コスト等を十分に考慮しながら財産調査などの対応を進め、収納未済額の削減に努めます。 (観光政策課)

③ 上記取組を確実に実施していくことにより、引き続き未収金の解消に取り組んでいきます。

(雇用経済総務課)

④ 上記取組を確実に実施していくことにより、引き続き未収金の解消に取り組んでいきます。

(雇用経済総務課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## イ 収入事務

① 財務会計システムへの現金受入日の入力誤りがあった。【重点】

(工業研究所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## (1) イ

① 再発防止を図るため注意喚起を行うとともに、従来のダブルチェックによるチェック体制をさらに強化し、事務処理の適正化を図りました。

(工業研究所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## (1) イ

① 引き続き、チェック体制の強化により、適正な事務処理の徹底に努めます。

(工業研究所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 業務委託

## ① 【三重U・I インターンシップ推進事業業務委託】

- ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者等の書面での報告がされていなかった。

(雇用対策課)

## ② 【平成 30 年度関西圏からの宿泊促進事業委託】

- ・再委託の承認申請書面に、契約書に定めた事項が記載されていなかった。

(観光魅力創造課)

## ③ 【平成 30 年度 S N S 「#visitmie」 キャンペーン事業委託】

- ・契約変更時の出納局事前検査を受けていなかった。

(海外誘客課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## (2) ア

- ① 指摘があった事項について、直ちに適正な事務処理を行わせるとともに、以後確実に報告がなされるよう周知徹底し、再発の防止に努めました。

(雇用対策課)

- ② 指摘のあった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏等のないよう課内で注意喚起を図りました。

(観光魅力創造課)

- ③ 指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏等のないよう課内で注意喚起を図りました。

(海外誘客課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## (2) ア

- ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

(雇用対策課)

- ② 引き続き、契約書に記載の事項について十分な確認を行い、適切な事務処理に努めていきます。

(観光魅力創造課)

- ③ 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

(海外誘客課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
イ 補助金等

## ① 【三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金】

・交付要綱要領等において、申請の取下げ期限を定めていなかった。 (ものづくり・イノベーション課)

## ② 【中小企業支援センター等事業費補助金】

・交付要綱要領等において、交付申請書の提出期限を定めていなかった。

(中小企業・サービス産業振興課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## (2) イ

① 三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金及び三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金について、令和元年8月29日にそれぞれの補助金交付要領に「交付申請の取下げ」の条文を追加しました。  
(ものづくり・イノベーション課)

② 指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏のないよう課内で注意喚起を図りました。  
(中小企業・サービス産業振興課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## (2) イ

① 引き続き、適正な事務処理に努めています。  
(ものづくり・イノベーション課)

② 今後は、交付申請書の提出依頼に際してその提出期限を定め、補助対象者に通知することとします。  
(中小企業・サービス産業振興課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
ウ 印刷物の作成

## ① 【企業立地状況図（三重県全県版）】

- 最低制限価格を設定していなかった。

(企業誘致推進課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## (2) ウ

① 課内において要領の周知及び契約事務の執行について改めて慎重を期すよう注意喚起を行うとともに、事務を行う際の複数人によるチェックの徹底を確認するなど、再発防止の体制を整えました。

(企業誘致推進課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## (2) ウ

① 同様の事案が発生しないよう、制度の理解、複数職員によるチェック体制の強化を図るなど、適正な事務処理に努めます。

(企業誘致推進課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## エ その他の支出事務

① 資金前渡交付時に履行確認の記録がなかった。

(三重県営業本部担当課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## (2) エ

① 指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏のないよう課内で注意喚起を図りました。

(三重県営業本部担当課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## (2) エ

① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

(三重県営業本部担当課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (3) 貢産管理等の状況

貢産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
ア 金品亡失（損傷）

① 公用携帯電話の紛失（損害額 28,560 円）

（三重県営業本部担当課）

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## (3) ア

① 当該職員に次長から厳重注意を行うとともに、課の定例打ち合わせにおいて、事例の共有及び物品の適正な財産管理に関する注意喚起を行いました。

（三重県営業本部担当課）

## 2 今後の方針（取組予定等）

## (3) ア

① 引き続き、適正な財産管理に努めていきます。

（三重県営業本部担当課）

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(公共土木施設の計画的な維持管理)

(1) 公共土木施設は、道路、河川、港湾等の多種多様な施設が存在し、県民生活を支える社会基盤として欠くことができないものである。しかし、これらの公共土木施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備され、整備後50年以上経過する施設が急増することから、近年の自然災害の激甚化、頻発化や南海トラフ地震の発生が懸念されている中、県民の生命及び財産や社会経済活動に甚大な被害が発生するおそれがあり、防災・減災の観点からも適切な維持管理・更新等が課題となっている。

このため、公共土木施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする長寿命化計画を策定し、将来にわたって必要な公共土木施設の機能を發揮し続けるための取組が進められているところである。

引き続き、中長期的な社会情勢の変化を見据えながら、公共土木施設の長寿命化計画を踏まえた全体的なマネジメントのもと、各施設の適切な維持管理・更新等に努められたい。

(県土整備総務課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

県土整備部では、みえ公共施設等総合管理基本方針を踏まえトンネルや橋梁等の道路施設、ダムや河川に附随する水門、樋門や排水機場等の河川管理施設、砂防設備、地すべり防止施設や急傾斜地崩壊防止施設、海岸（堤防、護岸、胸壁）、港湾（水域施設、外郭施設等）、都市公園、流域下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設）及び県営住宅等を対象に長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理による施設の延命化やライフサイクルコストの低減を図るとともに、ある一定の時期に集中的に予算が必要になってくることがないよう予算の平準化に努めています。

これらの長寿命化計画の管理・運用は、施設ごとに各担当課が中心となり行っていますが、全体的なマネジメントによる長寿命化計画を踏まえた公共土木施設の維持管理・更新等の着実な推進に資するため、県土整備総務課と各施設の担当課である道路管理課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課、都市政策課、下水道事業課及び住宅政策課で構成する県土整備部長寿命化計画等推進ワーキンググループを設置しました。

今年度はワーキンググループを2回開催し、部全体における長寿命化計画の進捗状況の把握を中心に検討を行いました。

## 2 取組の成果

県土整備部長寿命化計画等推進ワーキンググループにおいては、長寿命化計画の策定対象施設に係る点検や修繕の実施状況、長寿命化計画の策定（改訂）状況、長寿命化計画上の対策費用と計画を実行するための費用の状況及び長寿命化計画を推進するうえでの課題の共有等、全体的なマネジメントによる長寿命化計画を踏まえた公共土木施設の適切な維持管理・更新等について検討を行うこととし、具体的には、点検や修繕の実施状況及び長寿命化計画の策定（改訂）状況について、とりまとめ作業を進めました。

## 令和2年度以降（取組予定等）

長寿命化計画の策定対象施設に係る点検や修繕の実施状況等について、みえ公共施設等総合管理基本方針を踏まえた長寿命化計画が令和元年度に全て策定されたことにより全体的な進捗管理が可能となる令和2年度からとりまとめます。

今後も引き続き、県土整備部長寿命化計画等推進ワーキンググループを活用しながら、全体的なマネジメントのもと、各施設の適切な維持管理・更新等に努めていきます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

## 監査の結果

1 事業の執行に関する意見  
(河川堆積土砂対策の推進)

(2) 河川の堆積土砂対策は、流下能力が回復し、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、関係市町や農林水産部と情報共有しながら、災害復旧事業や河川維持事業のほか、民間事業者の砂利採取を活用するなどの取組により、平成30年度末の堆積土砂は、前年度末から約71万m<sup>3</sup>を撤去した結果、116万m<sup>3</sup>（推計値）となった。

しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、近年頻発する豪雨等による洪水災害の発生時には、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、引き続き治水安全上の優先度等を十分検討し、着実に堆積土砂対策を進められたい。

(河川課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

令和元年度においても、通常の降雨により堆積した土砂は河川事業により、異常出水で堆積した土砂は災害復旧事業により撤去を行いました。

これに加えて、砂利採取を活用して、河川堆積土砂の全体量の減少に取り組みました。

また、市町管理区間を含めた河川全体の情報共有を行い、連携して堆積土砂の撤去に取り組むとともに、河川への土砂の流出を低減するうえで、土砂の発生抑制対策が重要であることから、農林水産部が上流域で実施する森林整備事業において、下流河川の堆積状況を考慮した箇所となるように連携して取り組みました。

## 2 取組の成果

令和元年度は、河川事業により約12万m<sup>3</sup>、砂利採取の活用により約13万m<sup>3</sup>の堆積土砂を撤去する見込みです。これに加えて、平成30年度および令和元年度の異常出水に伴う堆積土砂については、災害復旧事業により約32万m<sup>3</sup>を撤去する見込みです。（実績は5月に集計予定）

このうち、4河川においては市町と連携した堆積土砂の撤去を実施しました。

また、農林水産部が所管する「災害に強い森林づくり推進事業（みえ森と緑の県民税）」の令和元年度実施候補箇所の選定にあたり、河川の状況を考慮して調整した結果、下流河川への効果が見込まれる13箇所について、事業が実施されました。

さらに、これまでの堆積土砂撤去実績と当該年度の撤去箇所について、河川課および各建設事務所のホームページにて段階的（公表時期：7月、10～12月、1月）に公表しました。

## 令和2年度以降（取組予定等）

今後も、河川パトロール等により河川内の堆積土砂および雑木等の状況確認を行い、河川管理上、優先度の高い箇所を市町と協議を行い、堆積土砂の撤去および河川内の雑木の伐採を進めていきます。

また、令和元年10月に発生した台風第19号等の影響により堆積した土砂については、令和元年度に引き続き災害復旧事業で撤去する予定です。

さらに、引き続き、市町や農林水産部と情報共有を行い、河川堆積土砂の効果的な撤去や発生抑制対策を進めていきます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

## 監査の結果

1 事業の執行に関する意見  
(土砂災害警戒区域の指定)

(3) 土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域の指定が行われており、平成 30 年度末の指定率については、前年度末の 63.6% から 77.3% まで改善したが、全国平均を大きく下回っている。

現在、令和元年度末までに、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所の基礎調査を完了させることをめざして作業が進められているが、引き続き、市町と連携しながら着実に区域指定を進められたい。

(防災砂防課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

基礎調査については 12 市 6 町（桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、大台町、度会町、南伊勢町、大紀町、御浜町、紀宝町）において、新たに 1,771 箇所の調査を実施しました。

また、区域指定については 7 市 3 町（四日市市、津市、松阪市、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、度会町、大紀町、南伊勢町）において、土砂災害警戒区域 1,597 箇所を新たに指定しました。

## 2 取組の成果

令和元年度の取組により、県内における基礎調査を完了させることができました。また、土砂災害警戒区域の指定数は 14,121 箇所（指定率 87.1%）になりました。

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

土砂災害警戒区域の指定を令和 3 年中に完了させるため、引き続き関係する市町と連携のうえ、着実に区域指定を進めていきます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 収入未済

① 収入未済額が平成 30 年度末現在 88,385,619 円あり、前年度と比べて 60,009,005 円増加していた。

(港湾・海岸課、住宅政策課、桑名建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所)

② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課)

③ 債権管理簿を整備していなかった。【重点】 (伊勢建設事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ①～②

## a 【収入未済額：66,796,269 円】

・当債権は廃船撤去にかかる行政代執行費用です。平成 26 年 7 月から県管理の賀田港に廃船が放置されるようになり、再三に渡る撤去指導に応じないため、平成 30 年 3 月 28 日に撤去命令を発出しましたが、これに応じることなく放置が継続されたため、平成 30 年 10 月 2 日から行政代執行にて廃船撤去を実施しました。その後、平成 30 年 12 月 25 日に代執行に要した費用の納付命令書を発出しましたが、納付がなかったため収入未済となったものです。

・滞納処分のため、財産調査等を行いましたが、未収金に充当できる財産は確認できませんでした。

・令和元年 9 月 25 日に債務者から分割納付の相談があったことから、分割納付誓約書を提出させたうえ承認しました。令和 2 年 3 月末現在、350,000 円が納付されています。 (港湾・海岸課)

b 新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間や休日での督促のほか、滞納が解消されないまま県外に住んでいる債務者や連帯保証人への滞納整理などを行いました。

滞納整理を目的に居所調査や財産調査を行うとともに、長期滞納者に対し未納家賃等の支払いに係る訴えの提起など法的措置を実施しました。特に近年の未収金については、改めて債務者や連帯保証人と交渉を重ね、分割納付誓約書を締結して確実に履行されるよう債権を管理し、不履行の場合は預金差押等の強制執行を行いました。

上記の取組の結果、収入未済額が平成 30 年度末現在 17,388,267 円ありましたが、令和 2 年 3 月末現在の過年度収入未済額は、12,418,319 円に縮減しました。

また、令和元年度債権処理計画の目標額（県営住宅使用料等）4,213,724 円に対し、令和 2 年 3 月末現在の実績額は 4,969,948 円であり、目標は達成できました。 (住宅政策課)

c 債務者に対して、督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。

令和元年 5 月 9 日、道路管理課、河川課、港湾・海岸課が合同で担当者会議を開催し、未収金対策の取組について説明を行いました。また、令和元年 12 月を未収金解消のための徴収強化月間とし、債務者への電話催告、訪問、預金調査などを実施し債権回収に努めました。

(桑名建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、道路管理課、河川課、港湾・海岸課)

収入未済額が平成 30 年度末現在 70,997,352 円ありましたが、令和 2 年 3 月末現在の過年度収入未済額は、69,370,968 円に縮減しました。

(桑名建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所)

令和元年度債権処理計画の目標額 2,890,788 円に対し、令和 2 年 3 月末時点の実績額は、1,604,570 円であり、粘り強く未収金の徴収に努めましたが、目標の達成はできませんでした。

(道路管理課、河川課、港湾・海岸課)

③ 対象が 1 件であったため簿冊により管理していましたが、改めて債権管理簿を作成しました。

(伊勢建設事務所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

## ①～②

a 今後は、分割納付誓約書に基づき、毎月 50,000 円の納付が確実に継続されるよう、債務者の動向を注視していきます。

なお、分割納付期間においても定期的に預金調査等を行い、未収金に充当できる財産が発見された場合は適正に対処していくこととします。 (港湾・海岸課)

b 令和元年度と同様、新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間や休日での督促のほか、滞納が解消されないまま県外に住んでいる債務者や連帯保証人への滞納整理などを引き続き行っています。

また、滞納整理を目的に居所調査や財産調査を継続して行うとともに、法的措置を念頭に長期滞納者への最終催告を行っていきます。

c 引き続き、収入未済額の縮減に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時等に債務者へ制度周知の徹底を行うなど、発生防止に向けた取組や預金差押えを進めています。

(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、道路管理課、河川課、港湾・海岸課)

③ 今後はすべての案件について債権管理簿を作成して管理します。 (伊勢建設事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】(県土整備財務課) ② 情報公開文書複写料について、誤った文書の開示を行ったことにより、歳入戻出を行っていた。 (志摩建設事務所) ③ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】(伊賀建設事務所) ④ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】(熊野建設事務所) ⑤ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (中南勢流域下水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 情報公開文書複写料については、情報公開に係る事務処理を行った所属から調定事務の依頼を受けたのが、事務処理日の翌開庁日の金融機関窓口が終了した後であったため、金融機関への収納処理を事務処理日の翌々日に行ったものです。 情報公開に係る事務処理を行う各所属との間で、調定事務は事務処理日と同日に行うとの認識共有が十分でなかったことから、関係所属に対し、情報公開事務手続き等により現金等を収納した場合は、その当日中に県土整備財務課まで調定事務の依頼を行うよう周知徹底しました。 (県土整備財務課) ② 情報公開文書複写料について、公文書開示請求があった文書とは異なる文書を開示して収納していたため、歳入戻出を行ったものです。 開示請求があった文書と開示することとした文書との確認が十分でなかったことから、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。 (志摩建設事務所) ③ 情報公開文書複写料については、金融機関窓口が終了してから現金を受領したものであり、本来であれば翌日に金融機関に収納処理を行うべきところを翌々日に収納したものです。 前日の金融機関窓口終了後に現金納付があつたことの情報共有が十分でなかつたことから、翌開庁日に確實に収納できるよう、金庫内に現金収納袋を設置し毎朝保管している現金を確認することにより再発防止に努めました。 (伊賀建設事務所) ④ 情報公開文書複写料については、4月18日(水)に金融機関窓口が終了してから受領したものであり、翌日に金融機関に収納処理を行うべきところを、払出に備え金庫に保管したままその存在を失念したことで、同月26日(木)に収納したものです。 収納処理の遅延が発生しないよう、複数の職員によるチェック体制の強化を図るとともに、金庫内に情報公開文書複写料専用保管箱を設置し、複数の職員が収納金の処理状況を確認することとしました。 (熊野建設事務所) ⑤ 情報公開文書複写料については、金融機関窓口が終了してから受領したものであり、翌開庁日に金融機関に収納処理を行うべきところを、1か月後に収納したものです。(9月13日収入、10月12日収納) 収納処理の遅延が発生しないよう、複数の職員によるチェック体制の強化を図るとともに、課内で現金保管の情報共有を行うため、金庫にマグネット(表示票)を貼り付けるようにしました。 (中南勢流域下水道事務所)
2 今後の方針(取組予定等) ①～⑤ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア その他の支出事務

① 事務処理誤りによる開札後の入札中止が 4 件あった。 (道路管理課)

② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (営繕課)

③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が 2 件あった。 (松阪建設事務所)

④ 公有財産購入費等において、債権者確認の誤りにより前金払いの歳出戻入を 2 件行っていた。 (熊野建設事務所)

⑤ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (熊野建設事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 最低制限価格の算定誤りにより入札を中止したことから、算定については課内の複数の職員に加え、道路整備担当各課の職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。 (道路管理課)

② 競争参加資格事前条件の確認が不十分であったため、参加資格の無い者に競争参加資格事前条件確認通知を送付し、入札に参加させたことを開札直後に気付き、入札を中止した案件です。

事案発生後は、競争参加資格事前条件の確認の際に使用するチェックシートを事前条件が容易にわかるよう改め、また、競争入札審査会に譲ったうえで、競争参加資格事前条件確認通知を行う体制に改めることで、再発防止に努めました。 (営繕課)

③ 物件入札において、開札後、予定価格調書に設計額と異なる値が記載されていたことが判明し入札を中止しました。予定価格調書の作成者は、予定価格調書作成時、施行伺いの原本で設計額を確認し予定価格を記載することを徹底し、再発防止に努めました。

また、工事費の積算において、生コン単価を小型車割増有として積算しなければならなかつたが、積算システムで自動計算されない地区であったため小型車割増しされずに積算していたことが開札後に判明したため、入札を中止しました。このため、積算システムの入力条件が特殊な案件については、入力条件の内容を正確に把握した上で積算及び検算することを徹底し、再発防止に努めました。 (松阪建設事務所)

④ 道路事業に係る起業地の登記名義人が死亡していたため、相続人と土地売買契約及び物件移転補償契約を締結した後、他に相続人が 10 名いることが判明したことから、同契約を解除し、支払済みの土地売買代金及び物件移転補償金のそれぞれ前払金を歳出戻入したものです。

契約時の相続関係調査が不十分であったことから、担当職員への相続制度の再確認、また、複数の職員による確認を徹底するよう周知し、再発防止に努めました。 (熊野建設事務所)

⑤ 物件購入において、電子調達システムでの開札時、見積書比較価格の入力誤りにより入札を中止したことから、入力作業時は複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。 (熊野建設事務所)

## 2 今後の方針（取組予定等）

①～⑤ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(3) 貢産管理等の状況
	財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
	ア 公有財産の管理
① 道路管理瑕疵による事故が 3 件発生していた。	(四日市建設事務所)
② 道路管理瑕疵による事故が発生していた。	(津建設事務所)
③ 道路管理瑕疵による事故が 4 件発生していた。	(伊勢建設事務所)
④ 道路管理瑕疵による事故が 2 件発生していた。	(志摩建設事務所)
⑤ 道路管理瑕疵による事故が 2 件発生していた。	(伊賀建設事務所)
⑥ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。	(尾鷲建設事務所)
⑦ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。	(熊野建設事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 1 件はアスファルトが剥がれて路面に穴が開いていたことが原因で車両が損傷した事案であり、事故後は直ちに事故現場の舗装修繕を行いました。	また、他の 1 件は幹線道路で交通量も多く、路肩に防護柵がない箇所で歩行者が水路へ転落して負傷した事案であり、事故後は、応急対策のうえ後に安全柵を設置しました。
さらに、他の 1 件は道路脇から車道側へ出ていた倒竹が原因で車両を損傷した事案であり、事故後は直ちに倒竹を除去しました。	なお、これらの事案を踏まえて道路パトロール担当者へ周知するとともに、道路パトロールの強化に努めました。
② 道路上に垂れ下がった木枝により、フロントガラス及び左サイドミラーを損傷した事案であり、原因の木枝を除去しました。また、再発防止のため、道路パトロールにおいて点検を強化しました。	(四日市建設事務所)
③ 落石、倒木及びコンクリート片が原因で発生した事案であり、事故発生現場の再点検を行い、再発防止のため法面状態の確認と浮石の撤去、枯れ枝の除去を行い、道路パトロールの強化と道路の計画的な維持修繕に努めました。	(津建設事務所)
④ 1 件は、台風の影響により、県設置の看板が回転し、車道に出ていたことが原因で発生した事案であり、事故後直ちに原因の看板を元の位置に固定するとともに、事故発生現場の再点検を行いました。もう 1 件は、車道に出ていた竹の枝が原因で発生した事案であり、事故後直ちに原因の竹の枝を除去するとともに、再発防止のため、道路パトロールを強化しました。	(伊勢建設事務所)
⑤ 2 件のうち 1 件は、落石により発生した事案であり、事故後は直ちに落石の除去と法面状態を確認しました。もう 1 件は、乗入口の舗装面に接触した事案で、舗装修繕工事を実施するとともに、道路パトロールの強化に努めました。	(志摩建設事務所)
⑥ 一般県道沿いの駐車場に車両を乗り入れた際に、側溝のグレーチングが跳ね上がり排気管を損傷した事案であり、事故後直ちに当該グレーチングとコンクリート蓋との位置を入れ替え、楔の打ち込みによりがたつきを解消しました。その後、県道沿い全てのグレーチングについても、跳ね上がるがないように鋼材を溶接加工にて取り付け、再発防止に努めました。	(伊賀建設事務所)
⑦ 落石によって発生した事案であり、再発防止のため落石により破損した落石防止施設の補修を実施し、落石の恐れのある石等を撤去しました。	(尾鷲建設事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
①～⑦ 同様の事案が発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持管理に努めます。	(熊野建設事務所)
	(四日市建設事務所、津建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4,814 筆、1,225,693.68 m <sup>2</sup> ある。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 平成 28 年度に策定した過年度未登記土地の処理方針（平成 29 年 3 月 1 日施行）及び平成 29 年度以降の過年度未登記土地の処理に係る取組計画に基づき、「処理可能なもの」について優先的かつ積極的に未登記処理を行いました。 (1) 処理目標数及び取組成果 45 筆を年間処理目標に定め、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理に取り組んだところ 49 筆を処理しました。 (2) 毎月の処理状況の把握 月毎の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。 (3) 未登記担当者会議 各建設事務所担当者を集め、年 3 回開催し、意見交換や情報共有を行いました。
2 今後の方針（取組予定等） 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理方針等に基づいて、処理可能な案件から優先的かつ積極的に未登記処理に取り組みます。 平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間で 450 筆と定められた取組計画の処理目標に基づき、毎年 45 筆の未登記処理を進めていきます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

- ① 人身事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 282,928 円)  
(治療費等: 県 0 円、相手 753,305 円) (當繪課)
- ② 物損事故 (物損額: 県 334,800 円) (桑名建設事務所)
- ③ 物損事故 (負担割合: 県 90%、相手 10%) (物損額: 県 117,000 円、相手 432,957 円) (桑名建設事務所)
- ④ 物損事故 (負担割合: 県 20%、相手 80%) (物損額: 県 94,919 円、相手 330,301 円)  
(治療費等: 県 0 円、相手 138,445 円) (鈴鹿建設事務所)
- ⑤ 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 27,000 円)  
(治療費等: 県 0 円、相手 491,470 円) (鈴鹿建設事務所)
- ⑥ 物損事故 (負担割合: 県 10%、相手 90%) (物損額: 県 94,269 円、相手 48,797 円)  
(治療費等: 県 17,094 円、相手 28,500 円) (津建設事務所)
- ⑦ 物損事故 (物損額: 県 110,484 円) (津建設事務所)
- ⑧ 物損事故 (物損額: 県 223,938 円) (津建設事務所)
- ⑨ 物損事故 (物損額: 県 142,570 円) (松阪建設事務所)
- ⑩ 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 569,520 円) (松阪建設事務所)
- ⑪ 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 267,408 円) (松阪建設事務所)
- ⑫ 物損事故 (物損額: 県 103,917 円) (伊賀建設事務所)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

これまで発生した事故の形態を分析したところ、バック中の事故が多かったことから、バックの際の同乗者による誘導を周知徹底するとともに、以下の取組を行いました。

## ① 管理職等からの呼びかけ

職員が公務で外出する際に、管理職等が安全運転の呼びかけを行い、注意不足による事故の防止を図りました。

## ② 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加

交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」に 182 チーム 546 名の職員が参加し、交通安全意識の向上を図りました。

## ③ 交通安全講習会等への参加

出納局及び地域防災総合事務所・地域活性化局が行う交通安全講習会等に延べ 1,401 名の職員が参加し、安全運転意識の向上を図りました。

## ④ 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起

県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。

## ⑤ メールマガジン「交通安全通信」の発信

県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。

## ⑥ 所属独自の研修の実施

公務中に加害事故又は自損事故が発生した所属においては、遅くとも事故発生の翌年度中には独自の交通安全研修を実施することとし、交通安全意識の向上を図りました。

## ⑦ 啓発DVDの視聴

公務中に加害事故又は自損事故を起こした職員に対して、交通安全に関する啓発DVDを視聴することを義務付け、再発防止を図りました。

なお、令和元年度における公用車の交通事故の発生件数は、次のとおりです。

今後も職員の安全運転意識の向上を図るなど、引き続き交通事故防止の取組を推進していきます。

## 平成 30 年度 令和元年度 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

自損事故	10 件 (50%)	7 件 (70%)
物損事故	9 件 (45%)	3 件 (30%)
人身事故	1 件 (5%)	0 件 (0%)
計	20 件	10 件

## 2 今後の方針 (取組予定等)

引き続き、交通事故防止に関する注意喚起等の取組、及び「無事故・無違反チャレンジ 123」や交通安全講習会への参加を通じた交通事故防止に関する注意喚起等を進め、交通事故の発生防止に着実に取り組んでいきます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (伊賀建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 該当の事案は、公用車のフロントガラスへの飛び石による傷が気付かない間に発生していたものであり、担当者が金品亡失報告の対象外と認識していたため報告書の提出が遅延したものです。 改めて関係職員で報告の対象となる事案を再確認し、再発防止に努めました。
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き金品亡失報告に関する事務処理の必要性を関係職員へ周知徹底し、適正な事務処理に努めます。

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 出納局

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (会計事務の支援)	(1) 会計事務の適正化については、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組んでいますが、平成 30 年度の指導件数は 142 件で、前年度の 121 件から 21 件増加している。また、公費で支出すべき経費の未払いや私費による支払い等の不適切な事務処理事案も発生している。 このような状況を踏まえ、会計事務適正化研修の実施や初任者向けの会計事務ハンドブックの活用等に取り組んでおり、引き続き、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。 (会計支援課)
講じた措置	令和元年度 1 実施した取組内容 (1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。 (2) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援班により、また、地域では県内の 4 地域（四日市、津、伊勢、熊野）に設置した駐在により相談、検査に対応しています。 (3) 本庁、地域機関の所属とも年 2 回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行っています。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を行い、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員の習熟度に応じた OJT 研修の充実を図っています。 (4) さらに、子ども・福祉部、教育委員会、警察等、各部局の要望に応じ個別に研修会を実施し、職員の会計事務に対する習熟度の向上に努めました。 (5) 不適正・不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、本県や他自治体などの過去の不適正事案を題材にしたコンプライアンス研修を実施するとともに、月 1 回発行している「出納かわら版」においても平成 27 年 6 月から他自治体で発生した会計事務における危機事例を収集し危機管理メールとして掲載し、注意喚起と危機意識の醸成に繋がる取組を行っています。 (6) ミスの多い事例の周知徹底を図るために、「出納かわら版」に出納局検査における指導事例の解説及び解決策を掲載することにより、事務処理ミスの削減に努めました。 (7) 会計相談や出納検査による指導を行う際に、出納局で作成したハンドブックを積極的に活用するよう努めました。初任者用に作成された当該ハンドブックを活用することにより、なるべく具体的な説明を行い、会計事務への理解を深めてもらえるよう取り組みました。 2 取組の成果 (1) 各種研修については、令和元年度の受講者数は延べ 1,726 人と前年度の 1,562 人より 11% 程度増加していますが、これは所属からの要請を受けて実施する出前研修が 3 件増加したことが考えられます。 また、研修に参加できない会計事務担当職員をフォローするため、e ラーニングとして研修の映像を配信しています。なお、この e ラーニングには、令和元年度は延べ 751 人のアクセスがありました。 (2) 相談業務については、令和元年度の相談件数は 8,582 件（前年度 8,437 件）となっています。 また、検査業務については、会計事務にかかる事前の相談や指導事項の事例集の活用等によるミスの未然防止を図り、令和元年度の指導件数は 140 件と、前年度の 142 件より 2 件減少しました。
令和 2 年度以降（取組予定等）	
会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じたよりきめ細かい会計支援を行います。	
(1) 事後検査については、年 2 回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じた OJT 研修などの充実を図ります。 (2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、指導事例による実践的な研修を行います。また、会計事務担当職員が、都合の良い時間にスキルアップできるように、e ラーニングを活用し、全庁一元的に実施する研修を対象に、研修の状況を録画したビデオデータの提供を行います。 (3) 少人数職場におけるはじめての会計事務ハンドブックや電子調達チェックリスト等の事務チェックリストの活用を出納局検査時に働きかけ、会計事務担当者のスキルアップに繋げ、誤った事務処理の発生防止を図ります。 (4) 「出納かわら版」で会計事務にかかる情報を時宜のニーズに応じた内容で発信し、会計事務職員の知識向上と事務処理ミスの削減に努めています。	

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 出納局

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)	(2) 金品亡失（損傷）については、平成 30 年度の報告件数は 175 件で、前年度の 170 件から 5 件増加しており、依然として職員の不注意等による金品亡失（損傷）が発生している。 このため、職員への注意喚起や交通安全意識の徹底を図るとともに、県有財産の管理意識の向上や管理体制の明確化を図られたい。 (会計支援課)
講じた措置	
令和元年度	
1 実施した取組内容	<p>(1) 令和元年 5 月 29 日に教育長及び出納局長の連名で、教育委員会事務局内所属及び県立学校に対して「金品の適正な管理等について」の通知を、また、令和元年 5 月 31 日に総務部長及び出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を行いました。</p> <p>(2) 出納局が実施する事後検査時（年 2 回）に、金品亡失（損傷）の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失（損傷）が発生した所属については、その亡失（損傷）時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。</p> <p>(3) 損害額 10 万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を行いました。（令和元年度：文書指導 19 件）</p> <p>(4) 出納局が主催する各種研修において、近時の金品亡失（損傷）の状況、金品亡失（損傷）が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、過失の度合いによっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出納局主催研修 新任出納員研修（4 月 4、5 日）、新任会計事務職員研修（4 月 9～11、15、18、19、22～25 日、5 月 13～16 日）、会計事務専門研修（7 月 17、23 日）等</li> </ul> <p>(5) 金品亡失（損傷）の状況を把握するため 2 ヶ月毎に各部局から提出される報告書をとりまとめた結果を分析し、その状況を府内メール（出納かわら版）により各所属にフィードバックするとともに、特に件数が多い交通事故及びパソコンの損傷については過去の発生状況や傾向等を記事にし、注意喚起に努めました。</p> <p>(6) 公用車の事故を減少させるため、本庁及び総合庁舎において、外部講師による交通安全講習会を開催し、交通安全意識の啓発に努めました。（7 月 3～5、19、22、23、25 日）</p> <p>2 取組の成果 総務部長、教育長等との連名による通知や出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行っています。なお、令和元年度における金品亡失（損傷）の報告件数は 186 件です。</p>
令和 2 年度以降（取組予定等）	
<p>令和元年度においても、依然として職員の不注意による金品亡失（損傷）が発生していることから、引き続き出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう指導を行っていきます。</p> <p>特に、発生件数の多い公用車やパソコンの損傷については、「出納かわら版」等を活用し、発生状況や傾向等の有用な情報を積極的に提供し注意喚起を行います。また、発生状況に応じて管財課や情報システム課等関係部署と連携し、発生防止に努めます。</p>	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 出納局

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 証紙実績報告に係る地域機関からの問合せに対して、処理権限のない本庁の所属長による事務手続きを指導していた。
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 証紙実績報告に関して、改めて証紙条例施行規則等に基づく手続きについて確認・検討を行い、今後は証紙実績の報告者は所属長に限定されることなど、同規則等を厳格に解釈・運用することとしました。このことについては、出納局の地域駐在を含めた会議において、周知徹底を図りました。 (出納総務課)  2 今後の方針（取組予定等） (1) 証紙実績に関しては、翌月 10 日までに所属長に報告義務があること、また報告漏れがないかなどについて、ミスが生じやすい年度末に、各所属あて文書にて注意喚起することとします。さらに、出納局から発信している「出納かわら版」にもその旨を掲載し、経理担当者等に周知することとします。 今後とも、会計規則等を十分に理解した上で、適正な事務手続きの運用・指導に努めます。 (出納総務課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 企業庁

## 監査の結果

1 事業の執行に関する意見  
(計画的な施設改良の推進)

(1) 水道事業及び工業用水道事業においては、三重県企業庁経営計画（平成 29 年度～令和 8 年度）（以下「経営計画」という。）、水道施設改良計画（平成 29 年度～令和 8 年度）及び工業用水道施設改良計画（平成 29 年度～令和 8 年度）により、東日本大震災後の耐震基準等による主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新を実施している。

なお、水道事業においては、平成 29 年度までに実施した浄水場の浄水処理施設の耐震詳細診断の結果を踏まえ、31 年 3 月、経営計画における水道事業の成果指標の目標値の一部見直し及び水道施設改良計画の改訂を行っており、令和元年度以降は、見直し後の目標値に基づき進捗管理をすることとしている。

今後も引き続き、経営計画等に基づき、主要施設等の耐震化及び老朽化した施設・設備の更新を計画的に進められたい。  
(水道事業課、工業用水道事業課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

三重県企業庁経営計画（平成 28 年度策定）、水道施設改良計画（平成 30 年度改訂）及び工業用水道施設改良計画（平成 28 年度策定）に基づき、主要施設や管路の耐震化等を計画的に推進しました。

(水道事業課、工業用水道事業課)

## 2 取組の成果

- ・ 水道事業については、高野浄水場の 6 浄水処理施設の耐震補強詳細設計、前倒して伊勢調整池の耐震詳細診断を実施し業務が完了しました。

また、管路は、被害率の高い管路のうち、当初予定していた管路約 2.5 km の布設替工事に約 1.5 km の前倒し分を含めた約 4.0 km の布設替工事が完了しました。

- ・ 工業用水道事業については、平成 28 年度から実施している山村浄水場（2 系）の耐震化工事を計画どおり進めました。

また、管路は、老朽化対策として実施する管路更新等により、年度末までに計画どおり約 1.8 km が完了しました。  
(水道事業課、工業用水道事業課)

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

三重県企業庁経営計画及び水道・工業用水道の施設改良計画に基づき、主要施設や管路の耐震化等を計画的に推進していきます。

- ・ 水道事業については、経営計画期間内に、高野浄水場の 6 浄水処理施設のほか、各浄水場の排水処理施設 16 施設、調整池 10 池について耐震化を進めています。

また、管路は、被害率の高い管路約 23.9 km の耐震化に加えて、布設後 40 年以上を経過した管路約 6.5 km をあわせた 30.4 km の耐震化を優先して進めています。

- ・ 工業用水道事業については、全 3 浄水場（沢地、伊坂、山村）の浄水処理施設 25 施設のうち、既に耐震化が完了した沢地浄水場の 7 施設と、耐震診断の結果、耐震性を有することが確認された伊坂浄水場の 5 施設を除く合計 13 施設（伊坂浄水場 4 施設、山村浄水場 9 施設）の耐震化を実施し、経営計画期間内に、全施設の耐震化を完了するよう進めています。

また、管路は、特に重要度の高い主要幹線や布設年度の古い配水管路、ライフラインユーザー向け配水管路などを中心に、約 22.1 km を優先して耐震化を進め、経営計画期間内に完了させることとしています。  
(水道事業課、工業用水道事業課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 企業庁

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(RDF 焼却・発電事業の円滑な終了)

(2) RDF 焼却・発電事業の事業期間は、令和 2 年度末までとされていたが、平成 30 年 7 月 19 日の三重県 RDF 運営協議会総会において、関係市町は令和元年 9 月を軸に RDF の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することなどが決議された。

この決議に基づき、企業庁は、三重県 RDF 運営協議会において、関係市町の新たなごみ処理体制への移行に向けた対応について、関係部局と連携し、関係市町と協議、情報共有を行ってきた。

引き続き、関係部局と連携のうえ、関係市町と調整を行い、円滑な事業終了に向けた取組を進められたい。  
(電気事業課)

## 講じた措置

## 令和元年度

## 1 実施した取組内容

- ・ ポイラーの排ガス分析等、周辺地域の環境測定を適宜実施するとともに、設備の定期点検及び法に基づくポイラ定期事業者検査を行い、安全・安定運転に努めました。
- ・ 「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づき、RDF の受入時には受入検査を行うなど、環境生活部と連携しながら RDF の品質管理を徹底しました。
- ・ 発電所の安全確保および環境保全に資するため、学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員等で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」及び専門的、技術的知見からの検討を行うため学識経験者等で構成する「同技術部会」を開催し、運転状況の報告を行いました。
- ・ 平成 30 年 7 月の三重県 RDF 運営協議会総会決議に沿って、関係市町等と三重ごみ固形燃料発電所への RDF の搬入終了に向けた調整を行いました。  
また、RDF の製造を継続している団体とセーフティーネットに係る合意書の締結に向けた協議を行いました。
- ・ RDF 焼却・発電施設の撤去に向けて撤去費用や工期等を算出するため、施設撤去設計業務委託等を実施しています。

(電気事業課)

## 2 取組の成果

- ・ 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を行いました。
- ・ 令和元年度は、RDF の焼却・発電の終了までの間に 22,304MW h の電力を供給しました。
- ・ 三重ごみ固形燃料発電所での RDF の焼却・発電は令和元年 9 月 17 日をもって終了し、12 月 21 日には電気事業法における三重ごみ固形燃料発電所を廃止しました。
- ・ RDF の製造を継続している団体とセーフティーネットに係る合意書を締結し、運用を開始しました。

(電気事業課)

## 令和 2 年度以降（取組予定等）

引き続き、関係部局等と連携のうえ、関係市町等と調整を行い円滑な事業終了に向けた取組を進めるとともに、RDF 焼却・発電施設の撤去等に取り組みます。  
(電気事業課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 30 年度末現在 1,523,572 円あった。 (北勢水道事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 収入未済	① 平成 30 年度末現在の収入未済額 1,523,572 円は、工業用水道ユーザー 2 社分の工業用水道料金です。1 社分 887,272 円については、平成 31 年 3 月 1 日に当該ユーザーの破産手続きの廃止決定がなされ、平成 31 年 4 月 2 日付けで当該ユーザーの商業・法人登記簿の登記が閉鎖されていることを、閉鎖事項全部証明書で確認しました。 また、当該ユーザーの土地・建物の競売については、令和元年 5 月 29 日に手続きが完了し所有権移転が行われ、この結果、抵当権設定額が売却価格を上回り、一般債権者である当庁の工業用水の料金の回収は不可能となったことから令和元年 7 月 22 日付けで徴収停止を行いました。 以上により、当該ユーザーの清算が結了し債務が消滅したことを確認したため、三重県企業庁会計規程第 36 条の規定に基づき令和元年 11 月 12 日付けで不納欠損処分を行いました。
ア 収入未済	① 1 社分 636,300 円については、債権管理条例第 11 条第 1 項の規定に基づき徴収停止措置を探っており、当該ユーザーの資産状況を把握するため財産調査等を行いました。 (北勢水道事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	ア 収入未済 ① 1 社分 636,300 円については、債権管理条例等に基づき、財産調査等を継続し、調査結果に応じて適切な債権管理を行います。 (北勢水道事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
① 【三重県企業庁財務会計システムサーバO S 更新業務委託】	
・契約書に定めた個人情報特記事項が契約書に添付されていなかった。 (財務管理課)	
② 【南勢水道事務所管内維持管理図書整備業務委託】	
・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がされていなかった。 (南勢水道事務所)	
③ 【R D F 焼却・発電施設定期点検整備業務 (修繕費)】	
・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約書類になかった。	
・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がされていなかった。 (三重ごみ固体燃料発電所)	
イ その他の支出事務	
① 個人事業主に対する委託料の支払において、源泉所得税相当額の控除漏れにより支出戻入を行っていた。 (北勢水道事務所)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 業務委託	
①② 個人情報を取り扱う場合の規定について所属内で情報共有を行うとともに、契約締結時に個人情報を取り扱うことを補記し、必要書類をチェックするようにしました。 (財務管理課、南勢水道事務所)	
③ 契約時に暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載漏れが起こらないよう複数でチェックするとともに、所内で当該記載の必要性について再確認を行い再発防止に取り組みました。 個人情報を取り扱う場合の規定について所属内で情報共有を行うとともに、契約締結時に個人情報を取り扱うことを補記し、必要書類の提出をチェックするようにしました。 (三重ごみ固体燃料発電所)	
イ その他の支出事務	
① 支払時に控除漏れが起こらないよう複数でチェックを行うとともに、税務署主催の源泉所得税事務研修会を受講するなど源泉所得税徴収事務について再確認を行い再発防止に取り組みました。 (北勢水道事務所)	
2 今後の方針（取組予定等）	
ア 業務委託	
①② 個人情報を取り扱うことを契約締結時に補記し関係書類をチェックすることにより適正な事務処理に努めます。 (財務管理課、南勢水道事務所)	
③ 暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載漏れが起こらないよう複数でチェックするなど、引き続き適正な事務処理に努めます。 個人情報を取り扱うことを契約締結時に補記し関係書類の提出をチェックすることにより適正な事務処理に努めます。 (三重ごみ固体燃料発電所)	
イ その他の支出事務	
① 源泉所得税の控除漏れが起こらないよう、引き続き適正な事務処理に努めます。 (北勢水道事務所)	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 従事した業務内容と異なる特殊勤務手当を支給していた。 (南勢水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 今回の特殊勤務手当（現場作業手当）については、同一の勤務日において手当の支給対象業務に二以上従事した場合、従事した業務に係る日額手当のうち最高額の額を支給することとなっていますが、異なる額を支給していたものです。 この事例について所内で情報共有を行い、申請者及び承認者双方が従事した作業内容や時間などを十分確認するよう注意喚起しました。 (南勢水道事務所)
2 今後の方針（取組予定等） ① 今後は、申請者及び承認者双方が従事した作業内容や時間などを十分確認することにより、適正な事務処理に努めます。 (南勢水道事務所)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (4) 財務管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 1 筆、13.20 m <sup>2</sup> ある。 (北勢水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 公共用地の未登記 ① 複雑な相続問題が背景にあるため、司法書士に依頼し相続関係書類を作成したうえで弁護士に相談する等、所有権移転登記に向けた取組を進めるとともに、同一の筆で未登記となっている四日市市と情報共有を行ってきました。
2 今後の方針（取組予定等） ア 公共用地の未登記 ① 引き続き市と情報共有を図り、所有権移転登記ができるよう取り組んでいきます。（北勢水道事務所）

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 病院事業庁

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (病院事業の健全な経営及び中期経営計画の推進)	
<p>(1) 平成 30 年度病院事業会計の経常損益及び純損益は、いずれも約 7,533 万円の赤字となり、29 年度決算に比べ約 1 億 545 万円悪化している。これは、経常損益では平成 25 年度以来 5 年ぶり、純損益では 26 年度以来 4 年ぶりの赤字であり、「三重県病院事業中期経営計画（改定版）（平成 29 年度～平成 32 年度）」（以下「中期経営計画」という。）における 30 年度の収支計画を約 6,151 万円下回っている。さらに、依然として、約 92 億円の当年度未処理欠損金（累積欠損金）もあり、厳しい経営状況にあることから、医業収益の増加を図るなど、経営の健全化に努められたい。</p> <p>また、中期経営計画に基づき、各年度における成果目標等の進捗管理を行っているが、目標未達成の項目が多くあるため、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、引き続き、計画の着実な推進を図らねたい。</p> <p>こころの医療センターでは、平成 30 年度から進めている経営改善プロジェクトの取組により、入院収益の増加など一部で改善も見られるものの、2 年連続の赤字となったことを踏まえ、さらに新規入院患者の確保やデイケアサービスの充実により外来患者の増加に繋げることで医業収益の増加に努めるとともに、経費等の医業費用の削減を行うなど、より一層、経営の健全化に取り組まれたい。また、今後も「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、精神科医療の中核病院としての役割を担いながら、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p> <p>一志病院では、過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、幅広い臨床能力を有する総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。</p> <p>志摩病院では、指定管理者と十分な連携を図り、常勤医師の確保や更なる救急受入体制の拡充など診療機能の充実強化に取り組むとともに、回復期機能も有する地域の中核病院としての役割を果たすよう努められた (県立病院課)</p>	
講じた措置	
令和元年度	
1 実施した取組内容	
<p>病院事業の運営においては、救急患者の受入れや病診連携・多職種連携の強化、またデイケアの充実や予防医療の推進などにより入院・外来患者数の確保に努めるとともに、適切な病床管理による診療単価の向上など、収益の確保を図り、経営の健全化に取り組みました。また、中期経営計画の取組を進めるにあたっては、病院長もしくは運営調整部長を構成員とする毎月の会議などを通じて、成果目標に対する達成状況や課題を的確に把握し、隨時、課題への対応方策等について協議・調整を行いました。</p> <p>こころの医療センターでは、個室の拡充や紹介患者の確保に向けた医療機関訪問の強化、外来予約管理方法の見直し等により患者数の確保に努めました。また、障害福祉サービス事業所等との連携による退院患者の帰来先の開拓など、退院後の地域生活支援に向けた取組を実施しました。</p> <p>一志病院では、三重大学と密接に連携を図りながら積極的に研修医や医学生を受け入れ、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、総合診療医を中心として、地域のあらゆる医療ニーズに対応できるプライマリ・ケアの実践に取り組みました。</p> <p>志摩病院では、定期的に指定管理者と病院運営に関する協議を行い、運営状況を把握するとともに、指定管理者に常勤医師の増員を要請しながら、病院事業庁としても三重大学への医師派遣要請を行うなど、地域の中核病院としての役割を果たせるよう、指定管理者と十分な連携を図り、診療機能の充実強化に取り組みました。</p>	
2 取組の成果	
<p>こころの医療センターでは、紹介率が向上（H30：50.8%→R 元：57.4%）し、新規外来患者が増加（H30：1,086 人→R 元：1,129 人）しました。入院後においては、多職種で入院患者の情報共有を行うことで早期の退院支援や再入院の防止を図り、効率的な病床運用を行いました。また、訪問看護を実施するとともに、患者ニーズを踏まえたデイケアプログラムの見直し等を行いながら、患者の退院後の地域生活を支援しました。</p> <p>一志病院では、総合診療医の育成拠点施設として、初期研修医や医学生を延べ 460 人受け入れるとともに、看護実習生等を延べ 341 人受け入れるなど、地域医療を担う人材を育成しました。また、保健・医療・福祉の地域内関係者のネットワークの構築や、通院が困難な患者に対する訪問診療・訪問看護等の在宅療養支援により、地域に最適な医療サービスを安定的に提供しました。</p> <p>志摩病院では、麻酔科医や婦人科医を非常勤で新たに採用し、診療機能を充実強化しました。また、地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を図りながら、へき地医療拠点病院として離島への巡回診療を継続するなど、地域医療の確保に貢献するとともに、回復期機能を担う地域包括ケア病棟の運用や通所リハビリテーション事業の実施など、地域の中核病院として多様なニーズに的確に対応しました。</p> <p>なお、令和元年度決算については、こころの医療センターは患者数の減等により経常赤字となる見込みですが、一志病院は前年度に引き続き経常黒字を確保できる見込みです。</p>	
令和 2 年度以降（取組予定等）	
<p>令和 2 年度以降の病院運営は、引き続き中期経営計画に基づき、それぞれの県立病院が県民の皆さんの求める医療を着実に推進するとともに、成果目標の達成に向け取り組んでいきます。</p> <p>また、引き続き収益の確保に取り組み、経営の改善に努めています。</p>	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 収入未済

- ① 収入未済額が平成 30 年度末現在 68,215,578 円あった。

(県立病院課、こころの医療センター、一志病院)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ア 収入未済

- ① 過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止対策と回収対策の両面から対策を進めました。

## (1) 発生防止対策

入院病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（入院中の面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等）を行うよう努めました。また、債務者からの支払がない場合、連帯保証人も含めた督促や弁護士法人への委託等を実施し、過年度未収金として発生しないよう、早期の回収に努めました。

## (2) 回収対策

「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話及び臨戸訪問等による連帯保証人を含めた督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。

また、回収困難な債権には、積極的に弁護士への回収業務委託を活用するとともに、委託先と情報共有を徹底することで、債務者等からの回収を進めることができました。

なお、債務者の現状について面談等を通じて適時把握し、個々の事情に応じた福祉制度の活用の提案も随時行いながら、粘り強く丁寧な回収に取り組みました。

これらの取組により、平成 30 年度末における収入未済額 68,215,578 円について、令和 2 年 3 月末までに 5,513,190 円を回収しました。

## 2 今後の方針（取組予定等）

## ア 収入未済

- ① 今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続していきます。また、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより、債権回収に努めていきます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 業務委託	<p>①【院内清掃業務委託】 ・契約書類に定めた業務報告において、一部内容の記載漏れがあった。</p> <p>②【院内保育所運営業務委託】 ・契約保証金の免除について、根拠を決裁文書に記載していなかった。 ・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約書類になかった。</p>
イ 旅費	(こころの医療センター)
①【American Psychiatric Association Annual Meeting 2018】	
・旅費の請求額を誤っていた。	(こころの医療センター)
ウ その他の支出事務	
①事務処理誤りにより支出戻入を行っていた。	
②前渡資金の支払い及び管理において、会計規程に定めた事務処理を行っていなかった。	(こころの医療センター)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 業務委託	<p>① 契約書に基づく提出書類について、記載内容を複数で確認するとともに、委託先に対して契約書の内容を確認して提出するよう指示しました。</p> <p>② 契約保証金の免除についての事項を決裁文書に記載すること、暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する事項を契約書類に記載することを職員に周知徹底するとともに、複数の職員で確実にチェックするよう、確認体制を強化しました。</p>
イ 旅費	<p>① 一部別途支給のある旅費の請求額の記載方法について、複数の職員で確実にチェックするよう、確認体制を強化しました。</p>
ウ その他の支出事務	<p>① 今回戻入の発生した時間外手当の確認について、対象日を明確に区分できるよう様式を改良するとともに、複数の職員で確実にチェックするなど、確認を徹底しました。</p> <p>② 前渡資金の支払い及び管理について、会計規程の定めを周知し、適正な利用を徹底するよう管理体制を強化しました。</p>
2 今後の方針（取組予定等）	
ア 業務委託	<p>① 契約書に書かれた事項が履行されているか定期的に確認するとともに、委託業者と連絡を密にし、業務手順を見直すなど、再発防止策を検討します。</p> <p>② 今後も、決裁文書や契約書類に記載の必要な事項について、複数の職員でチェックする確認体制を継続し、記載漏れ等のないよう努めていきます。</p>
イ 旅費	<p>① 一部別途支給のある旅費の旅費請求書については、摘要欄に別途支給分の金額を記載し、請求額が正しく記載されているか、複数の職員で確認していきます。</p>
ウ その他の支出事務	<p>① 引き続き、複数の職員で確実にチェックするなど確認を徹底し、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>② 今後も、前渡資金に関する諸規定に留意し、適正な管理体制の維持及び適正な事務処理に努めていきます。</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	(3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 特に、扶養手当の1件及び通勤手当について、相当期間にわたり、制度に関する理解不足により、取消や変更を行っていなかった結果、多額の戻入が発生したことから、職員への関係規定の周知及びチェック機能の強化を図られたい。 ①返納を要する扶養手当の事後確認誤りが2件あった。 ②返納を要する通勤手当の認定誤り及び事後確認誤りがあった。 (こころの医療センター)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
	①、② 諸手当（扶養手当、通勤手当及び住居手当）について、過去5年に遡って、事後確認が適正に実施されていたか等の全件調査を行い、返納を要する事案が他にないことを確認するとともに、再発防止に向けて、給与事務担当者と手当の支給を受ける職員双方に下記取組を実施しました。 (1) 給与事務担当者に対する取組 ア 諸手当の認定基準等について、改めて周知徹底を行いました。 イ チェック体制について、主務者だけでなく副務者等を含めた複数職員による確認を徹底しました。 (2) 手当の支給を受ける職員に対する取組 諸手当の認定要件を欠いた場合には、速やかに取消手続きを行うよう注意喚起を実施しました。特に、扶養手当の支給を受けている職員に対しては、被扶養者の収入状況等に普段から留意するよう促すとともに、通勤手当の支給を受けている職員のうち、高速道路認定者に対しては、制度及び算定方法に関する周知を併せて実施しました。
2 今後の方針（取組予定等）	①、② 諸手当の認定、事後確認等にあたっては、複数職員によるチェックを徹底するとともに、手当の支給を受けている職員への注意喚起を定期的に行いながら、引き続き、関係規定に基づく適正な事務の執行に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (4) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 物品の管理

- ① 備品標示票を貼付していなかった。

(県立病院課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

## ア 物品の管理

- ① 当該物品について、速やかに備品標示票を発行し、貼付しました。また、台帳に登載されている固定資産及び消耗備品の総点検を行い、備品標示票の貼付について確認しました。

## 2 今後の方針（取組予定等）

## ア 物品の管理

- ① 新たに物品を取得した際には、速やかに備品標示票を貼付することを徹底します。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 議会事務局

## 監査の結果

## 1 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 閲覧に供している政務活動費に係る証拠書類等の写しに漏れがあった。

(総務課)

(2) 「みえ県議会だより」の掲載内容に誤りがあった。

(企画法務課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

(1) 掲載すべき証拠書類等の写しを早急に閲覧内容に追加するとともに、報道機関へ資料提供を行いました。

なお、この措置による政務活動費の返還及び追加支払等は発生しておりません。

(総務課)

(2) 次号（平成31年2月発行）に、訂正とお詫びの記事を掲載するとともに、議会ホームページに訂正とお詫びの記事、訂正後の「みえ県議会だより」を掲載しました。また、報道機関へ資料提供を行いました。

(企画法務課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

(1) これまでも担当職員以外に管理職職員による確認を行っていましたが、掲載前に再度職員による確認を徹底するなど、一層のチェック体制の強化を図ることにより、再発防止に努めます。

(総務課)

(2) 記事ごとに確認責任者を定めるなど、確認体制を見直し、より詳細な確認作業を行うことによって、再発防止に努めます。

(企画法務課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 議会事務局

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入事務  ① 現金納付された行政資料複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (総務課)	
講じた措置	
1 実施した取組内容 ① 遅延に気づいた会計職員が、至急金融機関に現金を持参し、収納を行いました。 (総務課)	
2 今後の方針（取組予定等） ① 特に金融機関窓口の営業時間以降に現金納付があった場合には複数職員で確認し、翌開庁日に職員間で声掛けを行うなど、確実に収納するよう、適正な会計処理を行います。 (総務課)	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 議会事務局

## 監査の結果

## 2 財務の執行に関する意見

## (2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 業務委託

## ① 【議会電波広報（番組制作、電波購入、放送等委託）事業委託】

・契約保証金の免除について、根拠を決裁文書に記載していなかった。

・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。

(企画法務課)

## ② 【常任委員会県内調査（8月）に伴うバス借り上げ業務委託】

・契約保証金の免除について、根拠を決裁文書に記載していなかった。

・契約書で定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。

(企画法務課)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

① 保管している起案書に根拠を記載しました。また、実施責任者について、委託先から書面で報告を求めました。  
(企画法務課)

② 保管している起案書に根拠を記載しました。また、実施責任者について、委託先から書面で報告を求めました。  
(企画法務課)

## 2 今後の方針（取組予定等）

① 必要書類の再点検を行ったことにより、今年度の契約については、必要書類は全て提出を受けました。  
今後も、契約書に記載の提出書類について十分な確認を行い、適切な事務処理に努めます。  
(企画法務課)

② 必要書類の再点検を行ったことにより、今年度の契約については、必要書類は全て提出を受けました。  
今後も、契約書に記載の提出書類について十分な確認を行い、適切な事務処理に努めます。  
(企画法務課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 人事委員会事務局

監査の結果

1 財務の執行に関する意見

(1) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  
ア 業務委託

① 【三重県職員等採用に係る人物試験評価者講習委託】

- ・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。

(職員課)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 契約行為に必要な決裁項目について再確認し関係職員に周知するとともに、複数の職員でチェックを行い再発防止に努めました。

2 今後の方針（取組予定等）

- ① 引き続き会計規則等の確認及び複数チェック体制により、適正な事務処理に努めていきます。

## 様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底)	
(1) 平成30年度の懲戒処分については、前年度の5人から大幅に増加し14人が窃盗や盜撮行為等により処分されており、そのうち4人が免職処分となる極めて深刻な事態となっている。 これらの事案は、公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、原因や背景を徹底的に究明のうえ、教職員に対する法令遵守及び服務規律の更なる徹底に取り組み、再発防止を図られたい。 (教職員課)	
講じた措置	
令和元年度	
1 実施した取組内容	
<p>① 過去の不祥事について、問題の根本の分析や対応策の検討を行い、5月に研修等で活用できる資料を配付しました。県立学校においては、コンプライアンス・ミーティング等で資料を活用し、各事例に至った原因・背景、不祥事を起こさないために必要なことを考える機会を設け、コンプライアンス意識の向上を図る取組を進めています。</p> <p>② 新任校長・教頭研修（5月）をはじめ、初任者研修（4月）、教職6年次研修（5月）、中堅教諭等資質向上研修（5月）、新任主幹教諭研修（6月）、新任指導教諭研修（6月）、常勤講師・養護助教諭・学校栄養補助員研修（5月）の際には、具体的な事例を示して服務規律の確保を徹底しました。また、初任者研修において、教員になるにあたっての決意や心構え、信頼される教職員であるために取り組んでいくこと、心がけていくことなどを記載したレポートを提出させるとともに、中堅教諭等資質向上研修及び教職6年次研修において、自分自身のコンプライアンス意識の振り返りなどを記載したレポートを提出させ、教職員一人ひとりが自分事として捉えることにより、コンプライアンス意識のより一層の向上に取り組みました。</p> <p>③ 管理職選考試験の事前提出論文において、コンプライアンス向上や不祥事根絶のために、これまでの実践や学校経営の具体的な方策を記載させ、管理職としてリーダーシップを發揮する必要がある教職員のコンプライアンス意識の醸成に取り組みました。</p> <p>④ 教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について通知し（7月、11月）、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>⑤ 教職員と生徒との私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案等の発端となる場合があることから、7月に県立学校におけるSNS等を適切に使用するためのルール及び留意点について通知しました。県立学校においては、全職員に周知し、SNS等の使用に係る適切な取扱いについて徹底するとともに、市町等教育委員会においては、県立学校の取組を参考に、各市町等の実情にあったルール及び留意点を確認し、適切な使用を徹底するよう依頼しました。</p> <p>⑥ 県立学校においては、次長等が中間面談のための学校訪問を行った際、校長から各県立学校の不祥事根絶の取組等について確認するとともに、直接、職員から意見を聴く機会を設け、各校における職員の取組状況を把握し、今後の取組の徹底につなげられるようにしました。</p> <p>⑦ 児童生徒の安全・安心な学校生活に支障となるおそれのある規律違反の事案において、懲戒処分に至らない文書訓告・厳重注意の事案を公表することとしました。</p>	
2 取組の成果	
<p>① 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>② 初任者研修等において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>③ 一定の教職経験者（6年次、中堅教職員等資質向上）の研修において、規律違反の具体的な事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>④ 初任の管理職を対象とした研修会において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行うことにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。</p> <p>⑤ 懲戒処分に至らない文書訓告・厳重注意の事案を公表することにより、説明責任を果たし、県民の信頼確保に努めます。</p> <p>⑥ これらの取組に加えて、「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」の取組を進めます。</p>	
令和2年度以降（取組予定等）	
<p>① 「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に取り組み、不祥事の根絶に努めます。</p> <p>② 文書等による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的な事例を捉えて、綱紀肅正及び服務規律の確保について周知徹底するとともに、コンプライアンス・ミーティングの開催を働きかけるなど、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。</p> <p>③ 体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。</p> <p>④ わいせつ行為、飲酒運転の根絶に向け、改めて注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p> <p>⑤ 組織マネジメントシート（教育委員会事務局）、学校マネジメントシートまたは行動計画（県立学校）、学校経営の改革方針等（小中学校等）において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末に達成状況を確認し、取組を徹底させます。</p>	

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (学力の向上)	
(2) 令和元年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の結果は、小中学校合わせて 5 教科中 3 教科で全国平均正答率を上回り、1 教科で同値となるとともに、無解答率についても全教科で改善されるなどの結果となつたが、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における各教科の平均正答率の目標値には及ばなかった。引き続き、当該調査結果から得られた課題等の分析・整理をしたうえで、市町等教育委員会との連携をより深め、学習内容の理解・定着状況を確認するなど学校の状況に応じたきめ細かな支援により、授業力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の学びの支援、家庭での学習習慣や読書習慣の定着を進めることなどにより、学力の向上に取り組まれたい。 (学力向上推進プロジェクトチーム)	
講じた措置	
<u>令和元年度</u>	
1 実施した取組内容	
①市町等教育委員会との連携	
・年 3 回市町等教育委員会を訪問し、市町としての課題や具体的な取組方策と進捗等を共有しました。 ・8 月及び 2 月の学力向上推進会議において、所管する各小中学校の課題と取組、子どもたちの学習内容の理解と定着状況、課題の改善に向けた具体的な取組等を共有しました。 ・市町等教育委員会主催の学力向上に係る会議や各学校の教員を対象とした研修会に、要請に応じて県教育委員会の指導主事等が参加し、取組内容等について説明しました。	
②市町等教育委員会と連携した学校支援（学校訪問）	
学力向上の取組が各学校において定着するよう、市町等教育委員会と連携した学校訪問（5 月、9 月、2 月）をとおして、学校の課題認識とそれに対応するための取組や「学習内容の理解と定着」の状況を学校・市町等教育委員会・県教育委員会で共有し、学校の取組を支援しました。	
③教育支援事務所による市町、学校の実情に即したオーダーメイドの支援	
所管している全ての小中学校の重点取組や課題を把握し、校長との懇談や授業参観、研修会等における指導・助言等をとおして、各学校の状況に応じた支援を計画的に進めました。	
④効果的な少人数指導の推進	
実践推進校に学力向上アドバイザー等を派遣し、習熟の違いに応じた課題設定、児童生徒への支援の方法等の実践研究を進めるとともに、その成果を、授業公開を伴う研修会（4 教科 5 地域年 2 回）をとおして普及しました。	
⑤経年的な課題の改善に向けた取組（「読む力・伝える力」の育成）	
文章を読む力・伝える力の育成に向け、各学年の系統性を意識し、より効果的な指導が行えるよう、指導資料（「わかる・できる育成カリキュラム（読む力・伝える力編）」）を全小中学校に提供（10 月）しました。	
⑥学習内容の理解・定着状況を確認するための取組	
・分析結果をふまえ、課題に対する子どもたちの理解と定着状況が確認できるよう、当該学年で身に付けておくべき基礎からの標準的な問題を集めた学 V i v a セットを全小中学校に提供（11 月、2 月）しました。 ・みえスタディ・チェック 1 月実施分は、4 月実施からの定着状況の確認や経年での比較検証ができるよう、これまでのみえスタディ・チェックや全国学調の問題と同一、同趣旨の問題を活用し作成しました。	
⑦教員研修による「学力向上の取組の理解と活用」についての教員への周知	
・新任管理職や若手教職員を対象とした実践的な研修会を開催しました。 ・国の調査官を招へいした授業改善研修会（小学校国語・算数・理科、中学校国語・数学）を開催（10 月、11 月、12 月）し、授業の質的向上を図りました。	
⑧生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立に係る取組	
・子どもたちの基本的生活習慣・学習習慣・読書習慣を確立できるよう、県 P T A 連合会と連携し、学習習慣・読書習慣チェックシートの県内一斉の集中取組を年 2 回（4 月、10 月）に実施しました。	
2 取組の成果	
・校長のリーダーシップのもと、全校体制で「学習の理解と定着」を図る取組が年間を通じて計画的に進められ、授業改善サイクルによる取組が促進されました。 ・基礎的・基本的な知識・技能の定着の改善が図られるとともに、子どもたちが文章を正しく読み、相手に分かりやすく伝える力をつけるための授業改善が促進されました。 ・学校、家庭と連携することで、学習習慣等について改善が図られました。	
<u>令和 2 年度以降（取組予定等）</u>	
・子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の定着や、文章を読む力・伝える力の育成を図るために、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック等を活用した学校全体での計画的な取組を推進します。また、子どもたちが課題の解決に向けて自ら進んで取り組み、考えの深まりや広がりを実感できる授業が展開されるよう、授業改善を促進します。 ・子ども一人ひとりの学習における課題を把握し、きめ細かな指導を行うとともに習熟の違いに応じた指導の工夫等についての研究を進めます。 ・「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立等、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力向上に取り組みます。	

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (いじめ対策の推進)	
(3) 公立小中学校及び県立学校におけるいじめの認知件数は、平成30年4月から9月までの間で2,100件（前年度同時期1,670件）となり、増加傾向となっている。こうした中、いじめの疑いがあるとされた生徒の死亡事案や、いじめが原因で不登校となった事案等の「いじめの重大事態」が発生している。このため、「三重県いじめ防止条例」及び「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携の下、より一層、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、対応力の向上や教育相談体制の充実を図り、安全で安心な教育環境づくりを推進されたい。 (生徒指導課)	
講じた措置	
令和元年度	
1 実施した取組内容	
①専門家との連携による支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士による児童生徒への直接的な支援や、欠席した児童生徒の家庭訪問等、心のケア、ストレスの対処法、SOSの受け方や出し方の教職員への研修や児童生徒への授業を実施しました。</li> <li>・社会福祉士・精神保健福祉士が、いじめの被害・加害児童生徒を取り巻く環境といじめの関係性について検証し、関係機関と連携した支援を実施しました。</li> <li>・弁護士によるいじめの予防授業を通して、児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育むとともに、学校だけでは解決が困難な事案に対しての支援を実施しました。</li> </ul>	
②主体的な活動の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県いじめ防止応援サポーターがいじめの防止宣言を行う等、主体的な取組を推進しました。</li> <li>・三重県いじめ防止サミットに様々な世代が参加し、いじめの現状や課題について学ぶことができました。また、世代を超えていじめの問題について考え議論することを通して、現在のいじめの当事者や未来の子ども・社会に伝えたい思いをメッセージとしてまとめる機会となりました。また、メッセージを広く県民に発信し、いじめ防止の機運の醸成と児童生徒の主体的かつ持続的な取組を実施しました。</li> <li>・4月と11月のいじめ防止強化月間における、いじめの防止等に向けた啓発活動を実施しました。</li> </ul>	
③相談体制の充実	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生・高校生の相談窓口となるよう、年間を通して平日の午後5時から午後9時まで、SNSを活用した「子どもLINE相談みえ」を実施しました。早期に対応が必要な場合は、相談者の了解を得たうえで、学校や児童相談所等の関係機関と速やかに情報を共有しました。</li> </ul>	
④ネットパトロールの実施	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が委託する専門業者が、インターネット上の不適切な書き込み等について検索、監視等を年3回（8月下旬、11月上旬、1月上旬）実施し、いじめの問題の早期発見、早期対応につなげました。</li> </ul>	
2 取組の成果	
①・臨床心理士による生徒との面談でいじめ事案が発覚し、その後の支援につながりました。また、臨床心理士による授業については、「一人で抱え込まずに誰かに相談することが大切であるということがわかった。」等の児童生徒の感想が数多く見られました。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士や精神保健福祉士が校内の会議に参加し、アセスメントを実施した上で、検討の必要がある課題等について助言しました。その結果、医療や専門・相談機関につなぐことができたとともに、精神的な支援に対応するため、スクールカウンセラーにもつなげることができました。</li> <li>・弁護士によるいじめ予防授業で授業後に児童生徒に行ったアンケートでは、「いじめをなくすために自分にできることがある」と回答した児童生徒が増加する等の成果が出ました。また、学校等からの要請で弁護士を派遣し、専門性を活かして解決策の検討を行ったり、法に基づく対応への助言を行いました。</li> </ul>	
②・いじめ防止応援サポーターの主体的な活動により、いじめの防止に係る機運の醸成が図れました。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県いじめ防止サミットでは、小学生から大人までの約200人が参加し、グループ討議では、子どもと大人がいじめ問題について話し合い、双方が新たな気づきを得る機会となりました。</li> <li>・学校、行政機関、事業者等においてピンクシャツ運動の推進等いじめ反対を目に見える形で示すことにより、一体感をもって取り組む重要性を考える機会となりました。また、条例でいじめ防止強化月間を規定したこと、各学校の実態に応じた児童生徒の主体的な取組が、目的意識をもって取り組まれるようになりました。</li> </ul>	
③・令和元年度の相談件数は1,014件となっており、これは、中学生・高校生からの電話相談件数（525件）の約2倍となっています。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な相談内容は、友人関係や学校生活、いじめに関することですが、心やからだの問題等、多様な相談が寄せられています。</li> </ul>	
④・ネットパトロールで学校が把握していないいじめを発見し、早期発見、早期対応につなげられました。	
令和2年度以降（取組予定等）	
これまでの取組を継続していくとともに以下の新たな取組をします。	
○子どもたちのインターネットトラブル防止への取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の大学生と高校生によるインターネットの適正利用を考える意見交流会を実施し、そこで意見をリーフレットにまとめ普及します。</li> <li>・県内の教育学部に通う大学生が県内の小中学校等に出向き、自身の経験もふまえたインターネットトラブルの未然防止やインターネットの有効利用についての授業を行います。</li> <li>・SNSにおけるトラブルのあった、又はトラブルを目撃した児童生徒がその内容を投稿することができるアプリを民間委託で作成し、その活用を周知するとともに、大学生に投稿を協力してもらいます。県教育委員会は、その投稿を確認するとともに、必要に応じて学校や専門家と連携し適切に対応します。</li> </ul>	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

## 監査の結果

## 2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

- (1) 教員採用選考試験において、加点の取扱い漏れにより 1 名の合否判定を誤っていた。 (教職員課)
- (2) スクールソーシャルワーカーの募集要項に不適切な記載があった。 (生徒指導課)
- (3) インターハイに係る公表情報に誤りがあった。 (保健体育課)
- (4) 教育委員会事務局職員に対し威圧的言動をとった事案が発生していた。 (四日市農芸高等学校)
- (5) 業務連絡用電子メールの宛先誤りにより、個人情報を漏えいした。 (相可高等学校)
- (6) 生徒に対するわいせつ事案が発生していた。 (伊賀地区の県立高等学校)
- (7) 学校給食において、異物混入事案が 4 件あった。 (城山特別支援学校)
- (8) 学校給食において、異物混入事案があった。 (杉の子特別支援学校)
- (9) 校長による旅費の不正受給があった。 (かがやき特別支援学校)
- (10) 学校給食において、異物混入事案があった。 (稲葉特別支援学校)
- (11) 学校給食において、異物混入事案が 3 件あった。 (松阪あゆみ特別支援学校)
- (12) 学校給食において、異物混入事案があった。 (特別支援学校北勢きらら学園)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

- (1) 平成 29 年度実施の採用選考試験までは、郵送による申込手続を行った受験申込者の情報の入力作業を外部に委託していましたが、該当年度（平成 30 年度）においては、入力作業を外部に委託することなく採用試験担当者のみで作業をしていたため、チェックが十分でなかったことが原因です。令和元年度においては、情報の入力を外部に委託するとともに、採用試験担当者のチェック方法を見直しました。 (教職員課)
- (2) 募集要項にある不適切な記載内容について、削除し、募集期間の延長をするとともに、ホームページ上で情報共有を行いました。「障害者雇用促進法」や「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の理解を深めるため、関係機関とともに所属長会議等で職員が正しい理解をもって業務が遂行できるよう研修を実施しました。 (生徒指導課)
- (3) 平成 30 年度に行われた全国高校総合大会の結果に間違いがあることが判明したため、ただちに数字を訂正し公表しました。 (保健体育課)
- (4) 威圧的言動をとった職員を処分するとともに注意を行いました。同様の事案が二度と発生しないよう、該当職員だけでなく全職員に対し、服務規律の確保について徹底するとともに、学校の信頼回復に努めなければならないことを何度も繰り返し伝えています。 (四日市農芸高等学校)
- (5) メールによる連絡網では個人情報を扱わないこと、内容、配信先などは複数人で確認を行うこと、送信時は管理職が宛先を確認すること、システムにある開封確認機能やアンケート機能等以外のリンクは貼らないこと、ファイルは添付しないこととしました。また、全職員を対象に、メール送信システムの配信ルール及び情報流出防止チェックリストによる研修を行いました。 (相可高等学校)
- (6) 職員を処分するとともに注意を行いました。また、管理職による服務管理を徹底しました。 (伊賀地区の県立高等学校)
- (7) 調理用帽子を見直すとともに調理服の粘着ローラー掛けを徹底する等、調理中及び配膳時の異物混入の確認を含む衛生管理をより一層徹底し、再発防止に取り組みました。 (城山特別支援学校)
- (8) 异物混入に至った経緯から、委託業者に対して再発防止策の提出を求めました。その結果、食材の包装開封方法並びに洗浄方法についての改善策が提出され、これらを徹底するため、委託業者衛生管理部職員が調理現場に立ち会い、工程の観察、調理員への指導、並びに研修会を実施しました。毎月 1 回実施している「給食献立委員会」においても、常に委託業者衛生担当者及び調理員代表の出席を求め、他事業所でのヒヤリハットの事例についても情報共有するようにしました。 (杉の子特別支援学校)
- (9) 平成 31 年 1 月に県教育委員会から出張旅費の不正受給について報道資料提供が行われた当日に、保護者への対応として「お詫びとお知らせ」の文書を配付しました。また、後任の校長が着任した平成 31 年 2 月に保護者説明会を 4 回開催し、経緯や今後の対応等について説明を行いました。所属（学校）においては、平成 31 年 1 月の職員会議において、平成 27 年 7 月に県教育委員会が作成した教職員向けの啓発資料「信頼される教職員であるために」を配付し、不祥事の根絶に向け職務規律を遵守することをあらためて周知徹底しました。 (かがやき特別支援学校)
- (10) 混入異物の材質を確認し、混入原因の究明に努めました。包装袋は、はさみを利用して開封したが、ビニールが薄いため、はさみがひっかかり、切り直している部分が確認できたため、このひっかかりが原因で小さなビニール片ができてしまったと断定し、調理員に再発防止の指導を行いました。全校児童生徒に混入の確認を行ったところ、同様の異物混入は無く、調理員及び全教職員と情報を共有し、校内の危機管理委員会でも再発防止策を検討しました。食堂で一斉に食事をするという環境から、多人数が移動することで、様々なゴミやほこり、髪の毛等、異物となる物が室内に流動する状況にあるため、食堂に入る前には、手洗い・消毒のみならず、衣服のほこり等を軽くはらうなど、細かい注意をするよう指導しました。 (稲葉特別支援学校)

- (11) 納食の設備及び備品を入念に点検し、委託業者には作業手順の見直しを求めるなど再発防止に向けた指導を行いました。  
(松阪あゆみ特別支援学校)
- (12) 調理業務委託業者に対し、原因の調査と、食材の確実な洗浄や調理作業時の目視の徹底などを要請し、再発防止に努めました。  
(特別支援学校北勢きらら学園)

## 2 今後の方針（取組予定等）

- (1) 令和元年度実施の採用選考試験と同様に、郵送による申込手続を行った受験申込者の情報の入力作業を外部に委託するとともに、採用試験担当者によるチェックを重ねることで、誤りのない公平・公正な試験実施（教職員課）
- (2) 昨年度の募集要項について再検討及び再確認したうえで次年度の募集要項を作成していきます。  
(生徒指導課)
- (3) 情報提供を行う場合は、関係する団体や課と十分確認・調整を行ったうえで公表します。  
(保健体育課)
- (4) 同様の事案が二度と発生しないよう、全職員に対し、服務規律の確保について徹底していくこと、学校の信頼回復に努めなければならないことを、機会をとらえて何度も繰り返し伝えていきます。  
(四日市農芸高等学校)
- (5) 個人情報の取り扱いについて、細心の注意を払うこと、メール等により外部への連絡等を行う場合は、管理職が送信時にチェックすること、配信ルールを守ることを徹底していきます。  
(相可高等学校)
- (6) 引き続き信用失墜行為が起こることのないよう服務規律の確保を徹底します。  
(伊賀地区の県立高等学校)
- (7) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員の異物混入に対する意識の向上を図り、注意喚起を行っていきます。  
(城山特別支援学校)
- (8) 調理委託業者に対し、常に業者マニュアルに沿った調理及び目視の徹底を申し入れ、定期的な業者の衛生管理部職員による立ち会いや研修を継続的に実施するよう依頼していきます。また、調理員と栄養教諭の連携を密にして、栄養教諭が朝調理室へ行った際、常に高い意識を持って調理に当たるよう、全体への声かけを行い、啓発していきます。  
(杉の子特別支援学校)
- (9) この事案の発生に伴い、全県立学校において各校長が『信頼される学校であるための行動計画』を作成して取組を行うことが決定されたため、令和元年5月に「教職員の規範意識の確立」、「組織としての不祥事防止体制の確立」、「相談体制の充実」の3つの視点で同計画を作成するとともに、取組の実効性を高めるため、合わせて「教職員の不祥事防止のためのセルフチェックリスト」を作成しました。さらに、旅行命令や変更を校長自身のみが一人で決裁を行っていたことが不祥事発生の一因となったことから、旅行命令等については校長をはじめとする全教職員において決裁時にダブルチェックを行う体制とするなどして、再発防止に努めています。  
(かがやき特別支援学校)
- (10) 食材の包装の欠損確認、調理中の安全確認及び提供前の目視確認の徹底等、再発防止に取り組みます。食材の取り扱いについては、袋入りの食材の袋を切る回数が減るよう、できるだけ大袋にまとめて入ったものの変更、開封に使用する用具の見直し、切り離した袋の数の確認、袋を切る位置の確認など作業工程を見直し、提供前の目視確認を徹底します。調理員の人的配置など安全な調理作業を行うための体制や献立内容の見直しを行います。  
(稲葉特別支援学校)
- (11) 委託業者と協力し、安全・安心な給食の提供に努めます。  
(松阪あゆみ特別支援学校)
- (12) 引き続き調理業務委託業者と連携し、再発防止に努めます。  
(特別支援学校北勢きらら学園)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入未済	
① 収入未済額が平成 30 年度末現在 151,146,419 円あり、前年度と比べて 15,457,345 円増加していた。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課、桑名北高等学校、桑名工業高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、石薬師高等学校、稻生高等学校、みえ夢学園高等学校、松阪工業高等学校、飯南高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校、名張青峰高等学校)	
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (教育財務課、福利・給与課)	
③ 督促状を発付していなかった。 (高校教育課)	
④ 督促状の発付が遅延していた。 (稻生高等学校)	
⑤ 法的措置等の検討をしていなかった。【重点】 (相可高等学校)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
①② 【三重県高等学校等修学奨学金返還金】	
電話や文書による催告の実施のほか、債権回収業者に対して、10 月に 14 件を新規委託し、前年度から引き継ぎ委託しているものと合わせて、委託件数は合計で 148 件となりました。回収に至らなかつたものについては、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを 9 件行いました。 (教育財務課)	
【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る遅延損害金）】	
電話や文書による催告の実施のほか、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを 3 件行いました。 (教育財務課)	
【雑入（教職員恩給及び退職年金過年度戻入）】	
当該未収金については、受給者の死亡連絡が遺族から行われず、恩給が過払いとなったことにより発生したものですが、平成 20 年 9 月 17 日から、支払いに際して「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存状況を確認することにより、過払いの発生防止に努めています。現在収入未済となっている 1 件については、債務者本人への文書連絡により生活状況を聞き取ったうえ、定期的な納付を継続するとともに、生活状況が改善した場合は納付額を増額するよう勧奨を行いました。 (福利・給与課)	
【雑入（退職手当返納金）】	
当該未収金については、元公立学校職員が退職した後、在職期間中に懲戒免職処分に相当する行為をしたことが判明したことにより退職手当の返納をさせたことから発生したものです。督促に応じない債務者に対して、面談、電話等での催告を行っていましたが、自主返納が見込めないことから、裁判所へ支払督促の申立てを行いました。 (福利・給与課)	
【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】	
滞納者に対して電話や文書による催告を行い、未収金の回収に努めました。 (高校教育課)	
【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】	
・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。	
・納期限までに納付しない債務者に対して、督促状により返還を促しました。(毎月 20 日頃)	
・督促状に応じない債務者に対して、電話により督促しました(随時)。また、夜間の電話による支払督促を毎月行いました。	
・一年以上未納かつ電話連絡の取れない債務者に対し、警告文書の送付(7 月)、夜間の電話督促(毎月)を行いました。	
・督促状及び電話による督促に応じない債務者に対し、催告状により返還を督促しました。(12 月)	
・住民票調査で、正確な住所の把握に努めました。(延べ 200 件)	
・徴収強化月間と定めた 12 月のほか、4 月、5 月、8 月、9 月、10 月、11 月、1 月、2 月、3 月に居宅訪問を行いました(延べ 115 件)。居宅訪問は、昼間だけでなく、夜間や休日など債務者が在宅すると見込まれる時間帯にも行いました。 (人権教育課)	
【高等学校授業料】	
電話、文書による催告のほか、学校における面談、居宅訪問を実施しました。また、民事訴訟法に基づく支払督促申立て、民事執行法に基づく民事執行の申立てを実施しました。	
(教育財務課、桑名北高等学校、桑名工業高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、石薬師高等学校、みえ夢学園高等学校、松阪工業高等学校、飯南高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校)	
【雑入（学校開放電気使用料）】	
3 月分電気使用料については、当該年度内に収納するため、債務者に対し 4 月中旬から複数回にわたり、期限内に納付するよう連絡していましたが、1 団体の納付が過年度となりました。収納状況については、財務会計システムで確認するとともに、未収金については債務者に納付日の確認を行うようにしました。 (稻生高等学校)	

**【違約金（印刷機賃貸借契約）】**

関係課と情報共有を図り、債務者の現状を確認するため、債務者の預金、法人・土地・建物の登記事項の確認を行い、登記上の住所の現地確認を行いました。  
(相可高等学校)

**【自動販売機光熱水費負担金】**

年度末に納入通知を行った平成30年度自動販売機等光熱水費負担金について、未納となっていたため電話催告を行い、後日納付した旨の連絡がありましたが、納付されたのが別の債権であったため出納閉鎖に間に合わず収入未済となりました。債務者への納入通知を行う際には、納期内納付についての説明資料を添付するなどして注意喚起を行い、未収金の発生防止に努めます。  
(名張青峰高等学校)

- ③ 滞っていた督促状を発付するとともに債務者と面談し支払いを促しました。  
(高校教育課)
- ④ 毎月督促状の発付期限を確認し、納期限経過後20日以内に発付しています。  
(稻生高等学校)
- ⑤ 所管課と連携し最終催告を行いましたが納付されなかつたため、弁護士による支払督促を行いました。  
(相可高等学校)

**2 今後の方針（取組予定等）****①②【三重県高等学校等修学奨学金返還金】【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る遅延損害金）】**

滞納者に対しては、電話や文書による催告を継続して実施し、滞納期間が長期化している債権については、債権回収業者への委託、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。  
(教育財務課)

**【雑入（教職員恩給及び退職年金過年度戻入）】**

今後も住民基本台帳ネットワークを活用する等、こまめに生存確認を行い過払いの発生防止に努めるとともに、収入未済の債権については債務者の生活状況を定期的に調査し、自主納付の継続及び納付額の増額について交渉を続けていきます。  
(福利・給与課)

**【雑入（退職手当返納金）】**

今後も債務者の状況把握に努めるとともに、支払督促の申立てにより債務名義を取得し、財産の差押え等強制執行に取り組んでいきます。  
(福利・給与課)

**【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】**

今後も「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校と連携しながら滞納者の現状把握を行うなど債権管理に努めるとともに、返還金の回収に努めます。  
(高校教育課)

**【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】**

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、債権管理を行うとともに、文書、電話、居宅訪問による督促を行い、収納促進に努めます。  
(人権教育課)

**【高等学校授業料】**

滞納がある在学生については、電話、文書による催告のほか、学校における面談により早期の回収に努めます。長期の滞納者については、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促申立て、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。

(教育財務課、桑名北高等学校、桑名工業高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、石薬師高等学校、みえ夢学園高等学校、松阪工業高等学校、飯南高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校)

**【雑入（学校開放電気使用料）】**

今後も引き続き、債務者への注意喚起、財務端末での収納状況チェック等により再発防止に努めます。  
(稻生高等学校)

**【違約金（印刷機賃貸借契約）】**

関係課と情報共有を図り、債務者情報の把握に努めましたが、消滅時効期間が経過し所在・財産共に不明なため不納欠損の手続きを行いました。  
(相可高等学校)

**【自動販売機光熱水費負担金】**

納入通知書送付時に債務者へ早期納付を促す等、同様の未収金が発生しないよう努めます。  
(名張青峰高等学校)

- ③ 今後も「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校と連携しながら滞納者の現状把握を行うなど債権管理に努めるとともに、返還金の回収に努めます。  
(高校教育課)

- ④ 今後も引き続き、督促状の発付期限を確認し、納期限経過後20日以内に発付します。  
(稻生高等学校)
- ⑤ 支払督促で納付されない場合は、法的措置を行います。  
(相可高等学校)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

## 監査の結果

## 3 財務の執行に関する意見

## (1) 収入に関する事務

- 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
- イ 収入事務
- ① 現金納付された寄附金の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (教育財務課)
  - ② 証紙実績報告において、処理権限のない事務処理を行っていた。 (教育財務課)
  - ③ 証紙実績報告を行っていなかった。 (桑名北高等学校)
  - ④ 高等学校授業料を納付する必要がない者から誤って徴収したことにより、歳入戻出を行っていた。 (四日市高等学校)
  - ⑤ 高等学校授業料について、口座振替情報登録誤りにより歳入戻出を行っていた。 (四日市西高等学校)
  - ⑥ 証紙実績報告が遅延していた。 (菰野高等学校)
  - ⑦ 高等学校授業料を納付する必要がない者から誤って徴収したことにより、歳入戻出を行っていた。 (飯野高等学校)
  - ⑧ 現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金の金融機関への収納処理が遅延していた。【重点】 (松阪商業高等学校)
  - ⑨ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が2件遅延していた。【重点】 (相可高等学校)

## 講じた措置

## 1 実施した取組内容

- ① 現金書留で送付のあった寄附金について、担当者不在の場合であっても速やかに金融機関への収納処理ができるよう事務処理方法を改善しました。 (教育財務課)
- ② 地域機関出納閉鎖後の証紙実績報告の取り扱いについて、関係部署間で再確認し情報共有を行いました。 (教育財務課)
- ③ 実績報告後に担当者以外が編綴したものが報告漏れとなった事案であったため、登録済とそうでないものがわかるように書類を整理するとともに、報告担当者へ情報共有を行い、再発防止に努めました。 (桑名北高等学校)
- ④ 生徒一人ひとりに対する授業料徴収の有無のチェックを複数人で行うようにしました。取組を実施した結果、高等学校授業料を納付する必要がない者からの誤徴収は発生していません。 (四日市高等学校)
- ⑤ 口座振替情報登録誤りにより授業料の過徴収が生じたものであるため、直近の就学支援金決定状況に変更が生じた際には、複数人での点検を徹底することにより授業料徴収対象者を正確に把握し、過徴収や徴収漏れが生じないようにしました。 (四日市西高等学校)
- ⑥ 担当者が一人で行っていた証紙実績報告を複数名で確認することとしました。 (菰野高等学校)
- ⑦ 授業料徴収対象から、7月以降新たに就学支援金受給対象となった者の授業料非徴収開始月の県指定金融機関への登録、確認をより厳重にチェックを行うよう努めました。取組を実施した結果、授業料非徴収開始月の登録誤りによる誤徴収は発生していません。 (飯野高等学校)
- ⑧ 日本スポーツ振興センター共済負担金等が現金納付された後、金融機関への収納処理を速やかにするようにしました。取組を実施した結果、金融機関への収納処理の遅延は、発生していません。 (松阪商業高等学校)
- ⑨ 担当以外の者が徴収した複写料について収納処理を失念していたもので、担当以外の者が徴収した場合でも銀行への収納処理が確実に行われたか確認することを徹底しました。 (相可高等学校)

## 2 今後の方針（取組予定等）

- ① 引き続き現金の収納を速やかに行い適正な事務処理に努めます。 (教育財務課)
- ② 引き続き三重県証紙条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に努めます。 (教育財務課)
- ③ 引き続き書類整理と情報共有を行い、適正な事務処理に努めます。 (桑名北高等学校)
- ④ 引き続き職員間のチェック等によりミスを防止し、適正な事務処理に努めます。 (四日市高等学校)
- ⑤ 引き続き生徒に係る口座振替情報の変更の把握、複数人による点検を行っていきます。 (四日市西高等学校)
- ⑥ 職員間の情報共有を図り、引き続き、適正な事務の執行に努めます。 (菰野高等学校)
- ⑦ 今後も確認、チェックを重ねることにより、適正な事務処理に努めます。 (飯野高等学校)
- ⑧ 所属内において、三重県会計規則を周知徹底するとともに、複数人によるチェック体制を実施し、速やかな収納事務に努めます。 (松阪商業高等学校)
- ⑨ 今後も確認を徹底し、適正な事務処理を行います。 (相可高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
①【県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託】	
・再委託の承認申請書面に、契約書に定めた事項が記載されていなかった。 (保健体育課)	
②【SNSを活用した相談体制の構築事業業務委託】	
・出納局事前検査を受けていなかった。	
・予定価格調査を作成していなかった。	
・契約保証金免除の根拠が不十分であった。	
・契約準備行為における執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨を記載していなかった。 (研修企画・支援課)	
③【非常勤講師業務委託】	
・出納局事前検査を受けていなかった。	
・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。	
・契約書に暴力団排除に関する契約解除についての記載がなかった。 (桑名高等学校)	
④【病院等実習業務委託】	
・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。	
・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約書類になかった。 (桑名高等学校)	
⑤【農芸祭における警備業務委託】	
・変更契約書を作成していなかった。 (四日市農芸高等学校)	
⑥【マコモタケレトルトカレー加工製造業務委託】	
・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (四日市農芸高等学校)	
⑦【平成30年度一般廃棄物収集・運搬業務委託】	
・随意契約の根拠を決裁文書に記載していなかった。 (飯野高等学校)	
⑧【平成30年度合併浄化槽保守点検業務委託】	
・随意契約の根拠を決裁文書に記載していなかった。 (飯野高等学校)	
⑨【平成30年度エレベーター保守点検業務委託】	
・再委託の承認申請書面に、契約書に定めた事項が記載されていなかった。 (名張高等学校)	
⑩【理学療法士派遣業務委託】	
・出納局事前検査を受けていなかった。	
・執行伺いを作成していなかった。	
・随意契約の具体的な理由を決裁文書に記載していなかった。 (特別支援学校北勢きらら学園)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 委託先から提出される再委託承認申請書について、契約書に定めた事項（再委託の金額等）の確認を徹底しました。 (保健体育課)	
② 出納局への事前検査、予定価格調査の作成、契約保証金免除の根拠の記載、契約準備行為における執行伺いへの「年度開始前の契約の準備行為である」旨の条件の記載について、職員へ周知徹底を図りました。 (研修企画・支援課)	
③④ 指摘のあった事項について、適正な事務を徹底させるとともに、今後遺漏等ないよう注意喚起を図りました。 (桑名高等学校)	
⑤ 契約書に記載された仕様や契約金額について「協議書」の様式により処理していましたが、本来は変更契約書を作成しなければいけませんでした。契約内容に変更がある場合は、適正な方法で書類を作成し、不備のないよう再確認するとともに、決裁の過程で複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めました。 (四日市農芸高等学校)	
⑥ 設計の積算資料が明確になっていなかったことから、書類作成の際には必要書類や内容を再確認するとともに、決裁の過程で複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めました。 (四日市農芸高等学校)	
⑦⑧ 執行伺い等に必要な記載事項等の漏れがないよう、決裁過程でのチェック機能を強化して、再発防止に努めました。 (飯野高等学校)	
⑨ 契約関係書類受領の際には、契約書に定めた事項について記載されているか複数職員でのチェックを徹底し、再発防止に努めました。 (名張高等学校)	
⑩ 契約事務について、必要な手続きや記載事項等に漏れがないよう、複数職員によるチェックを行い、再発防止に努めました。 (特別支援学校北勢きらら学園)	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き委託契約における再委託については、契約書に定めた事項の提出を求め適切な事務処理を行います。 (保健体育課)	

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ② 引き続き適切な事務処理に努めます。   | (研修企画・支援課)      |
| ③④ 引き続き適正な事務処理に努めます。  | (桑名高等学校)        |
| ⑤ 引き続き契約書類の作成の際には、適正な方法で作成し、不備がないよう再確認するとともに、決裁の過程で複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。     | (四日市農芸高等学校)     |
| ⑥ 書類作成の際には必要書類や内容を再確認するとともに、決裁の過程で複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。                      | (四日市農芸高等学校)     |
| ⑦⑧ 引き続き決裁過程でのチェック機能の強化等により再発防止に努めるとともに、OJTや会計事務の研修会等への参加により、適正な会計事務処理が行えるように努めます。 | (飯野高等学校)        |
| ⑨ 引き続き複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努めます。   | (名張高等学校)        |
| ⑩ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。   | (特別支援学校北勢きらら学園) |

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見            (2) 支出に関する事務            支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。            イ 旅 費            ①【平成 30 年度人権教育指導者養成研修】            ・復命書に研修の開始、終了時間を記載していなかった。 (人権教育課)            ②【全日本高等学校書道教育研究会役員会】            ・旅行完了後、速やかに文書により復命していなかった。 (志摩高等学校)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容            ① 当該復命書について、研修の開始、終了時間を追記するとともに、作成済みの他の復命書についても、研修の開始、終了時間の記載漏れがないか点検しました。 (人権教育課)            ② 県外出張等については、出張後速やかに復命を行うよう職員会議等で職員に周知徹底しました。 (志摩高等学校)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）            ① 復命書に研修の開始、終了時間を明確に記載するよう周知徹底し、適正な事務処理を行っていきます。 (人権教育課)            ② 今後も出張後の復命は速やかに行うよう適時職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。 (志摩高等学校)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 物品等購入

① 少額物品でないストーブの購入において、常時選定事業者からの見積により調達していた。

(研修企画・支援課)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 少額物品の購入においては、「三重県少額物品・役務調達基準」に記載のとおり三重県電子調達システム(物件等)により実施するよう、職員へ周知徹底を図りました。

(研修企画・支援課)

2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き適切な事務処理に努めます。

(研修企画・支援課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
エ その他の支出事務	
① 貸付金の過払いにより戻入を要する 70,000 円が未収となっていた。	(教育財務課)
② 給料の支出額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(福利・給与課)
③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(高校教育課)
④ 委託料の支払いにおいて、支出科目及び方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。	(保健体育課)
⑤ 資金前渡により支払った手数料の検査において、検査年月日の記載が誤っていた。	
⑥ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が 2 件あった。	(埋蔵文化財センター)
⑦ 資金前渡交付伺に履行確認の記録がなかった。	(桑名高等学校)
⑧ 複合機賃借料の二重払いにより歳出戻入を行っていた。	(桑名北高等学校)
⑨ 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。	(四日市農芸高等学校)
⑩ 旅費の支払先誤り及び消耗品費の過払いにより歳出戻入を 2 件行っていた。	(四日市商業高等学校)
⑪ 備品購入に係る支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。	(北星高等学校)
⑫ 資金前渡定例払いによる電話料金の支払いにおいて、期日が過ぎていた。	(稻生高等学校)
⑬ 需用費の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(飯野高等学校)
⑭ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(津東高等学校)
⑮ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(みえ夢学園高等学校)
⑯ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(久居農林高等学校)
⑰ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(志摩高等学校)
⑯ 負担金の二重払いにより歳出戻入を行っていた。	(伊賀白鳳高等学校)
⑯ 資金前渡定例払いの手続き漏れにより歳出戻入を行っていた。	(名張青峰高等学校)
⑳ 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。	(特別支援学校伊賀つばさ学園)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 債務者が所在不明であるため、住所調査及び所管官庁に出入国の照会を行うとともに連帯保証人へも債務の履行請求を行いました。	(教育財務課)
② 給料の改定による差額支給の期間が平成 31 年 3 月 31 日までとなっていたが、給与システムで期間終了の処理が行われず再任用後の講師の給料が過払いとなりました。期間の終了までに任用された講師について、再任用歴の有無並びに給料保障状況の確認を行い、必要に応じて給与システム修正入力を行いました。なお、差額支給の期間が終了しているため、今年度は同様のケースは発生していません。	(福利・給与課)
③ 複数人で確認したうえで入力作業を行うようにしました。	(高校教育課)
④ 講師の依頼については、報酬や税金に関して十分な説明を行い、依頼する文書に支払いについて記載しました。	(保健体育課)
⑤ 資金前渡等で支出後に履行されるものについて検査及び記録を徹底しました。	(埋蔵文化財センター)
⑥ 設計金額に誤りがないよう最新情報により設計を行うことを徹底しました。	(埋蔵文化財センター)
⑦ 資金前渡交付伺いの履行確認を徹底させるとともに、今後遺漏等のないよう注意喚起を図りました。	(桑名高等学校)
⑧ 削除されていなかった誤った支出命令の情報を、支出確認システムで十分に確認しないまま支払い処理を行ってしまったため、支出の処理を行う際には、職員間で情報を共有しながら、確実に証拠書類を確認したうえで進めることとし、再発防止に努めました。	(桑名北高等学校)
⑨ 請求金額を見誤り、過払いをしてしまったため、支出書類を複数職員で確認することを徹底し、審査体制を強化しました。	(四日市農芸高等学校)
⑩ 複数職員での相互チェックを徹底しました。また、財務システムでデータを流用する場合は、支払先、請求金額等、正しい処理に変更されているかの確認を徹底しました。	(四日市商業高等学校)
⑪ 支出審査において出納員と支出経理の担当者との分担を明確にするなど審査体制の強化に努めました。	(北星高等学校)
⑫ 再発防止のため、請求書受領後、速やかに振替日を確認し、余裕をもって支出審査確認システムによる支出処理を行うよう徹底しました。	(稻生高等学校)
⑬ 会議の資料代（需用費消耗品費）について、当校参加者が意見発表者であったため主催者判断で資料代が不要となり歳出戻入に至ったものだったので、より慎重に請求内容を確認するようにしました。	(飯野高等学校)
⑭ 電子調達システムで見積書比較価格を誤って入力したため入札を中止しました。見積書比較価格の入力は、複数の職員で十分確認することを徹底しました。	(津東高等学校)
⑮ 電子調達システムで見積書比較価格を誤って入力したため入札が中止となりました。事務処理を適正に行うため複数の職員で入力内容を確認するなどして再発防止を図りました。	(みえ夢学園高等学校)
⑯ 電子入札システムへの入力ミスが原因であり、入力内容、システム操作に関しても複数の職員で確認する	

事を徹底しました。

(久居農林高等学校)

⑯ 電子調達システムへの予定価格の入力誤りが入札中止の原因であったため、開札時には担当職員以外に 1 名が必ず立ち会って入力内容の確認を行うこととしました。

(志摩高等学校)

⑰ 二重払いが発生した理由は、大会の主催者から、参加費用として「参加費」と「資料代」の 2 枚の請求書が送付され、いずれかの請求書を選択し支払うものでしたが、大会の実施要項の確認が不十分だったため両方の支払いを行ってしまったことによります。当事案の発生後は支払い方法について慎重に確認を行っています。

(伊賀白鳳高等学校)

⑲ 同日付で口座引落しされる公共料金 4 件のうち、1 件の入金処理を失念していたため、未処理分の支払いが先に引き落とされてしまったことが原因でした。毎月期日の定められた支払いについては、複数の職員で確認し、支払い事務に漏れがないよう努めました。

(名張青峰高等学校)

⑳ 会計事務担当が誤って入力した支出について、会計審査でもチェックができず過払いとなりました。その後は、事務室内の会計審査体制の強化、複数職員による審査を徹底して行っています。

(特別支援学校伊賀つばさ学園)

## 2 今後の方針（取組予定等）

① 債務者が所在不明であるため、定期的に住所調査及び関係人からの聴取調査を実施します。(教育財務課)

② 今後、給料の改定により給与システムの修正が行われる場合には同様の不備が発生しないよう、給与システム管理者と連携を密にして対応します。

(福利・給与課)

③ 今後も、入札に係る入力作業の際は、必ず複数人で確認しながら作業を行うことを徹底し、再発防止に努めます。

(高校教育課)

④ 講師派遣を依頼する際は、依頼先の意図や税金の支払いについて確認を徹底します。

(保健体育課)

⑤ 引き続き履行内容を確認するとともに検査及び記録を徹底し適正な事務に努めます。

(埋蔵文化財センター)

⑥ 引き続き入札事務に誤りがないよう確認を徹底し適正な事務に務めます。

(埋蔵文化財センター)

⑦ 引き続き適正な事務処理に努めます。

(桑名高等学校)

⑧ 引き続き支出命令を行う際には、職員間で情報共有を行うとともに、証拠書類の確認を十分に支出の処理を行うこととし、適切な事務処理に努めます。

(桑名北高等学校)

⑨ 引き続き支出書類の確認を徹底し、審査体制を強化することで、適正な事務に努めます。

(四日市農芸高等学校)

⑩ 今後も引き続き複数職員による審査を徹底し、ミスの発生防止に努めます。

(四日市商業高等学校)

⑪ 同様の事例が発生しないよう、継続して審査体制の強化を図ります。

(北星高等学校)

⑫ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き十分な確認を行い、適切な事務処理に努めます。

(稻生高等学校)

⑬ 引き続き会議等の参加費、資料代の支出に関して、必要に応じ主催者に確認するなど、再発防止に努めます。

(飯野高等学校)

⑭ 同様の事案が発生しないよう電子調達システムへの入力は、複数職員で確認することを徹底し再発防止に努めます。

(津東高等学校)

⑮ 引き続き適正な事務処理の徹底に努めます。

(みえ夢学園高等学校)

⑯ 職員間のチェック等の徹底によりミス削減に努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めます。

(久居農林高等学校)

⑰ 電子調達システムへの登録内容については、複数職員で確認を行うなどチェック体制を強化し、誤りの防止に努めます。

(志摩高等学校)

⑱ 引き続き支払方法等については慎重に確認を行うよう注意します。

(伊賀白鳳高等学校)

⑲ 引き続き職員間の相互チェックを徹底し、再発防止に努めます。

(名張青峰高等学校)

⑳ 引き続き事務職員相互の会計審査を徹底し、適正な事務処理に努めます。

(特別支援学校伊賀つばさ学園)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産の管理

- ① 旧教職員住宅の跡地について、教育財産の用途廃止をしていなかった。 (福利・給与課)
- ② 教育財産使用許可に係る教育財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。 (四日市高等学校)
- ③ 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が遅延していた。 (名張高等学校)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 当該財産（土地）については、平成19年度に建物（教職員住宅）が解体撤去された後、管財課への引継ぎ及び用途廃止にあたって必要な境界確定測量のための予算措置がされず、使用されないまま現在まで教育財産として管理されているものです。今年度は予算が確保できしたことから、測量・登記を業務委託により実施し、嘱託登記に係る書類の準備を行っています。 (福利・給与課)
- ② 整理漏れのあった台帳を整理し、財産管理に関する知識や理解の向上に努めました。 (四日市高等学校)
- ③ 自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領について所属内で再確認し、必要な事務処理の内容について共有しました。 (名張高等学校)

2 今後の方針（取組予定等）

- ① 当該財産については登記完了後、管財課と協議のうえ引継ぎ及び用途廃止を進めるほか、使用予定のない他の財産についても来年度以降計画的に解体工事・境界確定測量を行い、管財課への引継ぎ及び用途廃止について遺漏のないよう努めます。 (福利・給与課)
- ② 引き続き財産管理に関する知識や理解の向上に努めるとともに、台帳の整理漏れがないように定期的な点検の強化を図ります。 (四日市高等学校)
- ③ 引き続き実施要領に基づき適正な事務処理に努めます。 (名張高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 物品の管理	
① 物品標示票を貼付していなかった。	(教育総務課)
② 物品標示票を貼付していなかった。	(紀州教育支援事務所)
③ 所在不明となっている備品があった。	(飯野高等学校)
④ 所在不明となっている備品があった。	(亀山高等学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 教育総務課に配備している衛星携帯電話端末に物品標示票が貼付されていなかったことから、速やかに物品標示票を貼付しました。あわせて、他の備品にも物品標示票の貼付漏れ等がないかを確認しました。	(教育総務課)
② 指摘のあった備品について物品標示票を貼付け、所属長の確認を行いました。	(紀州教育支援事務所)
③ 所在不明となっている備品について、調査したところ廃棄済であったため物品の処分手続きを行いました。	(飯野高等学校)
④ 財務端末から出力した備品台帳により使用主任者が備品の所在確認を行い、故障し修理ができない備品を処分するとともに備品台帳から削除しました。	(亀山高等学校)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 備品購入時等には速やかに登録して物品標示票を貼付するとともに、保管や取扱方法にも留意して適切な備品管理に努めます。	(教育総務課)
② その他の物品についても、物品標示票の有無を定期的に確認し、新たに物品購入を行った際は、物品標示票を貼付し、所属長が確認を行うこととしました。	(紀州教育支援事務所)
③ 引き続き適正な物品管理に努めます。	(飯野高等学校)
④ 事務室だけで備品の確認を行うのではなく、毎年度、使用主任者による確認を行います。	(亀山高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ 金品亡失（損傷）	
① パソコンの損傷（損害額 128,261 円）	（桑名北高等学校）
② パソコンの損傷（修繕額 128,261 円）	（四日市西高等学校）
③ 釣竿・リールの盗難	（水産高等学校）
④ パソコンの損傷（損害額 102,170 円）	（特別支援学校伊賀つばさ学園）
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 全教職員に対し、物品の適正な管理、取り扱いに細心の注意を払うよう、改めて注意喚起を行い、再発防止に努めました。	（桑名北高等学校）
② 昼食時にパソコンの近くで飲料の容器を倒してしまったことが原因であったため、職員会議等においてパソコンの近くに飲み物の容器を置かないことや日頃から机上の整理整頓に努めることなどの注意喚起を行い、再発防止に努めました。	（四日市西高等学校）
③ 今回の盗難被害は、実習棟の高窓の施錠を失念していたことが一因であることから、職員会議等において施錠の徹底について注意喚起するとともに、元年9月からの機械警備の導入に併せ、実習場周辺を警戒する防犯カメラ及びセンサーライトを設置しました。	（水産高等学校）
④ 所属長から全職員へ厳しく注意喚起を促し、パソコンに限らず全備品の適正な管理徹底を指導しました。また、会議や面談を通じて危機管理意識の向上を図りました。	（特別支援学校伊賀つばさ学園）
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き機会あるごとに全教職員に対して注意喚起を行い、適切な事務処理に努めます。	（桑名北高等学校）
② 物品の適正な管理について、職員に対し電子掲示板等により定期的に注意喚起を図るとともに、職員会議等で管理職から引き続き注意を促していくます。	（四日市西高等学校）
③ 引き続き施錠の徹底について注意喚起するとともに、機械警備の効果を最大限に活用できるよう適正な運用に努めます。	（水産高等学校）
④ 引き続き機会あるごとに所属長から職員へ注意喚起を行い、備品の適正管理を徹底します。	（特別支援学校伊賀つばさ学園）

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 公有財産の滅失・き損 ① 鍵の紛失に伴い、錠の交換が必要となった。(修繕額 73,440 円) (いなべ総合学園高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 全教職員に対し、職員会議等で「使用していない部屋のカギは必ず所定のキーボックスへ返還し、不必要に個人で持ち歩かないこと」等、今後このような事案が起こらないよう注意喚起を行いました。 (いなべ総合学園高等学校)
2 今後の方針（取組予定等） ① 今後も機会あるごとに、全ての教職員に対して注意喚起を行い、鍵の保管・管理の徹底を図ります。また、教職員がより効率的かつ効果的に鍵の保管・管理が行えるよう改善に努めます。 (いなべ総合学園高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 人身事故 (負担割合：県 95%、相手 5%) (物損額：県 0 円廃車、相手 240, 166 円) (治療費等：県 0 円、相手 1, 302, 392 円) (教育総務課) ② 物損事故 (物損額：県 216, 540 円) (保健体育課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 当該職員に対して厳重注意を行うとともに、所属職員に対しても交通安全に対する注意喚起を図り、再発防止に取り組みました。 (教育総務課) ② 所属長から当該職員に対し、車の運転にはこれまで以上に注意を払い、また、余裕を持ったスケジュールを組むことで、事故防止に努めるよう指導するとともに、所属職員へも注意喚起を行いました。 (保健体育課)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き交通安全に対する注意喚起を図り、交通事故防止に努めます。 (教育総務課) ② 公用車の運転については、安全運転に努め、時間に余裕を持って運転することで交通事故の未然防止に努めます。 (保健体育課)

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底)	(1) 平成 30 年度の懲戒処分については、前年度の 5 人から 3 人減少しているが、強制わいせつ行為やストーカー行為により 2 人の警察職員が処分されている。 これらの事案は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。 また、交通事故防止を率先すべき警察職員による公務中の交通事故、特に、重大な人身事故が発生することから、原因を分析し発生抑止対策を講じられたい。 (警務部警務課、監察課)
講じた措置	
令和元年度	
1 実施した取組内容	非違事案防止対策として、次のとおり取り組みました。
(1) 教育訓練課程における指導	新規採用者を警察学校に 6~10箇月間入校させ、座学、討議、訓練のほか、福祉施設等の実習・見学を行い、誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕すること、人権を尊重し公正かつ親切に職務を執行すること、規律を厳正に保持し相互の連帯を強めること、人格を磨き能力を高め自己の充実に努めること、清廉にして堅実な生活態度を保持することを指導しました。 昇任者や専門業務分野の登用者も、中部管区警察学校や警察大学校の協力を得て、再教育するとともに、部下の指導や組織の管理の要領を修得させました。
(2) 職場における指導	各所属において、OJT で法令の厳守や権限の濫用防止等を教育するとともに、年 2 回以上個別面談を行い、職務倫理や服務に関する考えを述べさせ、上司が指導・助言しました。定例の朝礼等の機会を用い、幹部や部外有識者による講話を行いました。職務倫理観を人事評価の対象としました。これらの取組を警察署の副署長（警視）又は警察本部の課・隊の次長（警視又は警部）を中心に管理させました。
(3) 厳正な監察の実施	国が任命する部長級（警視正）の首席監察官の下に監察課を置く専従の体制により、国家公安委員会規則等に定める要領に従い、全所属を巡回して、職務倫理と服務に関する取組や規律の保持の状況を厳正に確認し、是正指導を行いました。中部管区警察局や警察庁による監察も行われています。
(4) 交通事故防止対策	交通事故惹起者を本部に招致し、運転技能訓練、運転適性検査、交通事故防止対策の小集団討論を行って、交通事故防止に対する職員の意識高揚を図りました。 また、公務中に交通事故を発生させた職員には、一定期間運転に従事させないこととし、事故原因に基づいた指導、訓練を実施することにより再発防止に努めました。 一方、常日頃から職員の勤務状況及び健康状態等の把握に努め、運転することが適当でない者を運転に従事させない、職員の階級、課、係にとらわれず適任の者に運転させるなど適切な業務管理を徹底しました。
2 取組の成果	(1) 懲戒処分者数 令和元年度の懲戒処分者数は前年度と同数の 2 人でした。
(2) 公用車事故件数	令和元年度の公用車事故件数は、前年度と比べ物損事故は微増となりましたが、人身事故は減少しました。
令和 2 年度以降（取組予定等）	
引き続き、上記取組を実施して法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努めます。	

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止及び検挙率の向上)	
<p>(2) 平成 30 年の「刑法犯」の認知件数は 11,247 件（前年比-2,099 件）となり、戦後最少を記録した。また、検挙率は、44.1%（前年比+1.3 ポイント）で全国平均の 37.9% を上回っている。</p> <p>しかし、重要犯罪の認知件数は 98 件（前年比+13 件）と増加しており、特殊詐欺については、認知件数はほぼ半減しているが被害総額が増加している。</p> <p>これらのことから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止及び検挙率の向上に取り組まれたい。</p>	
(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)	
講じた措置	
令和元年度	
1 実施した取組内容	
<p>(1) 犯罪の抑止</p> <p>ア 地域の犯罪情勢に加え、地域住民が不安を感じる犯罪や事象を的確に把握し、これに即したきめ細かな犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、企業等による主体的な自主防犯活動の促進、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となった「安全安心まちづくり」に向けた取組を推進しました。</p> <p>イ 地域社会の安全安心を確保するためには、警察と自治体が連携・協働した取組が必要であることから、警察署幹部が市町の首長等自治体幹部に対し、次年度の当初予算編成前に、市町が主体となった防犯カメラの設置や自治会・商店街等に対する防犯カメラ設置補助金制度等の導入を働き掛けたほか、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充を図りました。</p>	
<p>(2) 検挙率の向上</p> <p>重要犯罪、重要窃盗犯等の早期検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査による客観証拠の収集や目撃者の確保に努めたほか、DNA 型鑑定や情報分析支援システム等科学技術を活用した捜査を推進し、検挙率の向上に努めました。</p>	
<p>(3) 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化</p> <p>ア 県民の特殊詐欺に対する警戒心・抵抗力の向上を図るため、毎月 15 日に設定した「特殊詐欺撲滅の日」を中心に防犯指導・広報啓発を強化したほか、三重県警察公式ツイッター等の広報媒体を活用し、防犯情報等を積極的に配信しました。また、令和元年はオレオレ詐欺（キャッシュカード手交型）が多発したことから、三重県民共済生活協同組合との共催による「特殊詐欺被害防止川柳コンクール」を開催し、入賞作品を各種広報媒体で活用したほか、公益社団法人三重県バス協会と連携した特殊詐欺被害防止広報啓発バスを運行することにより、県民の特殊詐欺に対する意識の向上と被害の未然防止を図りました。</p> <p>イ 「だまされた振り作戦」等による実行犯の現場検挙、犯行グループの中枢被疑者の検挙に向けた突き上げ捜査、特殊詐欺助長犯罪の取締りを推進しました。</p>	
2 取組の成果	
<p>(1) 令和元年中の刑法犯認知件数は、10,322 件で前年比-925 件（-8.2%）と減少し、また、特殊詐欺認知件数についても、79 件で前年比-28 件（-26.2%）、被害額も約 1 億 1,840 万円で前年比-2 億 7,110 万円（-69.6%）と大幅な減少となりました。</p> <p>(2) 刑法犯の検挙率は 37.1% で、前年比-7.0 ポイント減少しましたが、重要犯罪の検挙率は 94.8% で前年比+8.1 ポイントとなり、全国平均の 85.9% を大幅に上回りました。重要窃盗犯の検挙率は 72.9% で前年比-10.4 ポイントと前年を下回りました。特殊詐欺は、検挙件数が 34 件で前年比-29 件と減少し、検挙人員は 17 人で前年比-2 人と減少しました。特殊詐欺助長犯罪については、口座開設詐欺等で 116 件・49 人を検挙しましたが、前年比-75 件・-13 人と減少しました。</p>	
令和 2 年度以降（取組予定等）	
引き続き、上記取組を実施して犯罪の抑止及び検挙率の向上に努めます。	

## 様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止対策の推進)	
<p>(3) 平成 30 年の交通事故死傷者数は 6,223 人で前年から減少しているが、交通事故死者数は 1 人増加し 87 人となっており、また、人口 10 万人当たりの死者数は全国ワースト 3 位の状況にある。</p> <p>交通事故死者数の特徴としては、高齢者が前年から 20 人増加の 57 人となり、全体の 6 割以上を占めている。</p> <p>このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組を推進するとともに、各種交通指導取締りを強化するなど、交通事故の発生抑止に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(交通部交通企画課)</p>	
講じた措置	
令和元年度	
1 実施した取組内容	
<p>(1) 重点 4 S プラスワン対策の推進</p> <p>平成 30 年中の交通死亡事故の特徴（高齢死者が約 7 割、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）が約 4 割、シートベルト非着用死者が約 5 割、飲酒運転が 3 件発生）から、前年に引き続き「重点 4 S プラスワン対策（高齢者の交通事故防止対策（シルバー）・シートベルト着用促進対策（シートベルト）・飲酒運転根絶対策（サケ）・速度抑制対策（スピード）・歩行者の交通事故防止対策（プラスワン）」を柱として、総合的な交通死亡事故等抑止対策を推進しました。特に「高齢者の交通事故防止」と「シートベルト着用促進対策」を最重点に掲げ、関係機関・団体等と連携した取組を強化しました。</p> <p>(2) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</p> <p>「ゾーン 30」の区域内を中心に通学路等において、今年度に導入した可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス）を活用した指導取締りを強化するとともに、横断歩行者等妨害、シートベルト着用義務違反、携帯電話使用違反等の運転者の遵法意識に起因する違反の取締りを強化しました。また、あおり運転の悪質性、危険性に鑑み、車間距離保持義務違反、追越しの方法違反等の取締りを強化しました。特に高速道路においては、県警航空隊のヘリコプターと地上の警察車両が連携した空陸一体の取締りを実施しました。</p> <p>(3) 交通安全教育・広報啓発活動の強化</p> <p>ア 「安全運転サポート車」の普及啓発</p> <p>高齢運転者を対象に自動車販売店協会や自動車学校等の関係機関・団体と連携し、安全運転サポート車の試乗体験による講習会を開催しました。</p> <p>イ 「シートベルトの日」における着用促進</p> <p>シートベルト着用徹底強化日「シートベルトの日」を警察署において毎月 1 日設定し、交通指導取締りを強化したほか、シートベルト着用モデル推進事業所等を指定するなど、全ての座席でのシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底に向けた取組を推進しました。</p> <p>ウ 「横断歩道“S O S”の日」における歩行者保護</p> <p>横断歩道における歩行者保護意識の浸透を図るため、令和元年 6 月から毎月 11 日を「横断歩道“S O S”の日」に設定し、横断歩行者妨害の取締りを強化するとともに、運転者に対しては横断歩道における歩行者優先義務等の周知、歩行者等に対しては、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践について、テレビ、県警ツイッター等を活用して情報を配信しました。</p> <p>(4) 安全・安心な交通環境の整備</p> <p>子供を交通事故の被害から守るため、未就学児が日常的に集団で移動する経路については、保育所（幼稚園）、道路管理者等と合同で緊急安全点検を実施し、対策が必要と判断した危険箇所について、横断歩道の塗り替えなどの整備をしました。また、生活道路におけるゾーン 30 の整備のほか、老朽化した信号制御機・信号柱や摩耗した横断歩道等の道路標示について、更新・塗り替えをしました。</p>	
2 取組の成果	
令和元年中の交通事故死者数は、過去最少の 75 人（前年比 -12 人）となりましたが、人口 10 万人当たりの死者数は全国ワースト 7 位（前年ワースト 3 位）となりました。また、人身事故件数は 3,647 件で 15 年連続減少、死傷者数は 4,763 人で 14 年連続の減少となりました。	
高齢者の死者数は、42 人（前年比 -15 人）で全死者数に占める割合は 56.0%（前年比 -9.5 ポイント）、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の死者数は 30 人（前年比 -9 人）で全死者数に占める割合は 40.0%（前年比 -4.8 ポイント）、飲酒運転は 2 件（前年比 -1 件）で原付以上第一当事者に占める割合は 3.1%（前年比 -1.0 ポイント）と前年を下回りましたが、シートベルト非着用死者は 17 人（前年比 -2 人）で非着用率は 58.6%（前年比 +4.3 ポイント）と前年を上回りました。	
令和 2 年度以降（取組予定等）	
引き続き、上記取組を実施して交通事故の発生抑止に努めます。	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。
(1) 警察学校において、貸与された拳銃の不適切な取扱いがあった。	(警務部監察課)
(2) 2箇所の警察署において、パワー・ハラスメント事案があった。	(警務部監察課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) 拳銃の不適切な取扱い事案	
ア 拳銃訓練体制の強化	初任科及び初任補修科における拳銃実射訓練は、警部補2名の訓練体制で実施していたものであるが、警部又は拳銃指導者養成専科を修了した警部補を訓練立会責任者に指定するとともに訓練補助者として教官1名を増員配置し、3名の訓練体制としました。
イ 初任科生に対する拳銃の適正使用についての全体指導の実施	入校中の初任科生に対して、本件事案概要を説明するなど拳銃の適正な取扱いについて全体指導しました。
ウ 初任科生に対する個々面接による個別指導	初任科生全員に対する個々面接を実施し、職責を自覚させ、再発防止を個別に指導しました。
エ 初任科生に対する班別による小集団討論の実施	拳銃の不適正な取扱いによって警察組織に与える影響等を考えさせ、再度、職責を自覚することの重要性を認識させるため、班別的小集団討論を実施しました。
オ 拳銃指導者の養成	拳銃指導者養成専科に学校教官2名を入校させ、拳銃指導体制を強化しました。
(2) パワー・ハラスメント事案	
ア 事案の背景・問題点に関する情報共有	事案の内容、背景、問題点等を示した監察だよりを幹部職員に対して送付し、情報共有を図り、非違事案防止に向けた取組を行いました。
イ 通達の発出	再発防止の徹底に関する本部長名の通達を発出し、各職員に対してパワー・ハラスメントの特性と起因する弊害について認識させるとともに、上司の在り方、部下職員に対する指導等について指示し、徹底を図りました。
ウ 副署長研修の実施	一方、以前から、ハラスメント防止対策に関する要綱を制定していましたが、ハラスメント防止対策制度を真に実効性のあるものとするため、推進体制、相談等の方法等について見直しを図り、ハラスメント防止対策について職員に周知徹底を図りました。
エ 三重県警察業務指導部会の開催	警察署の副署長を招致し、コーチング手法及びハラスメント防止に関する研修会を開催し、管理職の役割・手法、職場に与える影響、構造的問題等について討議を行いました。
オ 自主点検の実施	業務指揮部会の会員を招致しパワー・ハラスメントに関する事例分析を行い、再発防止策を検討しました。
カ 執務資料の発出	業務を遂行する職員が「非違事案につながる問題点はないか」という観点で自主点検を実施して、ハラスメントに関する気付きの醸成を図りました。
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、上記取組を実施して非違事案の再発防止に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入未済	
① 収入未済額が平成 30 年度末現在 28,499,982 円あり、前年度と比べて 2,926,473 円増加していた。 (警務部会計課、警務部警務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)	
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)	
イ 収入事務	
① 安全運転管理者等講習手数料について、証紙の消印漏れがあった。 (交通部交通企画課)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 収入未済	
【警察施設等の損壊に係る損害賠償金】(警務部会計課、警務部警務課、交通部交通規制課)	
a 交番、留置施設を損壊した債務者については、刑事収容施設に収容中であったため債権回収には至りませんでしたが、収容先で債務者と面会を行うなど、納付指導に努めました。(会計課)	
b 公用車事故に係る債務者に対して催告を行い、令和元年 6 月 17 日に全額回収しました。(警務課)	
c 交通信号機を損壊した債務者については、定期的に電話催告、訪問を行い、本人から提出された分割納付計画に従った納付方法により、債権の一部を回収しました。また、債務者(法人)の倒産により債権回収が見込めない債権については、徵収停止の措置を執りました。(交通規制課)	
【放置違反金】(交通部交通指導課)	
a 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分(財産の差押え)を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。	
b 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付の催促を行いました。	
c 最終督促後の未納者に対しても、引き続き粘り強い督促を実施するとともに、滞納処分を念頭に放置違反金の早期徴収に努めました。	
d 放置違反金サポート員を雇用し、未収となっている放置違反金の早期徴収に努めました。	
e 平成 30 年度末現在の放置違反金の未済額は、7,087,722 円でしたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、1,795,532 円(3 月末)を回収しました。	
イ 収入事務	
受講申込書が多数ある中、用紙が重なるなどしたため、担当者の不注意により消印が漏れたものと考えられることから、担当者に対し、確実な枚数の確認と消印の指導を行いました。 (交通部交通企画課)	
2 今後の方針(取組予定等)	
アイ共に、引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 前渡資金により購入した物品の検査において、検査員に係る記載が誤っていた。 (伊勢警察署)
講じた措置
1 実施した取組内容 支出事務担当者の認識誤りによるものであり、同種事案が発生しないように、出納に関する各種マニュアルの活用等によって会計職員の事務能力の向上を図り、三重県会計規則等を遵守するとともに、会計担当者による自己確認及び複数の職員によるチェック機能を強化するなど、再発防止に努めました。
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 交通事故	職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。
① 人身事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 347,366 円) (治療費等：県 0 円、相手 214,545 円)
② 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 104,000 円)
③ 物損事故	(負担割合：県 50%、相手 50%) (物損額：県 197,395 円、相手 241,326 円)
④ 物損事故	(負担割合：県 90%、相手 10%) (物損額：県 89,473 円、相手 443,912 円)
⑤ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 178,556 円、相手 692,928 円)
⑥ 物損事故	(負担割合：県 159,894 円)
⑦ 人身事故	(負担割合：県 50%、相手 50%) (物損額：県 113,994 円、相手 63,968 円) (治療費等：県 0 円、相手 26,190 円)
⑧ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 32,400 円、相手 133,812 円)
⑨ 人身事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 29,160 円)
⑩ 人身事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (治療費等：県 0 円、相手 579,962 円)
⑪ 人身事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 156,427 円、相手 811,600 円) (治療費等：示談中)
⑫ 物損事故	(物損額：県 198,204 円)
⑬ 人身事故	(負担割合：示談中) (治療費等：示談中)
講じた措置	
1 実施した取組内容	交通事故の防止対策として、次のとおり、交通事故の発生実態を踏まえた指導教育、訓練を行うなど、継続的に各種取組を推進しました。
(1) 運転技能訓練等の実施	各所属において、交通事故の発生実態に応じた運転技能訓練、同乗指導、教育を実施し、交通事故防止に努めました。
(2) 適切な業務管理等	幹部が、職員の勤務状況、健康状態等を把握し、公用車で出発する職員に対して、運行経路、気象条件等に応じた安全運転確保のための具体的指示を行うなど、公用車事故の防止に努めました。
(3) 再発防止教養・運転技能検証等の実施	公用車による交通事故を発生させた職員やその同乗者を召致して、運転適性検査、事故防止教養等を実施し、交通事故防止に対する職員の意識高揚を図るほか、所属においても、交通事故を発生させた職員に対して、事故原因に基づいた指導及び訓練を実施し、再発防止に努めました。 また、交通部運転免許センターの職員が、公用車による交通事故を発生させた職員の運転技能を検証し、運転技能に応じた具体的な助言・指導を実施するほか、所属においても、同検証結果に基づき、指導教育を実施しました。
(4) 執務資料の発出	公用車事故に関する執務資料を発出し、事故の発生状況、事故の形態等を周知し、事故形態に応じた訓練・指導等の促進や職員一人一人の交通事故防止意識の向上を図りました。
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、上記取組を実施して公用車の交通事故の更なる減少に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (鈴鹿警察署)
講じた措置
1 実施した取組内容 財務執行の主管課である会計課と関係課との連携に不足があったことから、報告書の提出の失念につながったものであり、同種事案が発生しないように、会計課と関係課との連携を密にして金品亡失（損傷）報告書を速やかに作成、提出するなど、再発防止に努めました。
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。

---

**監査委員公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、三重県知事から平成30年度包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和2年5月1日

三重県監査委員	山 口 和 夫
三重県監査委員	藤 根 正 典
三重県監査委員	野 口 正
三重県監査委員	内 田 典 夫

## 平成30年度 包括外部監査結果に対する対応結果 (子ども・福祉部)

	テーマ・事業・監査結果	対応結果
テーマ：子どもの福祉に関する事務の執行について		
I 少子化対策を進めるための環境づくり		
I-1 少子化対策県民運動等推進事業		
① 子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務委託における冊子の内容・構成について（意見）	<p>〈冊子作成のための検討委員会開催義務履行の有無検証の資料なし〉</p> <p>業務委託契約書に添付された仕様書には、子育て支援団体、子育て中の者、保育士、大学生などが参加するまで検討委員会を1回以上開催し、その結果を冊子を発行する、とある。しかし、議事録としてしまったものはないため、いつ、どこで会議が開催されたか不明である。</p> <p>このように県側において、受託者が契約上の義務を履行したか否かについて、検証可能な証跡及び検証した証跡を認めることができる。委託事業の完全な履行を期すならば、受託者の事業遂行について、より注意を払うべきである。</p>	<p>事後の検証が可能となるよう、議事録等を書面に残すこととした。</p>
② 健康福祉部内部におけるチェックリストについて（意見）	<p>〈入札審査要否のためのチェックリストの不完全記入〉</p> <p>健東福祉部では、予定価格が100万円以上の委託事業を行うに当たり部内で入れ審査会を経ることが必要とされている。提出書類に添付されたチェックリストのチェック欄が空欄となっている箇所があり、空欄である場合、「該当なし」などのほか、そもそもチェック漏れであるのか区別が付かない。チェックリストが審査会に提出を改められ、作成者以外の第三者に閲覧されるのであれば、第三者にとって紛らわしい表現とならないよう表現とすることが必要がある。</p>	<p>入札（見積り）手続きチェックリストについて、「該当なし」の欄であっても、空欄とならないよう記入方法を改めました。</p>
I-2 子どもの育ちの推進事業		
子ども応援スマイル補助金に係る消費税等の確認について（意見）	<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の資料なし〉</p> <p>「みえの子ども応援スマイル補助金交付要領」第5条によると、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、補助金の交付の対象となる経費と認めない、と規定されている。</p> <p>担当者は、本件補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の減額の可能性を検討するに際し、交付対象者に対し、免税事業者であることを口頭で確認したところである。当該手続が適正になされたか事後に確認するためにも、仕入控除税額相当額の把握及び減額事務の手続を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の税額の確認を実施した資料が残され体制整備を図りました。</p>

II 結婚・妊娠・出産の支援	テーマ・事業・監査結果	対応結果
II-1 みえの出逢い支援事業		
① 委託業務仕様書に定められた打合せの実施について（指摘）	<p>〈委託業務の打合せ義務履行の有無記載資料なし〉 「出逢い支援実施計画策定及び市町連携促進事業業務委託」、「労使協働による企業の結婚支援や勤労者の結婚に関する意識調査及び「大学生の結婚等意識調査及び大学のライフプラン教育促進事業」の3事業について、その事業仕様書に、それぞれ受託事業者と県との間で、県庁内での打合せを少なくとも10回実施する」と記載された。当該打合せは、委託業務の一環であり履行義務があつたものと考えられました。打合せをした場合、実施した日時、場所、参加者及び打合せ内容について書類に残すべきである。</p>	<p>仕様書に定める打合せの実施日時、場所、参加者、内容を書面で記録をしました。</p>
② 効率的な事業実施について（意見）	<p>〈イベンント効果不十分のため、周知方法及び参加人数の増加の道筋を示すべき〉 「企業による地域結婚応援による夫婦を対象とした飲食サービスの提供、旅行会社による企画等を行つた。その後の企業・店舗等からのお問い合わせ等を周知して企業・店舗等を利用した人數は少數にとどまり、中には用意したサーキュレーションが全く利用されなかつた。今後、当該取組につどいよ県が継続的にイベント結果により課題は明らかであるから、イベントを増やすかにについて道筋を示すべきである。</p>	<p>参加企業からのアンケートの結果等をふまえて、より多くの方に参加いただけるよう、周知期間を十分とするとともに商業施設にてPRを行なうなど実施方法にて改善しました。</p>
③ 再委託の申請に際して提供された情報について（指摘）	<p>〈再委託の金額を確認することなく行われた業務委託契約違反の再委託申請に対する承認〉 「従業員に向けた結婚支援等働き方改革等の取り組みとして、業務委託契約書第4条第1項は、委託事業を第三者に再委託してはならないこととしている。再委託を認めることとしている。再委託の申請書等を提出し、再委託の申請を行ない、県は、同日、再委託を承認した。</p>	<p>業務委託契約書の規定を遵守し、再委託申請時の記載を確認するため添付書類の確認を図りました。 しかししながら、業務受託者から提出された再委託の申請書及びその添付書類には、再委託の金額が記載されていなかった。また、県の決裁文書にも、再委託の金額についての記載が存在しなかつた。このように、平成29年4月3日付再委託申請に反するものである。再委託の金額を確認する再委託契約書第4条第1項の規定に反するものである。再委託は、再委託先においても業務の品質を確保することができるかどうか等、再委託の可否を判断する上での判断材料になるものである。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<p><b>(4) 個別訪問時の確認事項について（意見）</b></p> <p>〈業務受託者の不適切な調査に対する指導なし〉</p> <p>「従業員に向けた結婚支援等労働条件改善事業」において、業務委託契約書に添付された企業に向けた從業員の結婚支援等労働条件改善事業への参加意向を及ぼす取組への意識調査を行うこととされ、業務受託者は、企業の経営者から、一部の企業の家族構成、出産に対する考え方等を確認するため、県から提供された資料から、業務受託者が確認した内閣府の取組の内容を明確化するために、業務受託者が企業の経営者個人の意識を確認したことは、仕様書が予定していた範囲を超えるものでないものであった。</p> <p>また、業務受託者が企業の経営者個人の意識を確認したことは、仕様書が予定していた範囲での確認を行った。業務受託者が、仕様書が予定していた範囲を行いうよう、業務受託者に対し、適切な指導を行った。</p>	<p>業務受託者が仕様書を逸脱した業務を行わないよう、業務受託者に対する指導を行いました。</p>
<p><b>III-2 保育対策総合支援事業</b></p> <p><b>III-2 保育対策総合支援事業の充実</b></p>	<p>適正な予算管理等の観点から見積書に係る積算内訳書を微取しました。</p>
<p><b>平成30年度の保育士・保育所支援センター委託業務の見積金額について（意見）</b></p> <p>〈委託業務価格を大幅増額した内訳の検討なし〉</p> <p>当該委託事業については、平成29年度も随意契約を結んでいますが、平成29年度の決算額が6,718千円（税込）であったのに対して平成30年度の見積価格が12,250千円（税込）と大きく増加していました。増加理由について調査を行った。平成30年度の増加要因は、①新規事業である「潜在保育士意識調査事業」に係る予算約4,000千円が追加計上されていること、②直接受けた平成30年度の積算内訳書の内容を確認したこと、であります。後日、委託先から入手した平成29年度と同水準であり、「潜在保育士意識調査事業」に係る経費が5,980千円で計上され、いた。そのため、三重県の作成した設計書とは内訳は異なるものの、結果として合計額は殆ど同じという結果になつていた。</p> <p>当該契約は随意契約であり毎年契約先が同じであるため、支出額の透明性を確保するためには十分な配慮が必要である。そのような中、委託先の見積額が三重県の予算額と殆ど同じになつたとしても、適正な予算管理の観点からは、少なくとも見積書の内訳を入手して増加内容を検討するべきである。</p>	<p>適正な予算管理等の観点から見積書に係る積算内訳書を微取しました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<b>III-4 放課後児童対策事業費補助金</b>	
<b>放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託について（意見）</b>	
<p>〈研修事業委託先のコンペ参加資格変更の根拠資料なし〉</p> <p>放課後児童支援員ととの間で随意契約を行っている。</p> <p>放課後児童支援員の選定において、部内において、その後に外部には、その後に公表された平成29年度放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託先の選定のコンペ実施要領ではコンペの参加資格に法人格を有する者には限定されず、個人でも申請することができるが、その後に公表された平成29年度放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託先の選定のコンペ実施要領では、法人格を有している者には限定されず、個人でも申請することができる。</p> <p>申請する場合は、部内における企画提案コンペ実施要領が作成された後、コンペへの参加資格を法人に限定しないようにして法人格を有することとしていたのである。ただし変更後の実施要領の文書は保存されていなかった。</p> <p>もしくは仮にコンペの参加資格として法人格を有することとなるし、コンペの参加資格を法人に限定しないようにして法人格を有することとなるし、コンペの参加資格を法人に限定しないようにしておくべきである。</p>	<p>内部での審査会において修正があつた場合は、決裁（稟議）に記載するところにより、修正内容が確認できるよう整理しました。</p>
<b>III-7 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業</b>	
<b>① 請求書日付の記載漏れ（指摘）</b>	
<p>〈委託業務の完了時の根拠となる請求書の日付未記入〉</p> <p>子らずも心身発達医療センターは業務完了時約1か月後となつていていた。</p> <p>取引業者が作成する請求書は業務費用計算上における押印は業務完了時点とは関係なく行われる結果、業務完了時点とは異なる期に部署の受付印が押印される場合、費用の期間帰属誤りが生じる可能性がある。</p>	<p>日付が記載された請求書の受領を徹底しました。</p>
<b>② 見積の精度（意見）</b>	
<p>〈見積り精度の低い県職員の見積りの要検討〉</p> <p>旧小児心療センターあすなろ学園空調機フロン類回収処理業務委託の予定価格は969,840円であったが、契約額は524,880円であった。契約金額が1,000千円以下の案件については、専門業者への見積金額を算定したとのことであり、その結果、当初見積金額とコストの関係で困難であることから、職員が見積金額を算定したとのことです。</p> <p>専門業者による見積精度の低下や職員の負担増が生じる可能性がある。職員の見積額算定については、見積の精度を著しく阻害しない範囲内であることを必要と考える。</p>	<p>職員による見積額算定について見積の精度や職員の作業効率は、著しく阻害したこととした。</p>

テーマ・事業・監査結果		対応結果
③ アスペクト分析調査業務の経済的合理性（意見）	<p>〈當縉課との協議による経済的調査をする2回目のアスベクト調査は、解体工事を担当する當縉課より、解体費用をより精査するため、1回目の調査では実施されないなどのことである。</p> <p>しかししながら、1回目の調査の時点では、當縉課との間で十分な事前協議を行っていれば、1回目分と2回目分を併せて調査することができない。調査費用を抑制することが可能であると思われる。今後、他課と共同で事業を行う場合には、より綿密な事前調整を行うことが望ましい。</p>	<p>他課との共同事業の場合は、綿費を密な事前協議を行いうことなどとしてしめた。</p> <p>用の抑制に努めしていくこととした。</p>
Ⅲ-9 親の学び応援事業	<p>職場及び地域における男性子育て応援講座事業の開催団体について（意見）</p> <p>〈事業目的に不適合な研修を目的とする団体を選定した講座の開催〉</p> <p>職場及び地域における男性の子育て応援講座の講師派遣について、県立相可高校が講座開催の申し込みをし、平成29年8月28日に実施された。</p> <p>県立相可高校は、この職場及び地域において行うものであり、また、同じ講師により平成30年11月に生徒向け希望として、教職員の子育て応援講座申込書に、講座開催の趣旨や講座内容の記載していた。</p> <p>講演会がされることから、事前学習として、当該講師の講座を受講したい旨を記載していた。</p> <p>しかししながら、本事業の趣旨・目的は、乳幼児等を持つ親に対し、企業や地域、幼稚園や保育所等多様な主体と連携・協力し、親の学びを応援する男性的子育て応援講座事業の講師派遣選定するには、講座開催の趣旨等を確認し、事業の目的に適合するものである。</p>	<p>事業趣旨に沿った講師派遣選定に努めました。</p>
Ⅲ-11 私立幼稚園振興等補助金	<p>補助金に関する消費税等の確認について（指摘）</p> <p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉</p> <p>「私立幼稚園等振興補助金」の取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税の申告による仕入控除税額が確定しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時に確定報告書（返還）の可能性が検討されていない。</p> <p>要領に記載された「別添様式」が整備されていない。</p> <p>仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の税制整備を図りました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<b>III-12 認定こども園等整備事業</b>	
<b>補助金に係る消費税等の確認について（指摘）</b>	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉</p> <p>「認定こども園施設整備事業費補助金」及び「私立幼稚園等園務費補助金」の交付・要領・取扱いに係る消費税が、控除税額が確定した後に消費税及び地方消費税を算出する場合に、申請時に知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時にも補助金に係る消費税を算出する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対する指導を徹底するなどして、事務の確認を図りました。</p>
<b>IV 児童虐待の防止と社会的養護の推進</b>	
<b>IV-5 家庭的養護推進事業</b>	
<b>① 里親養育相互援助事業の評価指標について（意見）</b>	
	<p>〈イベントの効果検討のため、複数の指標に基づき、多面的に検討すべき〉</p> <p>里親養育相互援助事業については、各支部において、交流会等のイベントが年間4回～11回開催されている。その効果は、参加した里親と子どもの人数が多くなっている。が、参加人数の多寡と効果の程度との関連は明確にならない。が、参加人数の評価に際し、開催されたイベントの効果を検討する場合、複数の指標に基づき、多面的に検討する必要があります。イベントの効果を判断する指標が明確でないため、イベントごとの参加人数と事業の効果との関連をはつきり。また、事業の効果への寄与度を第三者者が判断することは難しい。</p> <p>事業の効果を評価するためには、事業の効果への寄与度を明確にした上で、各指標と事業の効果への寄与度を明確にした上ですべての指標を設けるのみならず、各指標と事業の効果への寄与度を明確にした上ですべての指標を設ける必要があります。</p>

② 産前・産後母子支援事業の評価について（意見）	テーマ・事業・監査結果	対応結果
<p>〈事業開始年度のみの結果による打ち切りに至る過程を残すべき〉 産前・産後母子支援事業は、平成29年度から開始された、國の方針にも沿っているモデル事業である。入所措置費等の支出が認められておらず、入所につながったこと等を勘案した結果、開始事業年度で事業を終了している。</p> <p>事業の改廃に当たっては、その意思決定の過程を文書にして残すこととした。</p>		
<p>③ 里親養育相互援助事業に関する証憑書類確認について（意見）</p> <p>〈公金支出妥当性の観点から証憑書類の提出を求めるべき〉 里親養育相互援助事業委託に係る委託先作成の業務完了報告書を見ると、年度末に「参考図書購入」として3万6,379円の支出が行われている（なお同支出により、年度内の合計支出額がちょうど75万6,000円に到達している。）が、同購入図書の内訳・金額は何ら記載されておらず、また県側としても、その点に関する証憑資料の提出は特に求めていないとのことである。 しかしながら公金支出の妥当性確保の観点からは、業務完了報告書提出時点において、領収書程度の証憑書類の提出は求めるべきであったと考える。</p>		
<p>IV-6 家族再生・自立支援事業</p> <p>① 補助金に係る消費税等の確認について（指摘）</p> <p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉 「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金」及び「児童家庭支援センター運営事業費補助金」の交付要領では、「補助事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図りました。</p> <p>「児童家庭支援センター運営事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税の申告後に消費税及び地方消費税の申告に報告しなければならない。なお、知事に報告があつた場合に係る仕入控除税額が確定した場合は一部を県に納付せることがある。」と規定されているが、申請時も実績報告時にあっても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の納付（返還）の可能性が検討されない。 仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>		

テーマ・事業・監査結果		対応結果
② 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書の表記について（意見）	〈決算書の表記に誤解を生ずる可能性あり〉 補助金交付事業者から提出された、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書（以下、決算書）において、平成29年度分の補助金収入として、平成28年度分に帰属するものの補助金分を一括して受領したう（うち平成29年度分に帰属するもの（5,627,000円）と、平成29年度の単年度分の支出（6,251,531円）が計上されているところ、決算書上の前者の表記に基づき算定された金額（625,000円）の合計額（6,252,000円））が計上されてしまった。これは（前年度収入）となっていた。 過年度（平成28年度）に帰属すべき収入が平成29年度の収入に含まれてしまっているとの誤解が生じる可能性があり、補助金収入計上額の妥当性にも影響を及ぼす恐れがある。	補助金交付事業者に対し、決算書の計上項目を適切な名称とし、計上項目に注記を付すなどし、誤解が生じないよう指導しました。
V あらゆる分野における女性活躍の推進 V-1 DV対策基本計画推進事業	① 緊急一時避難が必要なDV被害者等に係るホテル利用の妥当性について（意見）	〈ホテルの利用が認められるケースであつたか検証可能な資料なし〉 DV被害者支援事業委託の仕様書によれば、緊急保護が必要な支援対象者を一時的に保護する場合、ホテルの利用が認められており、平成29年度は年間6回の利用実績がある。しかし、ホテルが利用された6ケースが、実際に緊急保護を要するものであったのか、また、深夜のようないかくに、ホテルを利用する以外の選択肢がどうかを詳細に検討した結果は残されていなかつた。市町からの相談の結果をふまえて、県がホテルの利用を妥当と判断するに至った経緯についても、文書として残しておくことが望ましいと考える。

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<p><b>② 外国人DV被害者相談に関する通訳費用基準について（指摘）</b></p>	<p>〈名簿登録者に依頼する場合とそれ以外とで2倍以上の差が生じる通訳料を改善すべき〉と規定の適用があると考えられる。</p> <p>① 「外国人DV被害相談による通訳事業実施要領」（以下、「本件要領」という。）第7条第1項 「通訳料は、県が別途定める額とする」として、同要領別紙に、「1時間2,000円+1言語2,000円」との通訳料基準が示されている。</p> <p>② 「DV被害者支援事業委託契約」に添付された「DV被害者支援事業委託仕様書」（以下、「本件仕様書」という。）第5条第3項 「通訳者は、県登録通訳者名簿から選定するものとし、通訳言語がないなどの場合は、他の機関に依頼することができる。他の機関に依頼する場合は、当該機関の定めの派遣単価により支払うこと」とされており。 この場合の通訳料は、上記①の基準に従つて計算すると7,000円となるはずであるが、実際にには1万6,000円（税抜）の通訳料が請求され、県側は請求通りの金額を支出している。</p> <p>上記①基準の記載ぶりは、通訳料金について「1時間2,000円+1言語2,000円」以外の例外は認めないようなものとなつておらず、本件に違反するものと解釈する。また、①基準に沿う支払と解釈するとしても、本件事例のように、名簿登録者に依頼する場合と、名簿登録外者に依頼する場合とで、通訳料に2倍以上の差が生じている不均衡状態は望ましくはない場合とから、今一度諸規則を整理し、公平かつ明瞭な通訳料基準を新たに設けるべきと考える。</p> <p>「外国人DV被害相談による通訳事業実施要領」における通訳料基準が明確になるように見直しました。</p>

令和2年5月1日

三 重 県 公 報

号 外

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---